



Regional Studies

地域研究

2021年10月

No. **27**



目 次

Contents

〈論文〉

鹿熊 信一郎・寺島 裕 晃：バヌアツにおける親貝移植によるヤコウガイの資源増殖…… 1
KAKUMA Shinichiro, TERASHIMA Hiroaki, Green Snail Resource Enhancement
through Spawner Restocking in Vanuatu

宮城 奈々：近世琉球における御用布注文の仕組みに関する考察
— 「道光15末年御手形写」・「道光18戌年御手形写」を中心として — …………… 21
MIYAGI Nana, Order Systems of Custom-woven Fabric Production as a Tribute
to the Ryukyu Royal Government in the Early Modern Period:
Paying special attention to *doko 15 midoshi otegata-utsushi* and *doko 18 inudoshi
otegata-utsushi*

姚 小 佳：中国における「企業会計制度」の存在意義…………… 41
YAO Xiaojia, The Significance of “The Accounting System for Business Enterprises”

〈研究ノート〉

牧 洋一郎：馬毛島の入会紛争・壺泊浦住民らの闘い…………… 57
MAKI Yoichiro, Iriai conflict of Mageshima & The fight by inhabitants of
Amadomariura-village

盛口 満：琉球列島の島々における建築儀礼上の海の動物たち…………… 69
MORIGUCHI Mitsuru, Sea animals at construction rituals in islands of Ryukyu
Archipelago

〈その他〉

劉 剛：栄養を正しく摂取する生活様式について（その一）
— 予防医学と現代医学の接点をめぐって — …………… 81
LIU Gang, About the lifestyle of proper nutrition (No. 1)
— On the point of contact between preventive medicine and modern medicine —

巻 頭 言

子どもの貧困や障がい者の支援を研究テーマにしているためか、近頃、SDGs関連のイベントや委員会に呼ばれることが多い。確かに貧困や社会参加の問題は「貧困に終止符を打ち、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動」という持続可能な開発目標に関係は深い。しかし、現在の社会経済的枠組みの中で本当にこうした課題が解決されるのか疑問に思う。

貧困の解決は政治家のいう「分配」の改善だけで済まない、超少子高齢社会でも一定の所得があれば生活が続けられる社会への転換となる。利便性の追求を捨て、大きな痛みを共有することでしか実現しないことが明らかであるにも関わらず、所得倍増などと謳うことは全くの詭弁である。税金を投入してもその投資先は旧態依然とした体質の産業であったり、変化を望まない地域であり、構造そのものを変えようとする「うねり」をむしろ阻んでいるのである。

「うねり」を起こすのはいつの時代も当事者である。貧困状況にある子どもや障がいのある人自身が社会を改革へと導くような人間力に「投資」が回る仕組みに転換していくことこそ真っ先に取り組むべき課題であろう。

さて、今回の紀要にも個性的な論考が揃った。鹿熊氏らによる「バナアツにおける親貝移植によるヤコウガイの資源増殖」は資源回復のためのプロジェクトに地域コミュニティが海洋保護区という形で応えた点が評価されている。宮城氏の「近世琉球における御用布注文の仕組みに関する考察」は、非常に丁寧な古典資料の分析から近世琉球の御用布注文の差出（注文者・部署）と御用布の使用用途について検討がなされている。姚氏の「中国における「企業会計制度」の存在意義」は、WTO加入に加入した中国が金融市場の対外開放に伴い世界各国からの投資が加速的に増える状況下で整備した「企業会計制度」について検討が加えられている。牧氏の「馬毛島の入会紛争・壺泊浦住民らの闘い」は、自衛隊基地整備計画が進む集落の住民の入会権訴訟から真の所有権者は誰かを伝えている。盛口氏の「琉球列島の島々における建築儀礼上の海の動物たち」は、琉球列島の島々の伝統的な建築儀礼において、クジラ、ワニ、サバと言った海の動物たちの名称が唱えられることに着目して、琉球列島の島々の文化や他島との交流に繋がることを指摘している。劉氏の「栄養を正しく摂取する生活様式について」は、琉球温熱療法院院長の屋比久勝子先生との対談から分子生物学から導き出した新たな栄養学から県民の健康に繋がるヒントを得ている。

紀要「地域研究」は琉球孤とアジア関連の研究を目的として編纂しており、上記の論考はすべてその趣旨に叶う力作である。今回のように幅広い見識をまとめることの意義を改めて感じている。投稿者の皆様に改めて感謝申し上げたい。

沖縄大学地域研究所
所長 島村 聡

バヌアツにおける親貝移植によるヤコウガイの資源増殖

鹿熊 信一郎*・寺島 裕晃**

Green Snail Resource Enhancement through Spawner Restocking in Vanuatu

KAKUMA Shinichiro, TERASHIMA Hiroaki

要旨

バヌアツのエファテ島でヤコウガイ資源が増加しているのは、10年前にJICAプロジェクトで実施した天然親貝の移植が寄与していることが、移植海域の生息数と殻高を調査した結果確認された。また、ウリピブ島で資源が増加しているのは、種苗生産・育成した成貝の移植が寄与していることが、調査の結果確認された。

要約

減少した資源を回復させるため、2007年にバヌアツのアネイチュム島からエファテ島にヤコウガイ親貝が輸送され、467個体がマンガリリウに、195個体がエファテ島北部沿岸に位置するレレバ島に移植された。2017年の調査では、親貝移植海域のヤコウガイ分布密度が周辺海域と比較してきわめて高く、親貝移植が当海域における資源の増加に寄与したと判断された。また、卓越する流れの下流部でヤコウガイ資源が増えているのは、移植海域からの幼生供給があったためと考えられる。分布していた貝の殻高組成とヤコウガイの成長速度から、2012-13年頃に卓越年級群が発生したものと考えられ、その群を発生させたのは、移植貝だけでなく、第二世代、第三世代の親貝も産卵に加わったと考えられる。

エファテ島で種苗生産したヤコウガイの小型成貝299個体が、2012年にウリピブ島に移植された。当海域でも、移植海域の分布密度が周辺海域よりきわめて高く、成貝移植が資源の増加に寄与したと判断された。殻高組成から、高密度に分布していた貝は移植貝と天然貝の両方の由来であると考えられる。

ヤコウガイ資源の増加は、親貝移植の効果だけでなく、地域のコミュニティがその海域をMPA（海洋保護区）に設定し管理したことも影響している。今後、JICAなどのプロジェクトでヤコウガイや他の定着性資源の親を移植する際は、MPA管理の支援とセットにするとともに、地域の人びとが管理に密接に関わる里海概念を導入するべきだろう。

キーワード：ヤコウガイ、バヌアツ、親貝移植、MPA、JICA

* 佐賀大学海洋エネルギー研究センター

** アイ・シー・ネット株式会社

Abstract

To recover the diminished resources, in 2007, green snails were transplanted from Aneityum Island to Efate Island in Vanuatu, i.e., 467 individuals and 203 individuals were transplanted in Mangaliliu and Leleta Island respectively. In the 2017 survey, the density of green snails in the transplanted area was extremely high compared to the surrounding area, indicating the transplantation of green snails contributed to the increase of resources in this area. The increase of green snail abundance in the downstream area of prevailing current is considered as due to the supply of larvae from the transplanted area. Based on the shell height composition and the growth rate of the green snail, dominant year classes occurred around 2012-13. It is probable that not only the transplanted snails but also the second- and third-generation green snails joined spawning.

A total of 299 small adult green snails produced in the hatchery of Efate Island were transplanted to Uripiv Island in 2012. The density of green snails in the transplanted area was much higher than that of the surrounding area in 2017, suggesting that the transplantation of adult shells contributed to the increase of the resource. Based on the shell height composition, the densely distributed green snails may have based on both transplanted and natural individuals.

The increase of the green snail abundance was not only due to the transplantation of the spawners, but also due to the resource management in MPA (Marine Protected Area) established by the local community. In the future, when JICA and other projects transplant green snails or other sedentary resources, they should be combined with support for MPA management and introduce the concept of Satoumi, where local people are closely involved in management.

1. はじめに

ヤコウガイ (*Turbo marmoratus*, 図1) は、成長すると殻高が20cmを超える大型の巻貝で、身は食用に、殻は螺鈿などの材料として利用され、奄美・沖縄を含む太平洋島嶼国の重要な水産資源となっている。しかし、近年、太平洋全域で乱獲により資源が減少している。

図2に、1950～2004年のバヌアツにおけるヤコウガイ殻の輸出量推移を示した。乱獲により資源がほぼ崩壊状態になり、1995年以降、輸出が成立しなくなった (Pakoa et al. 2014)。このため、2005年から2020年まで、ヤコウガイは全面禁漁になった。2021年現在、漁業を再開するか検討中である。1990年代における加工前のヤコウガイ殻の価格は、キロあたり1,700～2,000円なので (Pakoa et al. 2014)、50トンなら8千5百万円～1億円に



図1 ヤコウガイ

なり、重要な輸出商品だったことがわかる。

JICA（国際協力機構）は、バヌアツにおいて2006年～2009年に技術協力プロジェクト「豊かな前浜プロジェクト・フェーズ1」により、バヌアツ政府水産局（以後、水産局）の貝類増養殖技術の向上およびエファテ島の村落を対象とした住民参加型資源管理に関する技術支援を実施した。

2011年～2014年にはフェーズ2のプロジェクトとして、エファテ島北西部、マラクラ島、アネイチウム島においてフェーズ1を発展させたプロジェクトを実施した（図3）。2017年からは、主な対象地域をサント島南部、タンナ島のワイシシ、エマエ島に替えてフェーズ3が開始された。

筆者（鹿熊）は2013年に、フェーズ2プロジェクトの中間評価、後半の活動に対する技術的指導などを目的とする運営指導調査に参加した。また、2016年にフェーズ3プロジェクトの詳細設計を行うための調査団に加わった（鹿熊 2017）。これらの調査の際、資源が枯渇し

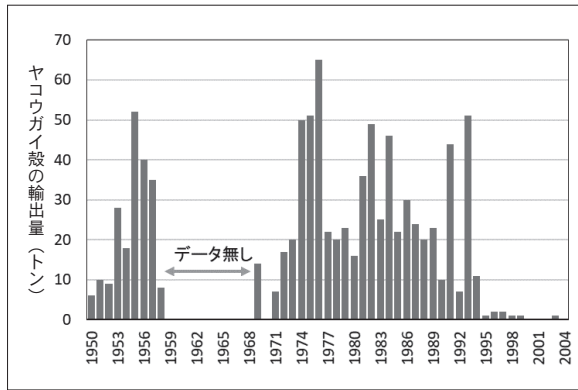


図2 ヤコウガイ殻の輸出量。
Pakoa et al. 2014の図を元に著者ら作成

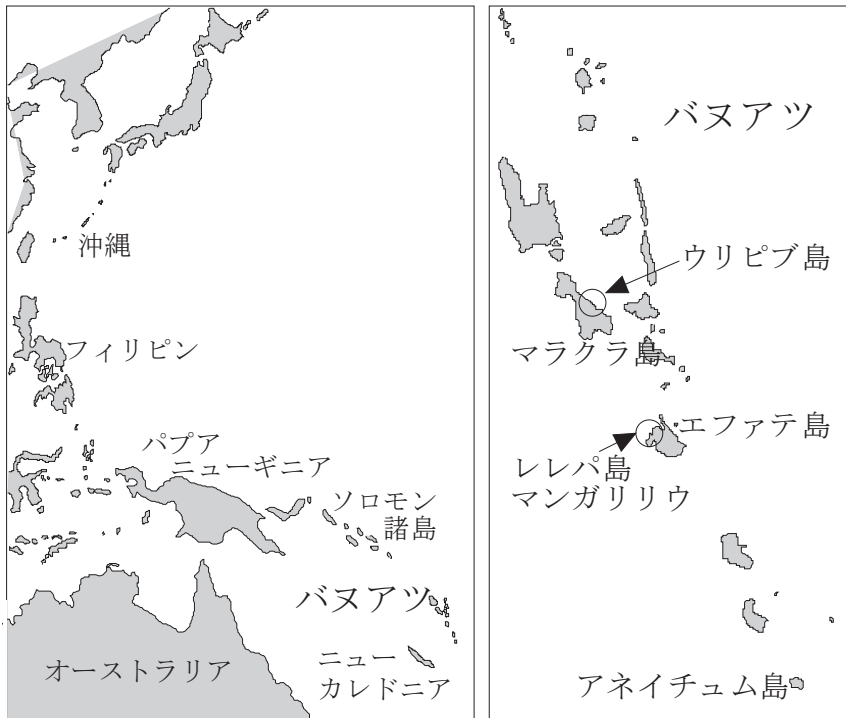


図3 バヌアツの位置とフェーズ2の対象地区

たと言われていたエファテ島でヤコウガイ資源が増えていると水産局から報告された。このプロジェクト・フェーズ1では、2007年にアネイチュムから輸送したヤコウガイ親貝662個体を、エファテ島北西部の3地区に移植している(Terashima et al. 2018)。水産局は、エファテ島でヤコウガイ資源が増えたのは、この親貝移植が原因ではないかと考えていた。

沖縄でも、減少したヤコウガイ資源を回復させるため、陸上施設で生産した人工種苗(稚貝)を放流する試みが長期間実施された。しかし、稚貝の放流では、生残率・回収率がとても低く、比較的大型の殻高50mmの稚貝の放流では、回収率は2~5%、殻高25~30mmでは回収率は0だった(久保・太田 2006)。放流した稚貝が成長し十分な量を産卵することで資源が回復することは期待できなかった。このため、沖縄県はヤコウガイの種苗放流事業を中止した。

これに対し親貝の移植では、移植したその年にも産卵することが期待できる。しかも、親貝を密に配置することで、受精率を天然のものより飛躍的に高められる可能性もある。エファテ島のヤコウガイが増えたのは、この移植親貝の産卵が原因と想定する根拠はある。しかし、これを科学的に示すデータはなかった。

また、水産局は、2007年にアネイチュムから輸送した親貝を用いて種苗生産した稚貝を陸上水槽で飼育していた。餌料不足で成長は遅く、2012年時点(5歳)で平均殻経56mm(殻高58mm)だった。この299個体を、マラクラ島北東部のウリピブ島東に移植した。ここでもヤコウガイが増えていると報告があったが、やはりこれを科学的に示すデータはなかった。

このため、フェーズ3では、プロジェクトの一環としてヤコウガイ資源増加の科学的調査が実施された。調査は2017年5月~6月に、水産局と本プロジェクトを受託したアイ・シー・ネット株式会社、および現地コミュニティの調査協力者により実施された。調査海域は、エファテ島北西部のマンガリリウ、レレバ島、モソ島、ハット島、トゥクトゥク、マラクラ島北東部のウリピブ島、ウリ島の7地区である。調査海域は、移植海域とヤコウガイの幼生が流れで運ばれる可能性の高い卓越する流れの下流海域を選定した。

本稿は、この調査結果の考察を中心に、親貝移植によってヤコウガイ資源を回復させることが可能か検討する。

2. 調査方法

各調査地区に3~5の調査サイトを計26サイト設定した。サイトは、移植地点のほか、その地区の漁業者からの聞取で過去にヤコウガイの生息域だった場所を選んだ。各サイトで、岸から50m以上離れた水深0.5~6mの海底に、岸と平行に50mのトランセクトラインを50m間隔で5本ひいた。このラインに沿って、2人のダイバーがラインの両側2mに出現したヤコウガイの数と殻高をスキンドайビングにより測定した。同時に、ライン直下の底質を岩盤、サンゴ、レキなど7種類に分類し記録した。

3. 調査結果

1) マングリリウ

エファテ島北西部の調査サイトを図4に示した。また、100m²あたりのヤコウガイ発見数を図5に示した。

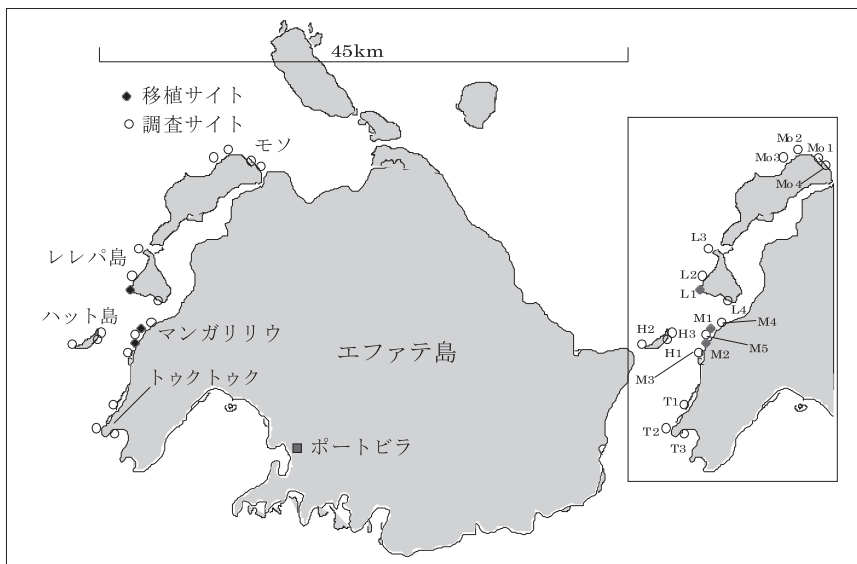


図4 エファテ島北西部の調査サイト

マングリリウでは、2007年にアネイチウムから運ばれた親のヤコウガイ467個体が、集落前 (M1) に262、その約1 km南西のカトア (M2) に205移植された (Terashima et al. 2018)。2017年5月15日の調査では、移植海域の2つのサイトでそれぞれ1.6、1.3個体/100m²でヤコウガイが分布していた。周辺3海域のサイト (M3、M4、M5) にはヤコウガイは分布していなかった。この分布量は、フランスのIRD (Institut de recherche pour le développement : 国立開発研究所) が2011-12年にほぼ同じ海域、同じ方法で実施した調査結果 (Dumas et al. 2012) の0.2個体/100m²よりかなり多い。5～6年間で資源が約3倍に増えた計算になる。地元の漁業者によれば、親貝移植の前にヤコウガイはこの海域に分布していなかった。また、太平洋でさまざまな調査を実施している国際機関SPC (Pacific Community) が2003年にエファテ島

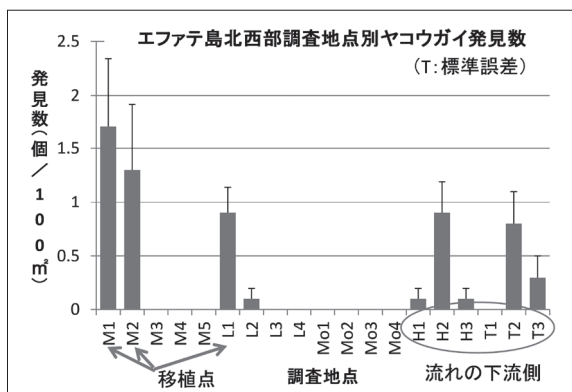


図5 エファテ島北西部のヤコウガイ発見数

北西部で行った調査では、ヤコウガイは分布していなかった。2013年の調査では38個体を発見した（密度は不明）。

2017年の調査で確認された計29個体の殻高組成を図6に示す。平均殻高はM1が187mm、M2が195mmだったが、90～230mmと組成の幅は広く、複数の年級群が存在していた。特に200～210mmの個体が多かった。

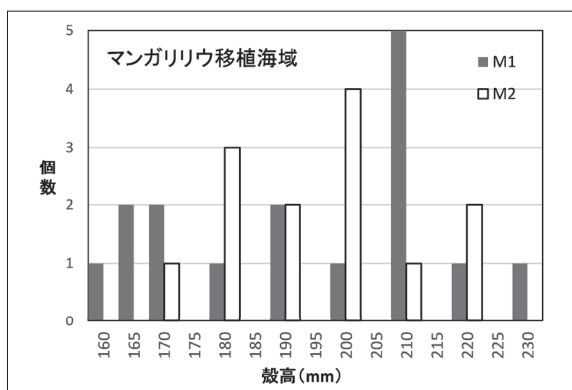


図6 マングリリウの移植海域における殻高組成（殻高90mmの1個体を除く）

2) レレバ島

レレバ島では、2007年にアネイチユムから輸送された親貝195個体が西側の海域(L1)に移植された(Terashima et al. 2018)。2017年5月12日の調査では、移植海域で0.9個体/100m²、その北側海域(L2)で0.1個体/100m²分布し、他の周辺2海域にはヤコウガイは分布していなかった。地元の漁業者によれば、親貝移植の前にヤコウガイはこの海域に分布していなかった。

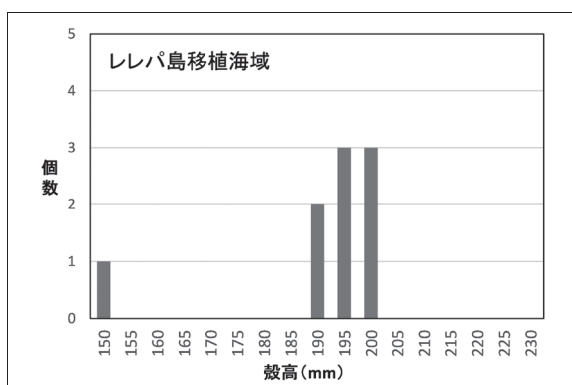


図7 レレバ島におけるヤコウガイの殻高組成（殻高100mmの1個体を除く）

確認された計10個体の殻高組成を図7に示す。平均殻高は181mmだったが、190～200mmの個体がほとんどだった。

3) モソ島

モソ島の4調査サイトにはヤコウガイは分布していなかった。この主因は、モソ島では他の移植地点のように親貝をスキンドビングで海底の岩の割れ目などに設置するのではなく、船上から海に投入したため、正確な移植地点が不明だったためだと考えられる。

4) ハット島とトゥクトゥク

移植海域からの卓越する流れの下流側に位置するハット島とトゥクトゥクでは、ハット島の西岸のH2で0.9個体/100m²、トゥクトゥクのT2で0.8個体/100m²と高い密度でヤコウガイが分布していた。流れにより移植海域で生まれたヤコウガイの幼生が輸送され、当海域で着底したものと考えられる。水産局によれば、2012年の調査の際に当海域でヤコウガイは発

見されていない。

5) ウリピブ島とウリ島

ウリピブ島とウリ島の調査サイトを図8に示した。また、100㎡あたりのヤコウガイ発見数を図9に示した。2012年に小型成貝299個体を移植したウリピブ島東岸のサイト(U1)で、ヤコウガイは1.4個体/100㎡と高い密度で分布していた。ウリピブ島北岸のサイト(U2)では、ヤコウガイは0.4個体/100㎡分布していた。ウリピブ島の他の2つのサイトでは、ヤコウガイは分布していなかった。移植を行う前に調べたときは、当海域にはヤコウガイは分布していなかった。ウリピブ島の漁業者や水産局の話でも、成貝移植を実施する前にはウリピブ島周辺にヤコウガイはほとんどいなかった。

マラクラ島側でウリピブ島から約1.5km離れたウリ島北東部のサイト(U5)では、ヤコウガイは0.5個体/100㎡分布していた。ウリ島の他の2つのサイトではヤコウガイは分布していなかった。

平均殻高は、ウリピブ島が157mm、ウリ島が128mmだった。ウリピブ島で確認された計18個体の殻高組成を図10に示す。マンガリリウやレレバ島と比べて小さく110-180mmだった。

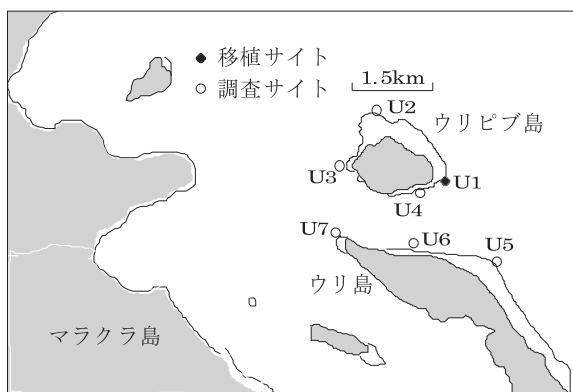


図8 ウリピブ島とウリ島の調査サイト

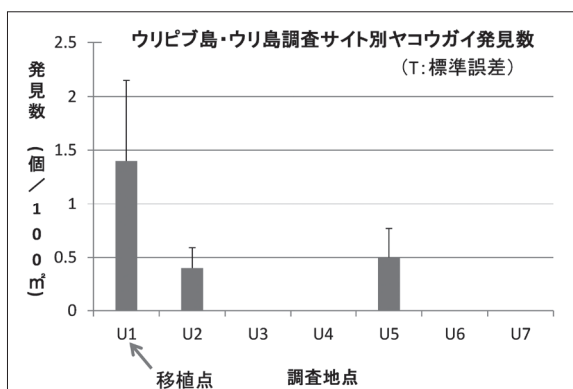


図9 ウリピブ島とウリ島のヤコウガイ発見数

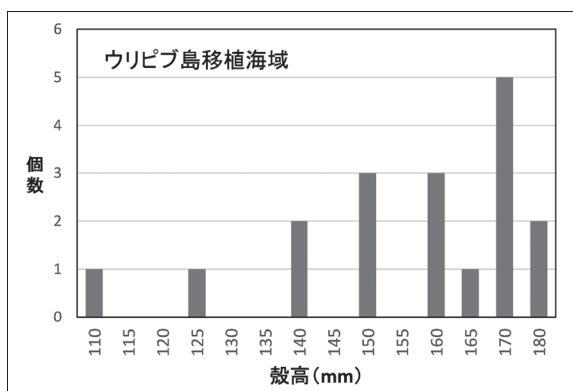


図10 ウリピブ島調査サイトにおける殻高組成

6) 調査サイトの底質とヤコウガイの分布

エファテ島北西部の底質は、平らな岩盤が多く55-90%、次いで造礁サンゴが10-40%、レキ場は少なく、砂地はなかった。ウリピブ島とウリ島も同様に、平らな岩盤が55-95%、造

礁サンゴが5-40%、レキ場や砂地はほとんどなかった。底質とヤコウガイの分布量に明瞭な関係はなかったが、岩盤が多いとヤコウガイの分布量が少なく、サンゴが多いとヤコウガイの分布量が多くなる傾向が認められた。

4. 考察

1) エファテ島のヤコウガイ資源の状況

IRDが2011-12年に実施した調査では、エファテ島のヤコウガイの分布密度はMPA (Marine Protected Area: 海洋保護区) 内で0.15個体/100m²、MPA外で0.04個体/100m²と低かった (Dumas et al. 2012)。2007年に親貝移植を行ったときは、さらに低かったと考えられる。全面禁漁であるのにMPA内でヤコウガイの分布密度が高いのは、MPAは地元のコミュニティが監視を行うことが多いのに対し、MPAでない海域は、密漁が頻繁に起こったためと考えられる。また、MPAに設定した海域は、過去に好漁場だった海域が多く、ヤコウガイの生息に適していることも影響しているだろう。

図11は、水産資源の親の量とそれ由来の子の量の関係を示した再生産曲線である。親の量がある程度あれば、子の量は親の量に関わらず安定している。しかし、親の量がある限界を超えて減ってしまうと、子の量は急激に少なくなって資源も急減してしまう (加入乱獲、Gulland 1983)。定着性資源では、親の量が減ると親間の距離が大きくなり、放卵放精しても受精できない可能性が高くなる。その結果、加入量が減って資源 (親の量) も減るという悪循環に陥る。2007年頃のエファテ島のヤコウガイ資源の状態は、そのようなものだったと考えられる (鹿熊 2017)。

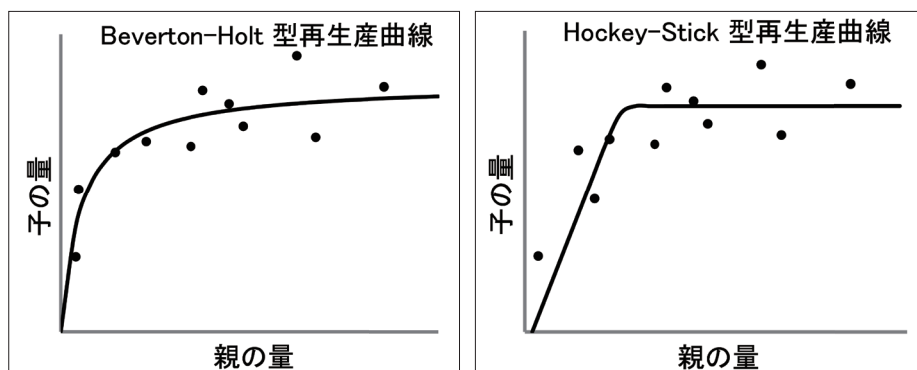


図11 水産資源の再生産曲線

2) ヤコウガイの成長速度

マンガリリウでは、殻高210mm程度のヤコウガイが多かった。これらの貝は何年頃生まれたのだろうか。貝の年齢は、標識放流貝であれば判断できることが多い⁽¹⁾。しかし、ヤコウガイは波の荒い海域で岩の隙間などに生息するため、標識を残すことは困難である。沖縄県は10年近く効果的な標識の開発に努めたが、脱落率の低い標識はなかなか見つからな

かった。事業の最終段階で、ようやく殻を削り樹脂で保護する方法が最も標識が残ることがわかった（沖縄県 1994-98; 1999-2004）。鹿児島県は、配合餌料を食べさせることで殻を白い色に標識する方法を開発している（鹿児島県水産技術開発センター 2010）。

バナアツでは、親貝移植の場合、蓋に2Bの鉛筆で年月日や個体番号などを書き込む方法を用いており、有効であることが確認されている。鹿熊は、2016年にマンガリリウのMPAを潜水（スキューバダイビング）調査した（鹿熊 2017）。その際、貝殻の蓋に鉛筆で「A----」という文字が書き込まれた貝を発見した。これは、親貝移植の翌年（2008年）に水産局がカトアを調査した際、4つのゾーンのうちゾーンAで再捕された貝に書き込んだものである（Jimmy et al. n.d.）。カトア から約1 km離れた集落前に移動したことになる。2016年時点で8年間は鉛筆の跡が残ったことになり、貝の年齢は、その時点で移植時の年齢+9歳ということになる。また寺島も、2017年の調査時に、移植時に書き込まれたと考えられる番号が付いたヤコウガイを3個体見つけた。

マンガリリウで2017年に見つかったヤコウガイの大部分には標識がなく、移植後新規に当海域に加入したものと考えられる。新規加入し成長した標識のないヤコウガイの年齢は、成長曲線（年齢とサイズの関係）がわかれば貝の大きさから推定できるが、バナアツを含む太平洋島嶼国ではこの情報は存在しない。このため、沖縄と奄美で再捕された標識貝の成長から導き出した成長曲線（図12、鹿児島県水産技術開発センター2010; n.d.等）を使い、貝の年齢を推定する。後から種苗生産・放流を始めた奄美の成長が速い。再捕数は奄美が圧倒的に多いため、こちらがより実態に近いと考えられる。

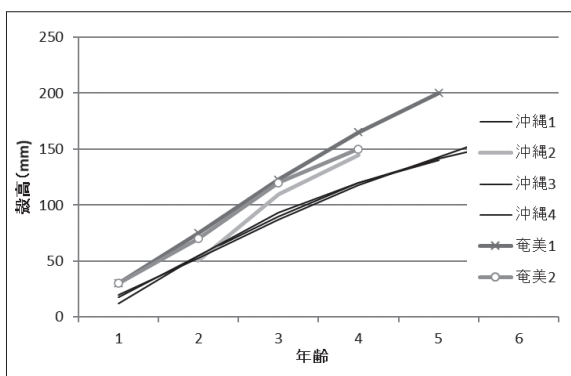


図12 沖縄・奄美におけるヤコウガイの成長曲線

成長から導き出した成長曲線（図12、鹿児島県水産技術開発センター2010; n.d.等）を使い、貝の年齢を推定する。後から種苗生産・放流を始めた奄美の成長が速い。再捕数は奄美が圧倒的に多いため、こちらがより実態に近いと考えられる。

この奄美の成長曲線では、マンガリリウで多かった210mmの貝は5歳になる。しかし冬のないバナアツでは、水温が奄美より安定して高いため、ヤコウガイの成長は奄美より少し速いと考えられる。このため、210mmは4-5歳で、180-220mmの貝を含めて2012-13年頃に卓越年級群が発生した可能性が高い。2012-13年産卵であれば、ヤコウガイは3歳で産卵可能になると考えられるので、移植貝が2007-09年に産卵しその後加入した第二世代、そして第三世代の貝も産卵に加わった可能性が高い。

3) エファテ島北西部でヤコウガイ資源が増えた理由

(1) マンガリリウとレレパ島

マンガリリウとレレパ島で高密度に分布するヤコウガイのうち、2007年の移植時から

生き残っているものは少ないと考えられるが、新規に加入したものは移植貝由来なのだろうか。それとも、もともと周辺にいた貝や別海域の天然貝由来なのだろうか。これを定量的に分けることは、今ある情報だけでは困難である。しかし、マンガリリウの移植海域の2つのサイトで、それぞれ1.6、1.3個体/100㎡と高密度でヤコウガイが分布しており、周辺3海域のサイトにはヤコウガイは分布していなかった。レレパ島でも、移植海域で0.9個体/100㎡と高密度でヤコウガイが分布しており、その北側海域で0.1個体/100㎡、他の周辺2海域にはヤコウガイは分布していなかった。移植前にはヤコウガイはほとんど分布していなかったと考えられるため、親貝移植が当海域のヤコウガイ資源の増加に寄与したと判断してよいと思われる。

加入群が移植親貝由来であるとすれば、セルフシーディング（ある海域で生まれた幼生が、その海域に着底すること）が起こったことになる。セルフシーディングが起こるかどうかは、幼生の浮遊期間とその海域の流れが重要な条件になる。

ヤコウガイ幼生の浮遊期間は約2.5日と短く、タカセガイは約2日、ヒメジャコ（シャコガイの1種）は6-7日、ミドリイシ属サンゴは4-5日⁽²⁾、オニヒトデは餌の条件によって2-4週間、シラヒゲウニは20-30日、イセエビ類は半年-1年である（鹿熊1989）。ヤコウガイは流れで大きく分散しないで繁殖する戦略をとっており、セルフシーディングは比較的起こりやすいと考えられる。

サンゴ礁海域の流れは、流れの速さでは潮汐流の成分が大きい、潮汐流は基本的に往復流で幼生の輸送にはあまり関与しない。リーフ内では、礁嶺での碎波で生じる波浪流やチャンネルを通してリーフ外へ流出する流れなど、地形に関係した一方向への流れが生じることがある（白木ら2014）。リーフ外では、風に起因する吹送流が大きく影響すると考えられる（鹿熊2002）。当海域は貿易風（東風）や地形の影響で、南西に向かう流れが卓越する。セルフシーディングが起きるには、産卵期⁽³⁾のある時期に、この南西流が弱いことが条件になる。当海域でヤコウガイの卓越年級群が発生したと考えられる2012-13年は、この条件に合っていたのだろう。

移植直後の2008年でなく、2012-13年頃に大きな群が加入した理由は、第二世代、第三世代が産卵に加わった可能性とともに、卓越年級群の発生は、親の量だけでなく流れなどの偶然の条件に左右されることが多いためである。前後数年間の何倍もの卓越年級群が発生することは、サンゴやシラヒゲウニでも起きている。沖縄島北部では、2001年にその前後数年よりはるかに多いミドリイシ属サンゴが加入した。シラヒゲウニも、2006~2007年に沖縄島北部で大きな卓越年級群が加入した。

(2) ハット島とトゥクトゥク（卓越する流れの下流域）

サンゴでは、沖縄島北部西岸から50km以上離れた慶良間諸島が、同海域へのサンゴ幼生の供給源であることが確認された。GPS漂流ブイ、海洋レーダ、係留系観測による

流れの調査と数値計算、および海域でのサンゴ幼生の分布密度調査、ミドリイシ属サンゴ幼生の着底行動の観察から、サンゴの産卵期に、幼生が着底場所の探索行動を開始する受精後4～5日間で、慶良間海域から沖縄島北部西岸に到達する流れの存在が立証された（灘岡ら 2006）。

ヤコウガイの親貝移植には、セルフシーディングだけでなく、流れの下流海域へ幼生を供給する機能もあると考えられる。マンガリリウやレレバ島の移植海域から西～南西に約5 km離れたハット島のあるサイトでは、ヤコウガイが0.9個体/100m²と高密度で分布していた。南西に7 km離れたトゥクトゥクのあるサイトでは0.8個体/100m²だった。また、両海域でのヤコウガイの殻高組成はマンガリリウやレレバ島と似ていて、同じ期間（2012-13年頃）に、同じ貝由来の卓越年級群が加入したものと考えられる。マンガリリウやレレバ島の移植親貝とその第二世代、第三世代が、流れの下流海域へ幼生を供給した可能性が高い⁽⁴⁾。

(3) マンガリリウの2つの移植海域の中間点でヤコウガイがいなかった理由

卓越する流れの5～7 km下流海域のハット島とトゥクトゥクにヤコウガイの幼生が到達したと考えられるのに、マンガリリウの2つの移植海域（M1、M2）の中間点M5にはヤコウガイは分布していなかった。M5は、M1、M2からそれぞれ約500mしか離れていない⁽⁵⁾。

この理由は、ヤコウガイは限られた好適生息域に集中して分布する傾向があるためだと考えられる。本調査でも、各調査サイトの5本の調査ラインにおいて、ヤコウガイ分布数の標準偏差、標準誤差は大きかった（図5、図9）。

205個体を移植したマンガリリウのカトア（M2）では、約1年後にモニタリングが実施され、70個体が再捕されている。4つに分けたゾーンのうち、最も浅く海底地形が複雑で貝が隠れる場所の多いゾーンでは、ヤコウガイの密度は他のゾーンの平均より7倍高かった（7.4個体/100m², Jimmy et al. n.d.）。浅い海域は、海底に届く日射量が多く、小型海藻は食べられても短時間で再生する。ヤコウガイが餌料海藻を求めて浅い海域に移動した可能性もある。鹿熊が2013年にアネイチュム、2016年にマンガリリウの集落前（M1）を調査したときも、水深1-2 mの浅い海域にヤコウガイは高密度で分布していた。

好適生息域の条件の一つは、ヤコウガイの稚貝や成貝が隠れることができる岩のくぼみ、割れ目、穴など複雑な構造が多いことだと考えられる。7つに分類した底質では、M5はM1、M2と比べてやや平らな岩盤が多いものの大きな違いはなかった。しかし、微細地形は大きく異なっている可能性がある。もう一つの条件は餌料藻類の有無である。特に稚貝が食べる微細藻類の有無が重要である（鹿児島県水産技術開発センター 2010; Terashima et al. 2018）。調査サイトを決める際は、時間の関係でこのような微細地形や微細藻類の有無を調べる余裕はなかったが、移植サイトを決める際は、これらを十分調べて決定している（Jimmy et al. n.d.）。

4) ウリピブ島でヤコウガイ資源が増えた理由

(1) 移植貝の移動

移植貝の蓋には鉛筆で標識を行っている。水産局が移植海域に50mの調査線を設定し、その内側と外側10m幅のヤコウガイを移植翌日、1ヶ月後、3ヶ月後、6ヶ月後、1年後に調査している。その結果、1ヶ月後には調査区域内外の移植ヤコウガイは155、3ヶ月後には45、6ヶ月後には0に減少した。標識のない野生のヤコウガイは、6ヶ月後に3、1年後に2個体確認されている。食害による死貝の発見数も多くないことから、移植貝の多くは移植海域の外、特に波が荒く調査ができなかった浅い海域に移動したのではないかと推定されている (William and Sone 2013)。

2017年6月8日に調査し発見したヤコウガイには、蓋に「JICA2017」と記入している。1週間後の6月15日にほぼ同じ海域で6個体をボート上に揚げたが、そのうち1個体のみJICA2017と記入されていた。このことは、この海域のヤコウガイの移動混合が大きいことを示している。

(2) ヤコウガイの分布量と殻高組成

小型成貝移植を行ったウリピブ島東海域にヤコウガイは1.4個体/100m²の高密度で分布していた。周辺3海域では、それぞれ0.4、0、0個体/100m²の密度だった。このことから、マンガリリウやレレパ島と同じように、移植貝の産卵とセルフシーディングにより、当海域のヤコウガイ資源の増加に成貝移植が寄与したと判断してよいと思われる。

ウリピブ島東で2012年に移植した小型成貝は、標識された貝が見つからないこと、当海域のヤコウガイの移動が大きいと考えられることから、5年後の2017年まで当海域に残っている可能性は低いと考えられる。したがって、当海域のヤコウガイは、新たに加入したヤコウガイということになる。ウリピブ島のヤコウガイの殻高組成は、マンガリリウやレレパ島と比べて小さく110-180mmだった。年齢は2歳半～4歳半 (2013-15年生まれ) と考えられる。

移植した小型成貝は、陸上水槽において餌不足の状態で飼育されたため、年齢は5歳でも平均殻高は58mmしかなかった (通常なら200mm以上に成長する年齢)。奄美では産卵可能サイズは殻高120mm以上とされている (鹿児島県水産技術開発センター 2010)。年齢5歳、殻高58mmのヤコウガイが産卵するかどうかは不明であるが、一般的に産卵量は体長が大きくなるにつれ指数関数的に増えるので、移植貝が本格的に産卵に参加したのは2014年以降と考えられる。したがって、2017年6月8日の調査で見つかったヤコウガイのうち、移植貝由来の加入群は比較的小型のもの (160mm・3歳半以下) が主体と考えられる。160mmより大きい貝 (14個体のうち5個体) は、もともとウリピブ島にいた天然貝か別海域の天然貝由来で加入した個体であろう。

(3) ウリ島のヤコウガイ資源

ウリピブ島南東約2 kmのウリ島の調査点で、ヤコウガイは0.5個体/100m²と比較的高密度で分布していた。この海域で見つかった貝の殻高は100, 100, 130, 150, 160と全て160mm以下なので、2017年にウリピブ島で見つかった160mmより大きい貝の幼生の供給源とは考えられない（少なくとも200mm以上でなければならない）。逆に、当海域の卓越する流れは不明だが、ウリ島の調査サイトで見つかったヤコウガイが、ウリピブ島で移植した小型成貝由来である可能性はある。

5) MPAによるヤコウガイ資源の保護

水産資源の管理ツールには、漁具・漁法制限、禁漁期、禁漁区（MPA）、サイズ制限、漁獲量制限、免許などさまざまなものがあるが、熱帯域の途上国では、MPAが最も効果的だと考えられる。その理由は、綿密な調査なしでも漁業者の知識（特に重要対象種の産卵場・産卵期）を基に設定が可能なこと、熱帯の特徴である魚種の数が温帯域よりも格段に多いことに対応していること、サンゴ礁やマングローブ等の生態系保全にも適用できること、様子をみて場所、面積、時期を順応的に変更できること、など数多くある（鹿熊 2007）。

MPAと呼ばれる保護区は非常に多様である。完全禁漁か一部利用を認めるか、全魚種禁漁か対象種を決めるか、周年・永久設定か季節・期間を限定するか、などさまざまである。面積も1ヘクタールに満たないものから数千万ヘクタールのももある。しかし、大きく分けると、政府主体で設置するか地域コミュニティ主体で設置するかが重要な違いになる。コミュニティ主体のMPAは、法的根拠が弱いものの、地域コミュニティが監視を行うため効果的なものが多い。順応的な運営が行いやすく、運営コストも比較的小さい（鹿熊 2007）。

バヌアツのヤコウガイのMPAは、コミュニティ主体のMPAである。マンガリリウ、レレパ島、ウリピブ島でヤコウガイ資源が増えたのは、親貝・成貝移植とセルフシーディングが寄与したこととともに、移植海域が現地コミュニティのタブーエリア（MPA）に設定されており、コミュニティが監視などの管理活動をしっかり行っていたことも重要な要因となっている。他の地区では、ヤコウガイの密漁が頻繁にあったことが報告されている。2015年9月30日付けのVANUATU Daily Postには、日本の支援によりエファテ島のヤコウガイ資源が増えたこと、その資源が密漁で脅かされていることが記載されている。IRDが2011-12年に実施した調査では、エファテ島以外でも、アネイチュムでヤコウガイの分布密度は、MPA内1.5個体/100m²、MPA外0.02個体/100m²だった（Dumas et al. 2012）。

6) 定着性資源の親の密集移植

(1) ヤコウガイ・タカセガイ導入の歴史

太平洋では東へ行くほど生物多様性は低くなる。このため、ヤコウガイ・タカセガイの多い西側の島嶼国から、これらが分布していない東側の島嶼国へ親貝を輸送し、資源

として定着させる試みが数カ国で実施された。

1967年、バヌアツからそれまでヤコウガイが分布していなかったタヒチ島へ300個体のヤコウガイが輸送された。輸送技術が十分でなかったため、12日間の輸送で生き残ったのは42個体だった。ところが、この42個体の親貝をタヒチ島の東端に移植したところ、ヤコウガイ資源が定着した。13年後の1980年の調査では、タヒチ島の東岸～北岸を中心に南西部を除く全域で計499個体のヤコウガイが確認された。また、ヤコウガイの収穫も行われるようになった (Yen 1991)。この移植 (導入) は、いくつかの好条件がたまたま重なって成功したものと考えられるが、親貝移植のポテンシャルと、たった42個体の親貝でも好条件下では資源増に貢献できることを示す例である。ただし、もともといない種を他国から輸送し移植することは、外来種の導入になるため、現在は通常認められない。

2016年時点で、エファテ島南海域ではヤコウガイの密漁が頻繁に報告されている。この事実は、同海域においてヤコウガイ資源が増えていることを示す。移植海域からの距離 (数十km)、卓越する風・吹送流の向きを考慮すると、資源が増えた原因となるヤコウガイの幼生は、移植海域ではなく別海域の天然貝由来と考えるのが自然である (Pakoa et al. 2014)。しかし、IRDの2011-12年の調査では、エファテ島南東海域でヤコウガイの生息数は0、北東部のMPA内で0.09個体/100m²、MPA外で0.02個体/100m²と極端に少ない状態だった (Dumas et al. 2012)。また、エファテ島の風向は貿易風の東風が卓越するが、常に東風が吹いているわけではなく、北風や西風が吹くこともあり、移植海域で生じた多くの幼生が吹送流で南や東へ運ばれることもあったと考えられる。流れの下流側で成長した第二世代、第三世代の貝が産卵し、その結果、タヒチと同じように、徐々に資源が島の反対側まで広がった可能性は残っている。これを科学的に証明することは困難で、集団遺伝学的な調査研究が必要とされる。

タカセガイでも親貝導入の成功例がいくつもある。古くは1927-1931年に、パラオからそれまでタカセガイが分布していなかったミクロネシア連邦のトラック (現チューク) へ、計6,724個体のタカセガイが輸送・移植された。その後もコスラエやポンペイにタカセガイは輸送され、外貨を得る重要な輸出資源に成長した (Yamaguchi and Kikutani 1989)。トンガでも1994年、JICAプロジェクトによりフィジーから1,092個体のタカセガイが輸送され、種苗生産用の141個体を残し移植された。その結果、資源の定着に成功し、いくつもの地区でタカセガイの新規加入群が見られるようになった (Kikutani et al. 1995)。

(2) シラヒゲウニの移植と養殖

親の移植による資源再生は、貝類だけでなく他の定着性資源にも応用できる。この際、親を密に配置して受精率を高めることが重要である。定着性資源の受精率は、精

子の密度に大きく左右されるためである。ウニ類に関しては、沖縄ではシラヒゲウニ (*Tripneustes gratilla*) が重要な資源になっているが、近年、資源は激減している。2016年7月29日付の琉球新報では「シラヒゲウニは最盛期の1975年には漁獲量が2,200トンあったが、2013年には約千分の1の2トンとなっており、極端な資源の減少が進んでいる」とされている。このため、シラヒゲウニの好漁場であった沖縄島北部の5つの漁業協同組合は、2016年にシラヒゲウニを全面禁漁にした。

最も漁獲量の多かった今帰仁村では、資源が減少する前はシラヒゲウニの移植を行っていた。ウニ類は生殖腺が商品になり、生殖腺の大きさは、生息海域の海藻の繁茂状況に大きく左右される。このため、ウニは多いが海藻の少ない海域から、海藻の多い海域へのウニの移植が長年行われてきた。たとえば、1999年には2日間で46,000個体のウニが移植された (鹿熊 2006)。シラヒゲウニの移植は、生殖腺を大きくするだけでなく、資源を維持する上でも重要な役割を果たしていたと考えられる。しかし、現在は移植ができるほどの資源水準ではなくなってしまった。

フィリピン・ルソン島北部では、シラヒゲウニをケージ養殖することで周辺海域の資源を増やすことに成功している (Meñez et al. 2008)。親を密集して養殖することで、産卵時の受精率が高まったためと考えられる。移植と比べ養殖は必要な稚ウニの数は少なく、生残率も飛躍的に高くなるため、沖縄でもこの方法を試してみる価値があると考えられる。

また、Meñez et al. (2008) には、稚ウニの着底を促進する物質についても記載されている。ウニ養殖業者の話では養殖ケージの近くに局所的に稚ウニが多く、シラヒゲウニを粉砕して投入した飼育水では幼生から稚ウニへの変態が促進されている。つまり、親ウニの存在が稚ウニの着底を促進する可能性を示している。同種のウニが存在すれば、そこは隠場や餌の条件で有利な可能性が高いためだろう。シラヒゲウニだけでなく、他の定着性無脊椎動物でも、同種や餌の存在が着底を促進することが報告されている (Rodriguez et al. 1993)。このことは、マンガリリウやレレバ島で、移植海域だけにきわめて高密度でヤコウガイが分布していた理由の一つかもしれない。

(3) 造礁サンゴの移植と養殖

現在、減少してしまったサンゴ礁を再生させるため、沖縄各地で造礁サンゴの移植活動が行われている。しかし、サンゴの移植を批判する意見も多い。その一つは「失われてしまったサンゴ礁の面積に対し、移植で再生できるサンゴ礁の面積ははるかに小さい」というものである。このため、サンゴの移植は、移植によって直接サンゴを増やすのではなく、移植したサンゴが産卵し、周辺海域のサンゴを増やす方法が主流になってきた。この方法に対しても「移植後生き残り、産卵可能なサイズまで成長したサンゴより、自然に残っている産卵可能なサンゴの方がはるかに多い」という批判があった。しかし、

サンゴの数が減り親間の距離が大きくなると、自然の状態では受精がうまくいかなくなる可能性がある。

ミドリイシ属のサンゴは、受精率を高めるため潮汐周期に合わせて一齐に産卵することが知られている。最近、慶良間諸島では、サンゴの減少により親サンゴ間の距離が大きくなり、一斉産卵が起きにくくなったと言われている。また、流れのない条件下では、親サンゴが数メートル離れると受精できないという実験・計算結果もある（沖縄県環境部自然保護課 2017）。沖縄島北部の恩納村で行われた調査研究では、人為的に親を集めて移植したヤングミドリイシの群は、同じ海域で自然に残っているヤングミドリイシよりも、幼生供給能力が1,400倍高いという結果になった（Zayasu and Suzuki 2018）。現在、同種で遺伝的に多様なサンゴ⁽⁶⁾を密に移植し、幼生供給基地を造成する取組が進められている（水産庁漁港部漁場整備課 2019）。

恩納村漁業協同組合は、恩納村海域において、2万本以上の鉄筋の上でサンゴを養殖している（図13）。同種で遺伝的に多様なサンゴも多く、それらを集めて養殖しているため、周辺海域に幼生を供給している可能性が指摘されていた。2020年に、集団遺伝学的な研究により、実際に養殖場のサンゴ由来のサンゴが、周辺海域で高い割合で生育していることがわかった（座安私信、未発表）。



図13 恩納村のサンゴ養殖場

(4) 里海概念の導入

里海は、現在、日本だけでなく世界中に広まっている（鹿熊 2018）。里海は、柳哲夫により「人手が加わることによって、生産性と生物多様性が高くなった海」（柳 2006）と定義された。鹿熊は、里海づくりの活動を、直接人手をかける直接的活動と間接的に人手をかける管理的活動に分けた（鹿熊 2018）。直接的活動には、サンゴ礁海域ではサンゴ移植、オニヒトデ駆除などがある。管理的活動には赤土汚染対策や水産資源管理などがある。バヌアツにおけるヤコウガイ親貝移植は、人手を直接かけて生産性を高める直接的活動であり、MPAによる資源管理は管理的活動であるので、マンガリリウ、レレバ島、ウリピブ島は里海ということが出来る。

西欧では、人と自然を分けて考え、できるだけ人を排除する環境保全・資源管理を目指す傾向があり（クロスビー 2018）、MPA管理でもこの傾向が認められるときがある。JICAのプロジェクトでは、これと対照的に、親の密集移植を含め、できるだけ地域の人が密接に関わる里海概念に基づいた活動が必要だと考えられる。

6. 結論

本調査により、エファテ島北西部やウリビブ島のヤコウガイ資源の増加には、親貝・成貝移植が寄与した可能性が高いことを科学的に確認できた。今後、バヌアツの他の地区や他の太平洋島嶼国でヤコウガイの親貝移植を実施すれば、その地域の資源の回復に寄与できると考えられる。

他の地域で親貝移植を実施する場合、移植場所の選定が重要になる。岩のくぼみや亀裂、大小の穴などヤコウガイの稚貝・成貝が隠れることのできる複雑な地形が十分にあり、ヤコウガイの餌料となる海藻、特に稚貝の餌料となる微細藻類が十分にある場所を選定する必要がある。エファテ島では、2007年にはヤコウガイ資源は枯渇状態にあり、親貝は300km以上離れたアネイチウム島から輸送する必要があったが、資源がある程度回復した現状では、長距離輸送を伴わなくても親の密集移植は可能になっている。JICAなどのプロジェクトで、MPA内外のヤコウガイをMPA内の適地に密集させて配置する方法や、現地の漁業者などがMPA外で見つけたヤコウガイを、MPA内の適地に移してもらい、管理（監視）を徹底する方法などが考えられる。

今後のヤコウガイ親貝移植の効果を評価するには、長期的な視点が必要である。親貝移植により資源が増えるまでには長期間かかると考えられるためである。エファテ島では10年近くかかったし、タヒチでも10年以上かかった⁽⁷⁾。移植貝の第二世代、第三世代が産卵に加わる必要があるのかもしれない。

親の移植による資源の再生は、ヤコウガイだけでなく、タカセガイなど他の貝類やウニ類、サンゴなどの定着性資源にも応用可能である。今後、JICAなどのプロジェクトで定着性資源の移植を試みる時は、コミュニティによるMPA管理の支援とセットで実施するべきだろう。また、日本発の環境保全・資源管理概念である里海概念を導入し、人を排除するのではなく、地域の人びとが密接に関わる資源管理を目指すべきだろう。

注

- (1) 魚の耳石のように年齢に応じてリングができる年齢形質（木の年輪のようなもの）は、ヤコウガイでは見つかっていない。
- (2) 最近の研究では、サンゴはこれまで考えられていたよりも幼生の分散範囲は狭く、セルフシーディングが頻繁に起きている可能性が高いことがわかってきた。このため、サンゴ礁の保全には、幼生のソース（供給源）と考えられる海域だけでなく、各海域で保全対策をとる必要性が示されている（沖縄県環境部自然保護課 2017）。
- (3) 奄美におけるヤコウガイの主産卵期は秋だが（鹿児島県水産技術開発センター 2010）、熱帯域のバヌアツでは産卵期は長く、ほぼ周年産卵していると考えられる。たとえば、シラヒゲウニの産卵期は沖縄では9月～11月だが、フィリピンでは周年産卵している（Meñez et al. 2008）。
- (4) 同じ期間でも、マンガリリウやレレバ島でセルフシーディングが起きた時期は、南西流は弱く、

ハット島やトゥクトゥクに幼生が流れ着いた時期は強かったと考えられる。

- (5) マングリウの村人が、周辺海域から移植海域へヤコウガイを移した可能性も疑われたが、村人代表に聞いたところ、そのような事実はないとのことだった。
- (6) サングは、バンドルという精子と卵子が入ったカプセルを産むものが多い。バンドルは海面ではじけるが、同じ群体の精子と卵子は受精できない。このため、同じ群体から切り取ったサングを密に移植しても受精率を高めることはできない。
- (7) フィリピンのシラヒゲウニも、ケージ養殖を開始してから10年後に、突然、それ以前の20倍以上の密度でウニが生息するようになった。ウリピブ島では成貝移植から5年後に行われた調査で、ヤコウガイが高密度で発見され、資源の増加が認められたが、平均殻高は小さく、まだ十分に資源が回復したとはいえない状態である。

引用文献

- Dumas P, M Leopold, J Kaltavara, A William, R Kaku and J Ham (2012) *Efficiency of tabu areas in Vanuatu*. IRD
- Gulland J.A. (1983) *Fish Stock Assessment*. John Wiley & Sons
- Jimmy R, S Rena, J Ham, A William, R Tatuna and K Kikutani (not dated) *Establishment of spawners group of green snail/trochus for restocking of future resources*
- Kikutani K, U Fa'anunu and N Manu (1995) *The present status of introduced trochus and green snail in the Tongatapu island group*. Joint FFA/SPC workshop on the management of South Pacific inshore fisheries
- Meñez MAJ, HG Bangi, MC Malay and D Pastor (2008) "Enhancing the Recovery of Depleted *Tripneustes gratilla* Stocks Through Grow-Out Culture and Restocking", *Fisheries Science*, 16 (1-3), 35-43
- Pakoa K, A William, P Neihapi and K Kikutani (2014) *The status of green snail (Turbo marmoratus) resource in Vanuatu and recommendations for its management*. Secretariat of the Pacific Community
- Rodriguez S R, F P Ojeda and N C Inestrosa (1993) Settlement of benthic marine invertebrates. *Marine Ecological Progress Series*, 97: 193-207
- Terashima H, J Ham, R Kaku, A William, M Malisa, S R Gereva and S Kakuma (2018) "A field survey of the green snail (*Turbo marmoratus*) in Vanuatu: Density, effects of transplantation, and villagers' motives for participation in transplantation and conservation activities", *SPC Traditional Marine Resource Management and Knowledge Information Bulletin #39*. Pacific Community
- William A and S Sone (2013) Report on Trochus and Green Snail Reseeding Experiment in Uripiv Island

- Yamaguchi M and K kikutani (1989) *Feasibility Study of Green Snail Transplantation to the Federated States of Micronesia*. FAO South Pacific Aquaculture Development Project. Suva, Fiji
- Yen S (1991) “Development of the Introduced Green Snail Population in French Polinsia”, *Restoration Ecology*, 1-7
- Zayasu Y and G Suzuki (2018) “Comparisons of population density and genetic diversity in artificial and wild populations of an arborescent coral, *Acropora yongei*: implications for the efficacy of “artificial spawning hotspots””, *SPC Fisheries Newsletter* #58, 28-34
- 沖縄県(1994-1998)『昭和63～平成9年度地域特産種量産放流技術開発事業. 総括報告書巻貝類グループ』
- 沖縄県(1999-2004)『平成10～15年度資源増大技術開発事業報告書(地先型定着性暖水域グループ)』
- 沖縄県環境部自然保護課(2017)『平成28年度サンゴ礁保全再生事業 総括報告書』
- 鹿熊信一郎(1989)「Ⅱ 漁場自主管理を始めるために」『地域営漁計画の作成と漁場自主管理』, 沖縄県水産業改良普及所. 11-22
- 鹿熊信一郎(2002)「耐久性浮魚礁漁場の吹送流」『平成12年度沖縄県水産試験場事業報告書』, 78-84
- 鹿熊信一郎(2006)『アジア太平洋島嶼域における沿岸水産資源・生態系管理に関する研究－問題解決型アプローチによる共同管理・順応的管理にむけて－』東京工業大学
- 鹿熊信一郎(2007)「サンゴ礁海域における海洋保護区(MPA)の多様性と多面的機能」『Galaxea』8巻2号, 91-108
- 鹿熊信一郎(2017)「バヌアツ「豊かな前浜プロジェクト」調査報告」『国際漁業研究』15巻:79-97
- 鹿熊信一郎(2018)「序章 里海とはなにか」鹿熊信一郎・柳哲雄・佐藤哲編著『里海学のすすめ 人と海との新たな関わり』勉誠出版, 9-25
- 鹿児島県水産技術開発センター(2010)『ヤコウガイ放流の手引き』
- 鹿児島県水産技術開発センター(not dated)『ヤコウガイの放流適地と成長について』
http://kagoshima.suigi.jp/ushio/book_html/ushio293/yakougai.pdf 2021/06/0確認
- 久保弘文・太田格(2006)「ヤコウガイ放流効果調査」『事後評価調書 水産部会』
- クロスビー, マイケル(2018)「里海概念が世界に与える影響－人類と海洋生態系の調和」鹿熊信一郎・柳哲雄・佐藤哲編著『里海学のすすめ 人と海との新たな関わり』勉誠出版, 29-47
- 白木喜章・山本秀一・片山悦治郎・安藤亘・西崎孝之・小森健史(2014)「沖ノ鳥島におけるサンゴ幼生追跡シミュレーション」『平成26年度日本水産工学会学術講演論文集』, 133-136
- 水産庁漁港部漁場整備課(2019)『改訂 有性生殖によるサンゴ増殖の手引き』
- 灘岡和夫・波利井佐紀・三井順・田村仁・花田岳・E. Parangit・二瓶泰雄・藤井智史・佐藤健治・松岡建志・鹿熊信一郎・池間建晴・岩尾研二・高橋孝昭(2002)「小型漂流ブイ観測および幼生定着実験によるリーフ間広域サンゴ幼生供給過程の解明」『海岸工学論文集』49巻, 土木学会, 366-370
- 柳哲雄(2006)『里海論』, 恒星社厚生閣

近世琉球における御用布注文の仕組みに関する考察 —「道光15末年御手形写」・「道光18戌年御手形写」を中心として—

宮 城 奈 々*

Order Systems of Custom-woven Fabric Production as a Tribute to the Ryukyu Royal Government in the Early Modern Period: Paying special attention to *doko 15 midoshi otegata-utsushi* and *doko 18 inudoshi otegata-utsushi*

MIYAGI Nana

要 旨

近世琉球の出物（薩摩への年貢）、年貢、国王王家、江戸立、冠船等の御用布は、注文製作が行われた。本研究の目的とする御用布注文の仕組みについて検討するため、本論では主に注文書の差出（注文者・部署）と御用布の使用用途について検討する。

要 約

本研究の目的は、近世琉球の御用布注文の仕組みについて研究し、その注文によって製作され、琉球国内外で使用された御用布の特徴をより具体的に明らかにすることである。それにより、これまで所蔵されてきた製作年代・技法・使用用途等が不明の御絵図および染織品資料等の実物資料研究を進展させ、現在に継承される伝統織物の理解を深めることにある。

本論で使用する「道光15末年御手形写」（1835年）・「道光18戌年御手形写」（1838年）は、首里王府と八重山島在番との往復文書「覚」、「口上覚」、「調文」、「注文」、「手形」、「證文」等が所収される史料である。内容は主に出物御用、年貢、国王王家御用、江戸立御用、冠船御用等に要する御用物・御用布について記載されている。御用布については、両史料ともに舛（糸のサイズと本数を示す）、色、模様、精粗（品質）、繊維素材、絵形（又は絵図）、数量等の織物製作に必要な事項に加えて、注文者又は部所名、御用布の使途及び使用者名、最終的な宛部所である八重山島在番に至るまでの王府の関係部署・役人名等が記載されている。

本論文は、「道光15末年御手形写」及び「道光18戌年御手形写」を分析することにより、近世琉球の御用布の注文と、その注文による御用布の特徴について考察を試みたものである。

キーワード：御用布注文、御手形写、出物御用、国王王家御用、江戸立御用

* 琉球大学人文社会科学部比較地域文化専攻 博士課程後期在学

英文要約

The objective of this study is to investigate how goyofu (custom-woven fabric dedicated to the Ryukyu royal government) was ordered, produced, and utilized inside and outside of the kingdom, as well as reveal the characteristics of goyofu. Also, further investigation was done to match patterns on miezu (motif design collections of Ryukyuan kasuri woven fabric) whose publication year and usage are unknown with dyeing materials. By doing so, the paper attempts to contribute to the further development of understanding of traditional woven fabric that has been passed down to this day.

The historical documents used for this paper—doko 15 midoshi otegata-utsushi (product requisition note issued in 1835) and doko 18 inudoshi otegata-utsushi (product requisition note issued in 1838) —include oboe, kojo oboe, chomon, chumon, tegata, and shomon, which were used when product transactions were made between the Shuri royal government and the Yaeyama branch of the government. The documents mainly contain information on annual crop taxes and tribute products (for the Satsuma clan in present-day Kagoshima Prefecture), tribute to the royal government, tribute products for Edo, and food, products, and fabric prepared for tributary ships. As for goyofu, it includes information necessary for fabric production such as colors, thread size, patterns, texture, thread, motifs, and quantity, as well as the names and locations of people writing the order documents, the usage and users of the fabric, all names related to royal government divisions, officials' names, and addresses all the way to the terminal branch in Yaeyama.

This study intends to reveal the order system of goyofu and characteristics of the fabric in the early modern period of Ryukyu by analyzing the historical documents —doko 15 midoshi otegata-utsushi and doko 18 inudoshi otegata-utsushi.

はじめに

近世琉球の首里王府は、国王王家の諸御用、上国および江戸立における進上・進覧・献上御用および衣裳用・御免銀誂、冠船御用、薩摩藩への出物御用および御誂御用等に使用する織布を両先島および久米島で製作させた。これらの織布は御用布(久米島での御用袖を含む)と称され、首里王府から両先島および久米島宛てに注文書と特別注文には縞模様や緋模様の絵形が送られた。現在まで沖縄県内・国内外に所蔵される「御絵図」又は「御絵図帳」(和紙に顔料で縞・格子・緋模様、染料で地色が描かれた織物図案)と注文書史料「調文」及び「御手形写」(その他注文書関係資料あり)等は、近世琉球の御用布注文及び製作の実態を具体的に実証する史料と言えよう。

「御絵図帳」に関する主要な論著は、昭和14年と同15年に沖縄で原資料調査をした田中俊雄氏『沖縄の御絵図帳』¹が挙げられる。田中氏は沖縄の緋研究の最も貴重な資料として「御絵図帳」に着目し、689枚の御絵図から緋柄の抽出、緋柄の組合せ、緋柄と色の組合せ等を分析し、さらに地方で発達した緋および裂地の緋との差異に着目するなど先駆的な分析を行った。しかし、「御絵図」の図面上に見える墨書き(朱書きもあり)や押印等について見

解はあるものの、それらの役割又は機能について多角的な検討は行われてない。その後の「御絵図」研究は、田中氏の緋研究を展開させた御絵図研究会をはじめとする染織研究者による意匠研究へと引き継がれている²。その「御絵図」と密接に関連する注文書史料については、上江洲敏夫氏³による日本民藝館所蔵「調文」の史料紹介「久米島紬関係資料について」が挙げられる。上江洲氏は、同史料の注文書内容に記される注文主、注文を出した所轄（部署）、模様の指示内容と現存する御絵図資料との関連、御用布の使用者と糸の品質及び色との関係、注文書の送付、織手の選定等について見解を示し、さらに現存する王家及び御殿クラスの緋模様の久米島紬との関連について示唆している。柳悦州（『日本民藝館所蔵沖繩染織品 第2巻 沖繩の織物』p.647、沖縄県立芸術大学附属研究所、2017年）によると、同史料の発注年は1867年と1861年又は1871年であると示された（干支・月のみの記載で発注年は不明であった）。

御用布の注文購入について、砂川玄正氏⁴は租税史料を根拠として次のように述べている。

① 1625年、玉那覇親雲上が来島して田畑の増減・収納高などを調査した時期に、宮古島で製作された反布は王府からの注文購入の形式が取られ、反布の品質・反数に応じて年貢粟から差し引きするシステムであった（『御財制』、『御当国御高並諸上納里積記』）。②基本的な年貢反布（白上布・白中布・白下布）の定額上納の内、何反かは「藩王ノ都合」により細上布・縮布・木綿布などに一定の換算率で置き換えることがあった。また、縞柄・反数などは前年に王府からあらかじめ指示があった。このようなシステムが1659～1883年までとられた。（『旧慣税制度』）。

すなわち、御用布の注文購入は、反布の品質・反数に応じた年貢粟との差し引き及び年貢反布との換算率での置き換えによるもので、御用布が租税に組み込まれたものであったことを示している。

王府により注文購入された御用布の用途について、平良勝保氏⁵によると19世紀中頃に先島及び久米島で製作された貢布は、琉球から薩摩へ出物として搬出された後、薩摩藩によって大阪市場へ輸出された。大阪市場では、琉球産反布の評価と価格は高く、特に先島産が重宝された。その輸出に備えるため、年貢出米及び年貢粟の代納だけでなく僅かな過剰製作の反物までも購入し確保された。御用布は、国王・王家及び御殿クラスのためだけでなく、多くは薩摩藩の財政を支えるための品物であったことを示している。

最後に、本論文の研究対象とする史料「道光18戊御手形写」を分析した得能壽美氏とティネロ・マルコ氏⁶を取り上げ、本論文が目指す課題を確認する。両氏の分析によると、天保13年（1842）の慶賀使へ向けた「江戸立御用物」の準備は、予定の3年前から予定され、2年前から注文が始まり、八重山側からの物資は前年の夏までに徴収されるスケジュールである。注文書には、江戸参府の使者（正使以下楽正まで）が個人的に首里王府に必要な品物のリストを提出していることを含め、国王・王家・御殿・薩摩等の全注文を王府が総括し八重山側に調達の書簡を送るという仕組みである。使者個人による注文は個人的な献納ではなく、公の仕事としての献納であったと述べている。

以上の研究史の論点を踏まえつつ、本論においては御用布注文が所収される「道光15末年御手形写」と「道光18戌年御手形写」を対象に分析表を作成し、主に注文傾向の検討、注文書の差出（注筆者・部署）、御用布の使途についての検討を課題とする。

1. 史料について

本稿で使用する「道光15末年御手形写」（1835）と「道光18戌年御手形写」（1838）は、喜舎場永珣氏が収集した文書史料（マイクロ写真紙焼本の複製）によるものである。原本は石垣市八重山島博物館収蔵の往復文書21件中に含まれる。同館所蔵の往復関係文書には、同2史料の他に1771・1772・1773年の御手形写、1841年の御手形写、1862年の御手形写、1877年の注文・口上覚等綴り、1893年の御用布繪形之見本等、首里王府と八重山島蔵元との往復文書関係資料が所蔵されている。その中で1771・1772・1773年の御手形写は、「御手形写抜書（乾隆36年/1771年～道光10年/1830年）」（『石垣市史業書11』石垣市、1998年）に収録されている。御用布関係の記載に焦点を当てると、御召御用布注文の晒し方への指示、御用布の調え不足による八重山側からの納期延長願い、増量の御用布の調え、未納分の補足の調えによって織手の百姓たちが難儀をしている状況の報告、御用布代と年貢反布との差し引きに関する勘定奉行からの指示等、八重山島の状況報告及び嘆願や首里王府からの許可及び指示等、往時の八重山島の状況を知ることができる貴重な記録である。1893年の「御用布繪形之見本」は、和紙に墨で緋模様が描かれた絵形資料である。御用布の注文製作に使用された絵形と思われるが、顔料・染料で彩色された「御絵図」とは異なり、墨だけで描かれた小模様緋である。1841年以降の御手形写3冊に関しては、筆者は未調査であり、今後の課題としたい。

2. 「道光15末年御手形写」・「道光18戌年御手形写」の注文傾向

(1) 御用布注文書の表作成について（表1、表2、表3）

近世琉球の御用布注文を分析する基礎資料として、「道光15末年御手形写」（1835年）と「道光18戌年御手形写」（1838年）の御用布注文に関する記載（注文書の件名に「調文」「注文」「追注文」「覚」等の記載があるもの、件名がないものは注文書様式又は注文内容が記載されているもの）を抽出し、総リスト表1と表2を作成した。表1・2の横軸は、注文書に記載された順番に沿って（件名、舛・種類、数量、長さ・幅、模様種類、使途、差出・宛先、年月日）並列した。縦軸は使途別にグループ（国王王家、上国・江戸立、冠船（道光15年のみ）、薩摩藩）で分類した。差出→宛先が複数の場合は、頁数の都合により役職が上の名称のみ記載し、他は（その他〇名）にしている。

表3は、表1・表2を基礎資料として御用布種類と使用用途とを対応させ分析するために作成した表である。模様入り御用布（No.1～No.29）と白無地御用布（No.30～No.42）を縦軸上下2段にグループ分けし整理した表である。表3の数字（〇反、〇疋）は、御用布の注文数量である。縦方向の合計は使用用途の合計数である。そして、右側

の合計数は御用布1種類ごとの注文数を確認することができる。最後に、右下の太線の囲みは御用布注文数の総計である。

(2) 「道光15末年御手形写」(1835年)の御用布注文(表1、表3)

同史料の御用布注文の殆どが国王王家御用及び薩摩藩御用である。戊年冠船(道光20年/1840年)に関わる1件(表1-No.32)は、「冠船御用銀御拝借御礼の御進上用」として御物奉行から八重山島へ宛てた嶋細上布30疋と白細上布30疋の追注文である。同注文の使途は、冠船御用のために薩摩藩から唐渡銀を拝借することへの御礼とされていることから、薩摩藩御用に関わる注文に含めた。

御用布の注文件数と注文点数を表4に整理すると、国王王家の御用布注文書の件数が全体の70.5%、上国20.5%、薩摩藩9%である。次に点数(反数+疋数)では、薩摩藩55%、上国35%、国王王家10%である。すなわち、注文書件数は国王王家が多く、点数では薩摩藩が大半を占める。上国もまた薩摩藩への進上・進覧・年頭御使者等の使途であることから、道光15年は薩摩藩関係の注文点数が90%以上であったことを示している。

表4 道光15末年(1835)の注文率

	注文件数	注文点数(反+疋数)
国王王家 (No.1-24)	24	181 (163反+18疋)
上 国 (No.25-31)	7	632 (332反+300疋)
薩摩藩 (No.32-34)	3	999 (759反+240疋)
合 計	34件	1,812 (1,254反+558疋)

(3) 「道光18戌年御手形写」(1838)の御用布注文(表2、表3)

同史料を分析した得能壽美氏とティネッコ・マルコ氏ⁱによると、所収される文書の大半は戊年御冠船と江戸立関係のものである。同年は、尚育王の冊封のために来琉した勅使及び唐人一行を歓待するための諸々調達や対応に加えて、2年後(1840年)の琉球使節の江戸参府に必要な御用物・御用布の準備に掛かる年であった。

御用布注文の件数と点数を表5で見ると、上国・江戸立の御用布注文書の件数は全体の62%で、国王王家35%、薩摩藩3%である。点数(反数+疋数)では、上国・江戸立76%、薩摩藩17%、国王王家7%である。件数・点数ともに上国・江戸立が過半数を占める。一方で、件数の多さは、道光15年同様に個別の注文及び御用布の模様種類の注文数を示している。

* i 得能壽美とティネッコ・マルコ「道光一八年「御手形写」所収の江戸上り関係史料をめぐって…」(『沖繩文化研究36』法政大学沖繩文化研究所、2010年)。

表5 道光18成年（1838）の注文率

	注文件数	注文点数（反+疋数）
国王王家（No.1-25）	25	238（229反+9疋）
上国・江戸立（No.26-70）	44	2,539（1,609反+930疋）
薩摩藩（No.71-72）	2	559（494反+65疋）
合計	71件	3,336（2,332反+1,004疋）

(4) 御用布の種類と絵形

表3は道光15年と道光18年の御手形写の記載される御用布の名称及び指示内容を踏まえ、模様入り（No.1～No.29）、白無地（No.30～No.42）に分類した御用布種類一覧表である。一覧で見ると、模様入りは29種類、白無地は13種類である。模様入りのNo.1～No.8と白無地のNo.30は御用布の中で最も品質が高い20疋の細上布である。

No.1～No.8の模様名は「白地紺鳴かすり」、「白地かすり鳴」、「白地」、「黄地かすり」、「紺鳴かすり」、「紺鳴」であるが、白地又は黄地にかすり、紺地にかすりの模様かと思われる。白地又は黄色地にかすりと紺地にかすりでは、作業面で大きく異なる。前者の方が地括りという手間が掛かる作業が伴う。

模様種類は国王王家の注文は「模様御本」及び「御蔵模様〇番図」で、上国及び江戸参府の使者の注文は「御蔵模様〇番図」及び「模様手本」である。それらがどのような模様であるかについての詳細は本論文では省くが、「模様御本」は国王王家の注文のみに見られ、上国及び江戸参府の使者の注文の種類は「紺鳴」に限られていることから、専用の絵形と共用の絵形があったと考えられる。

「八重山島御用布座公事帳」①及び「宮古島御用布座公事帳」②の「諸事勤之事」（『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』沖縄県教育委員会、1991年。）によると、大和（薩摩）及び国王王家の絵形は間違いなく（①は御用布と一緒に）差し登る（②は持ち登る）ことが定められている。

表1のNo.33の出物御用とNo.34の個人注文、表2のNo.70の出物御用とNo.70の太守様の御召料御用は大和御用であるが、それらの模様種類は「極々細模様」、「小模様のかすり沢山ある方」、「小模様」、「縞柄」、「豎鳴」、「かすり鳴」である。

- ① 一、大和御用布絵形之儀大和迄被差上候間為念共御用布一同無間違可差登事
- ② 一、大美御殿・聞得大君御殿・佐敷御殿御用布絵形並大和御用布絵形之儀無間違御用布宰領役人可持登事

3. 注文者・部署と御用布の用途について

注文書には、（注文者・部署）と用途（使用者）とが異なるケース（A）と、両者が同一のケース（B）がある。本稿では、ケース（A）の国王王家御用の注文者・部署について検討する。

ただし紙面の都合上、本稿では主な注文のみとする。

(1) 納殿からの注文

表1・表2のNo.1～No.4は、聞得大君加那志様及び上様の御召御用注文である。その注文者・部署は、納殿に所属する4名（表1は里之子、筑登上親雲上、里之子親雲上2名）（表2は里之子2名、里之子親雲上2名）である。注文過程は、納殿・検者（表1は検者の里之子親雲上・検者足の里之子親雲上、表2は検者の親雲上・里之子親雲上）から御物奉行の親方・親雲上を経て八重山島在番へという順序である。

納殿の職制は、康熙52（1713）年編集の『琉球国由来記』⁸によると、大筆者2員、脇筆者2員、紺屋を掌る、御内原御用、御葉種の類と御茶・御煙草等の御物を掌る部署である。明治6（1873）年の「琉球藩官職制」⁹では、検者1名は物品の出納検査を掌る、筆者4名は物品出納帳簿を管理する、加勢筆者9名は筆者の助力、紺屋主取1名は反布の染め、葉種類の出納及び近習方、反布染方、茶、煙草等の弁理を掌る部署である。

「琉球藩官職制」を根拠とすると、物品出納の帳簿を管理する筆者4名により、注文が整えられ、物品の出納検査を掌る検者1名は検者が整えられた注文書を検査し、御物奉行へ提出するという過程である。

(2) 大親・與力からの注文

表1のNo.5～No.24と表2のNo.5～No.25は、御殿大親、按司加那志大親・王子大親である。「諸御殿並三司官定之事」（『琉球国由来記』）によると、御物大親及び御供大親は大美御殿・中城御殿・御后御殿 聞得大君御殿に、座敷大親は御姫御姉妹部・御嫁部・摂政・王子・御弟部・御弟部座敷に仕える職である。與力については、摂政・王子、御弟部、御弟部座敷、三司官に仕える職である。

表1のNo.25～No.26は親方の御免銀による御用布注文が與力から、No.28は年頭御使者の御免銀詔が佐久田親方（所属不明）から、表2のNo.21は聞得大君御殿の御免銀が同御殿の大親から、No.22～No.25は按司加那志の御免銀が各大親から、No.26は王子の御免銀が大親から、No.28～No.29は表1のNo.25～No.26とNo.28と同様である。

それら御免銀による注文は、年頭御使者を除いて全て大親及び與力による注文である。「年中各月日記」咸豊6年（1856）pp.40-41、pp.117-118、（『琉球国王評定所文書』第12巻、浦添市教育員会、1996年。）によると、親方・親方の與力の上国用の「御免銀として御詔」が與力から、王子衆から薩摩の両殿様へ進上用として毎隔年「御免銀御詔」が各大親から注文が出されている。後者は、大親から御物奉行を経て御用物奉行へという注文過程が記されている。

(3) 御用布の納所

「諸御用物納所定之事」（「富川親方八重山島仕上世座例帳」同治13年（1874）¹⁰）によると、八重山島から輸送される諸反物は御用物奉行所に、大和人御方御詔の諸物・諸反物は親見世に納所すること定められている。

宮古島から輸送される諸御用物の納所については、「諸御用物納所定之事」（「富川親方宮古島仕上世座例帳」同治13（1874）によると、諸反物は御用物座に、聞得大君御殿・佐敷御殿御用の諸反物の納所は以前は御用物座であったが（今後は）直接上納すること、大和人御詔の諸反物は親見世に納所することが定められている。その他、両先島からの御用物に送状を付けて分け調べ、御物奉行所に書面を提出することが指示されている。「道光18戌年御手形写」（1838）にも、聞得大君御殿の毎年の御詔御免銀・諸品について直接納品の変更指示が記されている。

3. おわりに

近世琉球の御用布注文の仕組みを捉える手がかりとして、御用布注文が所収される史料『道光15未年御手形写』（1835年）及び『道光18戌年御手形写』（1838年）を表1、表2、表3に整理・分類した資料を作成し、御用布注文の一部について検討した。

道光15年と道光18年の注文数（表4、表5）を件数と点数で比較分析した結果、道光18年の注文数・件数は道光15年の約2倍で、道光18年の注文の大半が2年後に予定された江戸立の準備に掛かる年であることが要因であることを確認した。さらに両年の注文傾向に次の共通点が見えた。国王王家用の注文は、注文点数が少ない割には注文件数が多く、薩摩藩・上国・江戸立用の注文はその逆である。絵形（表1、2の項目名は模様種類）の指示では、国王王家用の注文には専用（特定）の絵形が使われ、一つの注文書に付き、1反又は2反ほどの注文である。それに対し、特に江戸立用については多くの注文者が同種類の模様の絵形で注文を行っていることから、国王王家に見える特定の絵形に対し、特定者以外の注文者に対応する絵形が作られ、それらの絵形は両座に対応するための模様であったと考えられる。

注文者・部署と御用布の用途では納殿のみの検討であるが、納殿からの注文は、納殿の物品出納帳簿を管理する筆写4名で注文書を調べ、次いで物品検査を掌る納殿の検者が検査し、その後御物奉行へ提出し、八重山島に注文が出される過程であることが見えた。納殿からの注文用途は聞得大君加那志様の御召御用と上様（国王）の御召御召御用であるが、両先島の仕上世座例帳によると、八重山島で製作を終えたそれらの諸反物は御用物奉行所に納められる。その他、大親及び與力を介した御殿、王子、親方の注文が御免銀詔であること、それらの注文過程は大親及び與力から御物奉行を経て御用物奉行へ出されることは確認したが、御免銀詔については諸史料に散見されるものの、その注文方法については分析には至っていない。

本論文で使用した道光年代の御手形写に所収される2史料は、御用布注文の注文過程に関することだけでなく、御用布製作の実態を考える上でも興味深い史料である。この点も含め、本論文では論じることはできなかった注文内容の詳細な考察については今後の課題としたい。

註

¹ 田中俊雄（遺稿）「沖縄の御絵図帳」『民藝一月号』日本民藝館、1983年。

- 田中俊雄・田中玲子『沖縄織物の研究』紫紅社、1976年。
- ² 大城志津子『御絵図帳』（『沖縄大百科事典 下巻』沖縄タイムス社、1983年）。
祝嶺恭子・ルバース吟子・與那嶺一子・崎浜秀昌・東恩納直子「琉球王朝における「御絵図」その1 資料編 写真」（『沖縄県立芸術大学美術工芸学部紀要 第4号』沖縄県立芸術大学、1991年）。
與那嶺一子「染織資料Ⅳ—御絵図—」（『沖縄県立博物館・美術館 博物館紀要No. 3』2010年）。
柳悦州編（『日本民藝館所蔵沖縄染織品 第2巻 沖縄の織物』沖縄県立芸術大学附属研究所、2017年）。
- ³ 上江洲敏夫「三 久米島紬関係資料について」（『史料紹介染織資料三題』『史料編集室紀要 第14号』沖縄県立図書館史料編集室、1989年）。
- ⁴ 砂川玄正「定額人头制度下の年貢粟・年貢反布」（『近世琉球の租税制度と人头税』2003年、沖縄国際大学南島文化研究所、2003年）。
- ⁵ 平良勝保「琉球国後期（近世）末先島の貢布・琉球産物と大阪市場 - 「弘化二年出物積登送状」を中心に」宮古島市総合博物館紀要、2020年。
- ⁶ 得能壽美とティネッロ・マルコ「道光一八年「御手形写」所収の江戸上り関係史料をめぐって…」（『沖縄文化研究36』法政大学沖縄文化研究所、2010年）。
- ⁷ 得能壽美とティネッロ・マルコ「道光一八年「御手形写」所収の江戸上り関係史料をめぐって…」（『沖縄文化研究36』法政大学沖縄文化研究所、2010年）。
- ⁸ 外間守善、波照間永吉編集『定本 琉球国由来記』角川書店、1997年）。
- ⁹ 「琉球藩官職制」pp.297-298（『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会、1989年）。
- ¹⁰ 「38富川親方八重山島仕上世座例帳」（『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』沖縄県教育委員会、1991年）。

参考文献

- 『蔡温本 中山世譜附巻』沖縄県教育委員会、1987年。
- 『球陽 読み下し編』球陽研究会編、角川書店、1995年。
- 『琉球國由来記』伊波普猷、東恩納寛惇共編、風土記社、1988年。
- 「琉球一件帳」（『那覇市史 資料編第1 巻2』那覇市役所総務部市史編集室編、1970年）。
- 「案書」（『琉球王国評定所文書 第五巻』浦添市教育委員会、1990年）。
- 『琉球国評定所文書 第1～18』浦添市教育委員会。
- 「富川親方宮古島御用布座公事帳」（『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』1991年）。
- 「富川親方八重山島御用布座公事帳」（『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』1991年）。
- 「与世山親方八重山島規模帳」（『沖縄県史料 前近代6 首里王府仕置2』沖縄県教育委員会1989年）。
- 「久米島仲里間切公事帳」（『沖縄県史料 前近代7 首里王府仕置3』沖縄県教育委員会1991年）。
- 「解題久米島仲里間切公事帳」（『沖縄久米島 資料編』「沖縄久米島の言語・文化・社会の総合的研究」報告書、弘文堂、1983年）。

- 「富川親方八重山嶋諸締帳」(『石垣市史業書1』石垣市総務部市史編集室編集、1991年)。
- 「富川親方八重山島諸村公事帳」(『石垣市史業書3』石垣市総務部市史編集室編集、1992年)。
- 「上官姓大宗系図家譜」(『石垣市史業書6』石垣市総務部市史編集室編集、1994年)。
- 「翁長親方八重山島規模帳」(『石垣市史業書7』石垣市総務部市史編集室編集、1994年)。
- 「参遺状抜書(上巻)」(『石垣市史業書8』、石垣市総務部市史編集室編集、1995年)。
- 「参遺状抜書(下巻)」(『石垣市史業書9』、石垣市総務部市史編集室編集、1995年)。
- 「御手形写抜書」(『石垣市史業書11』、石垣市総務部市史編集室編、1998年)。
- 「富川親方八重山島規模帳」(『石垣市史業書14』石垣市総務部市史編集室編集、2004年)。
- 「万書付集(上巻)」(『石垣市史業書17』石垣市総務部市史編集室編集、2010年)。
- 「万書付集(下巻)」(『石垣市史業書18』石垣市総務部市史編集室編集、2011年)。
- 「参遺状(喜舎場永珣旧蔵史料)1」(『石垣市史業書21』石垣市教育委員会、2015年)。
- 『新琉球史 近世篇(1)』琉球新報社、1989年。
- 『琉球史 近世篇(2)』琉球新報社、1990年。
- 『沖縄県史 各論編 第四巻 近世』沖縄県教育委員会、2005年。
- 豊見山和行「久米島・上江洲家文書中の「首里王府・久米島往復文書控」について」(『琉球大学教育学部紀要(64)』:74-95、2004年)。
- 豊見山和行編『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館、2003年。
- 豊見山和行『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、2004年。
- 真栄平房昭・菊池勇夫『列島の南と北』吉川弘文館、2006年。
- 渡口真清『近世の琉球』法政大学出版、1975年。
- 上原兼善『近世琉球貿易史の研究』岩田書院、2016年。
- 梅木哲人『近世琉球国の構造』第一書房、2011年。
- 喜舎場一隆『近世薩摩関係史の研究』図書刊行会、1993年。
- 宮城栄昌『琉球使者の江戸上り』第一書房、1982年。
- 須藤良子「琉球王国時代の宮廷芸能衣裳一戌年の御冠船芸能から一」杉野服飾大学短期大学部紀要10、2011年。
- 横山学『琉球国施設渡来の研究』吉川弘文館、1987年。
- 田名真之『沖縄近世史の諸相』ひるぎ社、1992年。

表 1 道光15末年 (1835) 御用布注文総リスト [No. 1 -24 : 国王王家, No. 25-31 : 上国, No. 32 : 冠船, No. 33-34 : 薩摩藩]

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出 (差) →宛先 (宛)	年月日
1	調文	20抔白地かすり細上布	1反	7尋半、1尺3寸	模様御本	聞得大君加那志様の御召御用	(差) 納殿の嘉数里之子親雲上、他3名	未2月
2	調文	20抔黄地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本		(宛) 検者の国頭里之子親雲上、他検者足1名	未2月
3	調文	20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本		(宛) (御物奉行) の安谷屋親方、他1名	未4月
4	調文	20抔白地かすり鳴細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本		(宛) (八重山嶋) 在番	
5	調文	細上布 9抔白木綿布	2反 35反	8尋半、1尺3寸 7尋半、1尺3寸	御模様御本2枚		2項は当年より毎年、御内原及び御殿御用	(差) 聞得大君御殿大親の恩河親方、他1名
6	調文	20抔白地かすり細上布 20抔白地かすり細上布 12抔白木綿布 9抔白木綿布	1反 2反 25反	8尋半、1尺3寸 8尋半、1尺3寸 8尋半、1尺3寸 8尋、1尺3寸	模様御本 模様御本	御内原及び御殿御用	(差) 大美御殿大親の添石親方、他2名	未3月
		白上布 白中布	5疋 5反					
		20抔白地紺鳴かすり細上布 20抔白地紺鳴かすり細上布 20抔白細上布 17抔白細上布	2反 2反 4反 3反	8尋、1尺3寸 8尋、1尺3寸 8尋、1尺3寸 8尋、1尺3寸	模様御本1枚 模様御本1枚			
7		12抔白木綿布 9抔白木綿布 9抔白木綿布 白上布 白中布 白下布	2反 8反 37反 13疋 2反 1反	8尋、1尺3寸 8尋、1尺3寸 7尋、1尺3寸		摩仁王子、伊江王子、御姫様、御内所の御殿御立への下賜品用	(差) 大美御殿大親の添石親方、他2名	未8月
8		20抔白地紺鳴かすり細上布	2反	8尋、1尺3寸	模様御本	御姫様、御内所の御婚礼への下賜品用	(差) 渡口親雲上、他1名 (宛) 大美御殿大親の添石親方、他2名	未8月
9		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本	古波薩按司への下賜品	(差) 亀川里之子親雲上、他2名	未2月
10		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本	具志堅按司への下賜品	(宛) 大美御殿大親の添石親方、他2名	未3月
11	調文	20抔白地かすり細上布 20抔白地かすり鳴細上布 20抔白地かすり鳴細上布	1反 1反 1反	8尋半、1尺3寸 8尋半、1尺3寸 8尋半、1尺3寸	模様御本 模様御本 模様御本	御召御用及び御殿御用	(差) 宇地原親方、他1名	未3月
12		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
13		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
14	調文	20抔白地かすり細上布	2反	8尋半、1尺3寸	模様御本	御召御用及び御殿御用	(差) 佐敷御殿大親の牧湊親方、他1名	未3月
15		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
16		20抔白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
17	調文	20抔紺鳴かすり細上布	1反	8尋、1尺3寸	模様御本	世名城按司加那志の御衣裳御用	(差) 大親の村山里之子親雲上	未2月

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
18	調文	20舩紺鳴かすり細上布	2反	8尋、1尺3寸		義村王子の所望	(差) 大親の当真筑登上親雲上	未2月
19	調文	20舩紺鳴かすり細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図、6番図			
20	調文	20舩紺鳴かすり細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、5番図	久志王子の所望	(差) 大親の字良筑登上親雲上	未2月
21	調文	20舩紺鳴細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様6番図、7番	大城王子の所望	(差) 大親の高原筑登上親雲上	未2月
22	調文	20舩紺鳴細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様6番図、7番図			
23	調文	20舩紺鳴細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図、6番図	摩文仁王子の所望	(差) 大親の玉城里之子親雲上 (宛)《御物奉行》の安谷屋親方、他1名	未2月 未4月
24	調文	20舩紺鳴細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、5番図			
25	調文	18舩紺鳴細上布	2端			與那原親方の御免銀	(差) 與力の喜久川里之子親雲上	未2月
26	調文	18舩紺鳴細上布	2端			宜野湾親方の御免銀	(差) 與力の與世川里之子親雲上	未2月
27	調文	18舩紺鳴細上布	2反	8尋、1尺3寸	領主衣裳用に付き、堅櫛かすり如何にも小模様上調え	座喜味親方の御免銀	(差) 與力の高江洲里之子親雲上	未2月
28	注文	20舩紺鳴布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	年頭御使者の御免銀詠 来夏、御進上・御進覧物・座 御用	(差) 佐久田親方、他1名 (宛)《八重山嶋》在番	未4月
		20舩紺鳴布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図			
		20舩紺鳴布	3反	8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図			
		20舩紺鳴布	10反	8尋、1尺3寸5分				
		17舩紺鳴布	120反					
		18舩紺鳴布	10反	8尋、1尺3寸5分				
		17舩紺鳴布	20反					
		17舩紺細上布	30反					
		20舩白細上布	5反	8尋、1尺3寸5分				
		18舩白細上布	5反	8尋、1尺3寸5分				
		12舩白木綿	15反	8尋、1尺3寸5分				
		9舩木綿布	30反	8尋、1尺3寸5分				
白上布	300疋							
白中布	20反							
白下布	20反							
白縮布	20反							
29	調文	20舩白細上布 20舩紺鳴かすり細上布	3反 6反	8尋、1尺3寸 8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図	義村王子より来夏、御両殿様 若殿様へ御内証向進上用 美里王子より来夏、御三殿様 へ御内証向進上用	(差) 大親の当真筑登上親雲上	未2月
30		20舩白地紺鳴かすり細上布	6反	8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図		(差) 大親の豊平里之子親雲上	未8月
31	調文	18舩紺鳴細上布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様5番図	冠船御用銀御拝借御礼の御進 上用	(差) 玉城親方與力の玉城里之子親雲上 (差)《御物奉行》の安谷屋親方、他1名	未2月 未8月
32	追注文	鳴細上布 白細上布	30疋 30疋			当夏出物御用として	(宛)《八重山嶋》在番	
33		八重山嶋20舩布	25反	1尺3寸5分	鳴柄等は去年の御注文通り	御召料	(差)《御物奉行》の安谷屋親方、他1名	未4月
		八重山嶋細上布	30反	1尺3寸5分			(宛)《八重山嶋》在番	

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日	
33		八重山白細上布	20反	1尺3寸5分					
		八重山白細上布	20反	1尺3寸5分		中将様の御召料			
		八重山嶋細上布	25反	1尺3寸5分					
		八重山白細上布	15反	1尺3寸5分					
		八重山嶋20疋布	10反	1尺3寸5分	嶋柄太守様御方御同様	少将様の御召料 御内輪御付届、又は下賜品			
		八重山嶋細上布	10反	1尺3寸5分					
		八重山嶋中布	10反	1尺3寸5分		中将様御内輪付届、又は下賜品			
		八重山嶋細上布	5反	1尺3寸5分	嶋柄太守様御方御同様	少将様御内輪付届、又は下賜品			
		八重山嶋細上布	2反		小模様のかすり沢山ある方	御臺様江中将様より御献上御用			
		八重山白細上布	30疋						
		八重山嶋細上布	25疋			御物方			
		八重山嶋上布	15疋						
		八重山嶋中布	10反						
		八重山白縮布	37反						
		八重山嶋縮布	7反						
		八重山白細上布	5反	2丈5尺6寸、 1尺6寸金差				(差)〈御物奉行〉の安谷屋親方、他1名 (宛)〈八重山嶋〉在番	未4月
		八重山白細上布	5反	4丈、1尺1寸金差		御物方御覧御用			
		八重山白布	40反	3丈8尺4寸、 1尺1寸金差					
		八重山嶋細上布	1反						
		八重山白細上布	1反			袴定式御付届御用			
		八重山白細上布	1反						
		八重山白上布	10疋						
		八重山白中布	40反	3丈5尺、 1尺3寸5分			御船手		
	八重山白下布	10反							
	八重山嶋上布	100疋		小模様		模合方			
	八重山嶋中布	400反		小模様					
	八重山嶋細上布	10反	3丈2尺、鯨差	別紙絵図面	御内證様御方御用				
	八重山白細上布	5反							
	八重山嶋細上布	4反				公儀御役女中へ御付届御用	(差) 関山甚七 (宛) 親見世の糸嶺親雲上、他1名 (宛) 仲田親雲上、他1名 (宛) 〈御物奉行〉の安谷屋親方、他1名 (宛) 〈八重山嶋〉在番	未3月	
34	注文	20疋白地細上布	1反	9尋、1尺3寸	この絵図の通り極々細模様	御賦付の通り1年分の要請			

表2 道光18戌年(1838)御用布注文総リスト [No. 1 -25 : 国王王家, No. 26-69 : 上国・江戸立, No. 70-71 : 薩摩藩]

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
1	調文	20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺4寸	御模様御本	間得大君加那志様の御召御用	(差) 納殿の長元里之子親雲上、他3名	戌2月
2		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺4寸	御模様御本		(宛) 検者の翁長親雲上、他1名	戌2月
3		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	御模様御本	上様の御召御用	(宛) (御物奉行)の柵原親方、他1名	戌3月 朔日
4		20疋白地かすり鳴細上布	1反	8尋半、1尺3寸	御模様御本		(宛) 八重山高在番	
5	調文	18疋紺鳴かすり細上布	2反	8尋半、1尺3寸5分	御蔵図1番、4番の所	御用候方	(差) 間得大君御殿大親の富永親方、他1名	戌2月
		9疋白木棉布	35反	7尋半、1尺3寸				
		12疋白木棉布	2反	8尋、1尺3寸				
6	調文	9疋白木棉布	35反	8尋、1尺3寸		御内原御用及び御殿御用		
		白上布	5疋					
		白中布	5反					
7	調文	9疋白木棉布	20反	8尋、1尺3寸		御子部の御衣裳御用		
8		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
9		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本	御子部の御婚礼へ下賜品		
10		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
11		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本		(差) 大美御殿大親の添石親方、他2名	戌2月
		20疋白地かすり細上布	4反	8尋半、1尺3寸	模様御本4枚の通り			
		18疋白細上布	5反	8尋、1尺3寸				
12	調文	12疋白木棉布	2反	8尋、1尺3寸		御子部の御婚礼御用		
		9疋白木棉布	21反	8尋、1尺3寸				
		白上布	4疋					
		白中布	1反					
13		20疋白地かすり鳴細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本	富里王子へ下賜品		
14	調文	20疋白地紺鳴かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本			
15	調文	20疋黄地かすり細上布	1反	8尋半、1尺2寸	模様御本		(差) 中城御殿大親の伊野波親方、他2名	戌2月
16	調文	20疋黄地かすり細上布	1端	8尋半、1尺3寸	模様御本	大子様の御召御用		
17		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本		(差) 野高御殿大親の伊野波親方、他1名	戌3月
18		20疋白地かすり細上布	1反	8尋半、1尺3寸	模様御本	御召御用及び御殿御用		
19	調文	20疋白地かすり細上布	2反	8尋半、1尺3寸	御本2枚			
20	調文	20疋白地かすり細上布	3反	8尋半、1尺3寸	模様御本3枚	御召御用及び御殿御用	(差) 佐敷御殿大親の新城親方、他1名	(戌) 2月
21	覚	9疋白木棉布	35反	7尋半、1尺3寸		間得大君御殿の御免銀 (去年御誂)	(差) 間得大君御殿大親の與那那親雲上	戌2月

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
22	調文	20疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸		前田按司加那志の御免銀	(差) 大親の高安里之子親雲上	戌2月
23	調文	20疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸		仲井間按司加那志の御免銀	(差) 大親の崎山筑登上親雲上	戌2月
24	調文	20疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	中模様	上間按司加那志の御免銀として	(差) 大親の上地里之子親雲上	戌3月
25	調文	20疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸		嘉味田按司加那志の御免銀	(差) 大親の知花里之子親雲上	戌3月
26	調文	20疋紺嶋細上布	3反	8尋、1尺3寸	小模様御蔵図3番を2反、 同6番を1反	浦添王子の御免銀	(差) 大親の喜舎場里之子親雲上	戌2月
27	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、同5番図	東風平親方方の御免銀	(差) 興力の仲吉里之子親雲上	戌2月
28	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵図3番	御免銀	(差) 琉球館重書役の字座筑登上親雲上	戌2月
29	調文	20疋紺嶋布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	年頭御使者の御免銀詔 来夏、御進上御進覧物座御用	(差) 浦添里之子親雲上、他1名 (宛) 八重山島在番 (差) (御物奉行)の棚原親方、他1名 (宛) 八重山島在番	戌2月
		20疋紺嶋布	3反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図			
		20疋紺嶋布	10反	8尋、1尺3寸5分	御蔵模様5番図			
		17疋紺嶋布	120反					
		18疋紺嶋布	10反	8尋、1尺3寸5分				
		17疋白細上布	20反					
		17疋嶋細上布	30反					
		20疋白細上布	5反	8尋、1尺3寸5分				
		18疋白細上布	5反	8尋、1尺3寸5分				
		12疋白木棉布	15反	8尋、1尺3寸5分				
		9疋白木棉布	30反	8尋、1尺3寸5分				
白上布	300疋							
白中布	20反							
白下布	30反							
白縮布	30反							
30	調文	20疋白細上布	3反	8尋、1尺3寸		浦添王子より御三殿様へ諸御 内諮向進上用	(差) 大親の喜舎場里之子親雲上 (宛) 棚原親方、他1名→(宛) 八重山 島在番	戌2月 戌3月
31	調文	20疋紺嶋細上布	15反		御蔵模様8番絵図は除いて 餘から等分 本8枚の通り 御蔵模様8番絵図は除いて 餘から等分	八重山嶋へ重ねて御詔、浦添 王子へ	(差) 桃原親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	15反					
		17疋紺嶋細上布	20反					
		20疋紺嶋細上布	8反					
32	調文	20疋紺嶋細上布	12反	8尋、1尺4寸	御蔵模様8番絵図は除いて 餘から等分	浦添王子の所望	(宛) 小緑親方、他1名	戌2月 11日
		18疋紺嶋細上布	30反	8尋、1尺4寸				

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
33	注文	白上布	630疋			来子年、御使者が江戸へ上国するにあたり、御献上御進上御進覧御用・萬仕立物用として	(差) 小祿親方、他1名 (宛) 八重山島在番	戌 (2月 11日カ)
		白中布	10反					
		白下布	40反					
33	注文	細上布赤鳴	30反		御藏図等分調	来子年、御使者が江戸へ上国するにあたり、御献上御進上御進覧御用・萬仕立物用として	(差) 小祿親方、他1名 (宛) 八重山島在番	戌 (2月 11日カ)
		白細上布	40反					
		白木棉布	931反					
34	調文	18疋紺嶋細上布	3反	8尋、1尺3寸	如何にも小模様から	来子年上国	(差) 池城親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	2反	7尋、1尺3寸				
35	調文	20疋紺嶋細上布	5反	8尋、1尺3寸	御藏模様5・6番図を2反完了、御藏模様2番図を1反	来子年上国	(差) 桃原親雲上	酉12月
		20疋紺嶋細上布	6反	8尋、1尺4寸	御藏模様2・3・4・5・6・7番図を1反完了			
36		20疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺4寸	立横嶋に横取切、図の通り	小祿親方、来子年上国	(差) 使貫の本部里之子親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	2反	7尋5寸、1尺3寸	御藏模様2番図を2反完了			
		20疋紺嶋細上布	8反	7尋5寸、1尺3寸	御藏模様2・3・5・6番図を2反完了			
37	覚	18疋紺嶋細上布	27反	7尋5寸、1尺3寸	御藏模様3・5・6番図を7反完了、2番図を6反	小祿親方、来子年上国	(差) 使貫の本部里之子親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸				
38	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御用物座2番図・5番図	私事来子年、小祿親方の使貫として上国	(差) 本部里之子親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様			
39	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様	来夏上国	(差) 富盛里之子親雲上	戌正月
		18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様			
40	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様	来夏上国	(差) 阿波根里之子親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様			
41	調文	18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様	来夏上国	(差) 琉球館書役の諸見里里之子親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御藏図3番・5番の模様			
42	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	来夏上国の衣裳用	(宛) 棚原親方、他1名 (宛) 八重山島在番	戌3月 朔日
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸				
43	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の佐久本筑登上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
44	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の具志堅里之子親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
45	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の高江洲筑登上親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
46	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の小波津里之子親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
47	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の鉢嶺筑登上親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
48	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の喜名筑登上親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
49	注文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子従者の田名筑登上親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			
50	調文	18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図	上国	(差) 浦添王子使貫の内間里之子親雲上	戌2月
		18疋紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御藏模様2番図			

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
51	調文	18舛紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	上国	(差) 浦添王子使贊の勝連(里之子)親雲上	戌2月
52	調文	18舛紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	上国	(差) 浦添王子使贊の湊川里之子親雲上	戌2月
53	調文	20舛紺嶋細上布	2反	9尋、1尺3寸	模様手本2枚	来子年上国	(差) 浦添王子使贊の国吉里之子	戌正月
54	調文	20舛紺嶋細上布	2反	9尋、1尺3寸	模様手本	来子年上国	(差) 桑童子の安壹里之子	戌正月
55	調文	20舛紺嶋細上布	2反	9尋、1尺3寸5分	模様手本	来子年上国	(差) 桑童子の宇地原里之子	戌正月
56	調文	20舛紺嶋細上布	2反	口尋、1尺3寸	模様手本	来子年上国	(差) 城間里之子	戌正月
57	注文	20舛紺嶋細上布	2反	4丈5尺、1尺3寸	模様手本2枚	来子年上国	(差) 桑童子の読谷山里之子	戌正月
58	調文	20舛紺嶋細上布	2反	9尋、1尺3寸5分	模様手本2枚	来子年上国	(差) 桑童子の天願里之子	戌正月
59	調文	20舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図・4番図	来子年江戸への楽師拜命により上国	(差) 楽師の城間筑登上親雲上	戌2月
60	調文	20舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図・4番図	来子年上国	(差) 楽師の收志里之子親雲上	戌正月
61	調文	20舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図・4番図	来子年上国	(差) 楽師の濱本里之子親雲上	戌2月
62	調文	20舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図・5番図	来子年江戸への楽師拜命により上国	(差) 楽師の亀川里之子親雲上	戌正月
63	調文	20舛紺嶋細上布	2端	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図、4番図	来子年江戸への楽師拜命により上国	(差) 楽師の富永里之子親雲上	戌正月
64	調文	18舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、5番図	来子年上国	(差) 江戸立方書役の城田里之子親雲上	戌正月
65	調文	18舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、5番図	来子年上国	(差) 江戸立方書役の久場里之子親雲上	戌正月
66	調文	18舛紺嶋細上布	2反	8尋、1尺3寸	御蔵模様3番図、5番図	江戸立方書役の桑江里之子親雲上が来子年上国	(差) 桑江里之子親雲上留主間の兼材筑登上親雲上	戌2月
67	調文	18舛紺嶋細上布	3反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	来子年江戸への楽師拜命により上国	(差) 真喜屋親雲上	戌正月
68	調文	20舛紺嶋細上布	1反	8尋、1尺3寸5分	御蔵図小模様見合	来子年江戸立への儀衛正拜命により上国	(差) 儀衛正の伊計親雲上	戌正月
69	調文	18舛紺嶋細上布	3反	8尋、1尺3寸	御蔵模様2番図	来子年江戸への掌翰使拜命により上国	(差) 真玉橋里之子親雲上	戌正月
70		八重山嶋20舛布	25反	1尺3寸5分		当夏出物御用として		
		八重山嶋細上布	30反	1尺3寸5分	嶋柄等は去年御注文通り	御召料		
		八重山白細上布	20反	1尺3寸5分				
		八重山嶋20舛布	20反	1尺3寸5分		中将様の御召料		
		八重山嶋細上布	25反	1尺3寸5分				
		八重山白細上布	15反	1尺3寸5分				
		八重山嶋20舛布	20反	1尺3寸5分	嶋柄太守様御方御同様	少将様の御召料		
							(差) (御物奉行) の棚原親方、他1名(宛) 八重山島在番	戌3月

No.	件名	外・種類	数量	長さ、幅	模様種類	使 途	差出(差)→宛先(宛)	年月日
70		八重山嶋細上布	10反	1尺3寸5分	嶋柄太守様御方御同様 小模様のかすり沢山有る方	御内輪御付届、又は下賜品 中将様の御内輪御付届、又は下賜品 少将様の御内輪御付届、又は下賜品 御臺様へ中将様より御献上御用	(差) (御物奉行) の榊原親方、他 1 名 (宛) 八重山島在番	戌 3 月
		八重山嶋細上布	10反	1尺3寸5分				
		八重山嶋中布	10反					
		八重山嶋細上布	15反	1尺3寸5分				
		八重山嶋細上布	2反					
		八重山白細上布	30疋					
		八重山嶋細上布	20疋					
		八重山嶋上布	15疋					
		八重山嶋中布	30反					
		八重山白縮布	25反					
		八重山嶋縮布	5反					
		八重山白細上布	(5方)反					
		八重山嶋細上布	5反					
		八重山白中布	40反					
八重山嶋細上布	1反							
八重山白細上布	1反							
△八重山白細上布	1反							
八重山嶋細上布	10反	3丈2尺						
八重山白細上布	5反							
八重山嶋細上布	4反							
八重山嶋20疋布かすり嶋	19反							
八重山嶋20疋布堅嶋	6反							
八重山嶋細上布かすり嶋	23反							
八重山嶋細上堅嶋	7反							
宮古嶋綾さひかすり嶋	23反							
宮古嶋綾さひ堅嶋	7反							
宮古嶋細上布かすり嶋	53反							
宮古嶋細上布堅嶋	17反							
71					堅嶋、かすり嶋	太守様の御召料御用御注文 公儀御役女中へ御付届御用	(差) (御仮屋方) の黒田嘉兵衛 (宛) (御物奉行) の榊原親方殿	戌 2 月 朔日

表3 御用布種類×使用用途 未：道光15未年（1835年） 戌：道光18戌年（1838年）

No.	使用用途 御用布種類	国王・王家				上国・江戸立				冠船御用			薩摩藩			御用布 種類小計			
		御召御用	下賜品	王子・按司 加那志所望	使者・役々 御免銀布	進上・進覧・ 座御用	上国に上入	進上用	出物御用	御賦	御召料・ 御詠注文	未	戌	未	戌		未	戌	
1	20舁白地紺嶋かすり細上布	未	戌	未	戌	未	戌	未	戌	未	戌	未	戌	未	戌	未	戌	12反	1反
2	20舁白地かすり嶋細上布	3反	1反															3反	2反
3	20舁白地かすり細上布	10反	7反	2反	11反													12反	18反
4	20舁白地細上布													1反				1反	2反
5	20舁黄地かすり細上布	1反			2反													13反	
6	20舁紺嶋かすり細上布			7反				6反										8反	95反
7	20舁紺嶋細上布	4反		8反			15反	6反		85反								15反	15反
8	20舁紺嶋布																	55反	65反
9	八重山嶋20舁布																		19反
10	八重山嶋20舁布かすり嶋																		6反
11	八重山嶋20舁布堅嶋																		4反
12	18舁紺嶋かすり細上布																		7反
13	18舁紺嶋細上布								7反	4反	2反	108反						7反	112反
14	18舁紺嶋布									10反	10反							10反	10反
15	17舁紺嶋細上布										20反								20反
16	17舁嶋細上布									30反	30反							30反	30反
17	17舁紺嶋布									120反	120反							120反	120反
18	八重山嶋細上布かすり嶋																		23反
19	八重山嶋細上布堅嶋																		7反
20	嶋細上布、八重山嶋細上布									30反							97反	112反	25反
21	八重山嶋上布																115反	15反	15反
22	八重山嶋中布																420反	40反	40反
23	八重山嶋縮布																7反	5反	5反
24	細上布赤嶋																		30反
25	細上布																		2反
26	宮古島細上布かすり嶋																		53反

No.	使用用途 御用布種類	国王・王家				上国・江戸立				冠船御用				薩摩藩				御用布 種類小計	
		御免銀布	御殿御用 御召御用	下賜品	王子・按司 加那志所望	使者・役々 御免銀布	進上・進覧・ 座御用	上国に入用	進上用	出物御用	御賦	御召料・ 御詠注文	未	戌	未	戌	未		戌
27	宮古嶋綾さひかすり鳴																戌	23反	
28	宮古島細上布壁嶋																	戌	17反
29	宮古嶋綾さひ壁嶋																	戌	7反
	模様入り御用布 (小計①)	0	4反	16反	10反	8反	14反	22反	25反	172反	210反	195反	0	579反	222反	1反	0	155反	836反
30	20舁白細上布					4反				8反	8反							戌	12反
31	18舁白細上布						5反			5反	5反							戌	5反
32	17舁白細上布					3反				20反	20反							戌	23反
33	白細上布、八重山白細 上布										40反		30反	52反				戌	52反
34	白上布、八重山白上布						4反			300反	930反		30反	10反				戌	60反
35	白中布、八重山白中布						1反			20反	30反		40反	40反				戌	328反
36	白下布、八重山白下布									20反	70反		10反	10反				戌	67反
37	八重山白布												40反	40反				戌	31反
38	白縮布、八重山白縮布									20反	30反		37反	25反				戌	40反
39	12舁白木綿布						2反	2反	41反	15反	15反							戌	57反
40	9舁白木綿布						60反	41反	45反	30反	30反							戌	19反
41	9舁白木綿布									30反	30反							戌	105反
42	白木綿布										93反							戌	105反
	白無地御用布 (小計②)	0	105反	67反	48反	57反	47反	0	0	138反	1179反	0	30反	179反	117反	0	0	441反	1496反
							4反			300反	930反		40反	40反	30反		0	388反	969反
		0	83反	5反	65反	13反		22反		310反		0	758反	180反	1反	0		125反	
	使用用途 (小計①+②)									332反、	300反		60反		759反、	180反		558反	
		109反	58反	61反	1反	25反	61反	1反		1389反	195反		339反	339反		155反		232反	
			5反	4反			4反			930反			65反	65反	0			100反	
			229反、	9反			229反、	9反		1,609反、	930反		0	494反、	65反			100反	

□：総計

中国における「企業会計制度」の存在意義

姚 小 佳*

The Significance of “The Accounting System for Business Enterprises”

YAO Xiaojia

要 旨

本研究は、中国会計体系に関する研究の一環として、2000年に中国財政部から公表された「企業会計制度」を取り上げ、その制定の背景と必要性を明らかにした上で、当該制度の構成と特徴を明確にし、さらに「企業会計制度」の役割と現時点の意義を検討するものである。

要 約

中国財政部は、中国国内企業と外商投資企業向けの制度を統一し、健全的な会計処理と情報開示を提供するために、2000年に「企業会計制度」を公表した。「企業会計制度」は、統一した会計制度として位置づけられており、会計情報を真実かつ完全に提供するために、企業の会計計算を規範化したものである。「企業会計制度」は、全部14章160条で構成されており、会計項目の設置と会計処理の方法を中心に述べ、財務会計報告の種類と様式を規定している。「企業会計制度」は、会計担当者が企業の会計計算を行う際に、重要な根拠を提供している。

キーワード：会計法、企業会計制度、企業会計準則

Summary

“The Accounting System for Business Enterprises” published in 2000 by China’s Ministry of Finance was to integrate the accounting systems for Chinese enterprises and foreign-owned enterprise, to provide accounting process and to improve information disclosure. As an integrated accounting system, “the Accounting System for Business Enterprises” aims to standardize accounting methods in order to provide complete and reliable accounting information for information users. “The Accounting System for Business Enterprises” classifies accounts, introduces accounting treatments, and provides Financial Report formats in its fourteen chapters. Accounting practitioners can refer to “the Accounting System for Business Enterprises” for detailed accounting treatment.

* 近畿大学産業理工学部 准教授

Keywords : Accounting Low, Accounting System for Business Enterprises,
Accounting Standards for Business Enterprises

I はじめに

2001年11月10日に、世界貿易機関（WTO）第4回閣僚会議において、中華人民共和国（以下、中国）のWTO加入は承認され、12月11日に加入資格が正式に発効した。WTOに加入することにより、中国の金融市場の対外開放が加速し、中国に投資する企業（これを外商投資企業という）も急速に増えてきた。中国政府にとって、世界各国からの投資が加速的に増える状況下で、法制度の整備も必要となってきた。その中、会計制度に関して、中国国内企業と外商投資企業向けの制度を統一し、健全な会計処理と情報開示を実現するために、中国財政部は、2000年に「企業会計制度」を公表した。

本研究は、「企業会計制度」設定の背景と必要性を明らかにし、「企業会計制度」の構成と特徴を明確にした上で、中国の会計体系における「企業会計制度」の役割と現時点での存在意義を検討しようとするものである。

II 「企業会計制度」制定の背景

1949年の建国時、中国は社会主義共和国であるため、土地も資源もすべてのものは国家に所有されており、中国政府は、全国の資源を調達し、計画によって各地に配分するという計画経済体制に基づいて、経済活動を行っていた。企業も国営企業であり、国家は唯一の投資者であった。そのような経済状況下で、当時、中国における会計の目的は、管理責任を重視して、国家が資源配分や国営企業管理を行うために有用な情報を提供することであり、「業種別企業会計制度」と「業種別企業財務制度」が存在して、重要な役割を担っていた。

1978年に改革開放が始まり、中国の経済は、まだ計画経済体制を中心としていたが、市場経済の考え方も重視され、計画経済体制から市場経済体制へ移行しつつあった。そのため、会計に関する法制度の整備が喫緊の課題となってきた。1985年に、「中国人民共和国会計法（以下、会計法）」が制定された。会計法は、会計に関する法制度の頂点に立っており、すべての組織における会計業務を指導するための法律である。すなわち、「会計法」の公表により、中国の会計制度の目的は、建国当初の管理責任を果たすための行政指導に有用な情報の提供から、企業の会計業務を規制することへ変更された。すべての組織または会計担当者は、会計法を遵守しなければならず、違反した場合には、罰が課されると規定されている。

1992年に、中国の経済は計画経済体制から市場経済体制へ移行し、市場を重視する社会主義市場経済という新しい体制が確立された。そのため、会計に関する制度も大きな変革を迎えた。社会主義市場経済の重要性が強調されるために、1993年に「会計法」は改訂された。また、1992年11月に、「企業会計準則」および「企業財務通則」が公表されると同時に、「業種別企業会計制度」と「業種別企業財務制度」も改訂され、「企業会計準則」については、

1997年以降、順次に個別準則が公表された⁽¹⁾。1990年代後に入ってから、統一的な会計制度の制定が議論されており、2000年に「企業会計制度」が公表され、2001年に「業種別企業会計制度」と「業種別企業財務制度」が廃止された。

要するに、1949年から1992年まで、国家がすべての資源を計画により分配する計画経済体制を中心とした経済モデルにおいて、会計の目的はすべての資源を管理し、各業種における資源を把握することであるために、「業種別企業会計制度」と「業種別企業財務制度」は重要な役割を果たしていた。しかし、1992年に計画経済体制から社会主義市場経済へ転換したことにより、経済モデルは市場原理を重視することになり、企業形態も建国当初の国営企業から株式会社や外資企業など多様化してきた。そのため、会計制度の目的は、資源を効率的に配分するために国家に有用な情報を提供することから健全な会計処理と適切な情報の開示に変更され、国内企業と外資企業との間に存在していた適用される会計ルールの相違をなくすために、統一的な会計制度を制定する必要があると窺い知ることができる。

したがって、中国財政部は、「会計法」の法的根拠に基づき、2000年12月29日に「企業会計制度」を公表した。中国財政部は、さらに、2001年11月29日に「外資企業の『企業会計制度』の施行に関する問題の規定」という通知を配付し、当該通知により、2002年1月1日から、外資企業も「企業会計制度」を施行することになり、同時に「外資企業会計制度」が廃止されることになる。「企業会計制度」は、公表の当初、株式会社と外資企業に限定して適用してきたが、2002年以後、株式会社以外の国有企業にも適用するように要請された。さらに、財政部も、その他の企業に対しても「企業会計制度」の適用を推奨している（仁川・田2006, 163頁）。したがって、「企業会計制度」は、従来の業種別会計制度と異なっており、会社の形態（株式会社か国有企業か）や会社の性質（外資企業や中国企業）の区別に関係なく、統一的な会計制度の役割を担っていると言える。

このような重要な役割を果たす「企業会計制度」の制定にあたって、守らなければならない原則は次のとおりである（財政部 2000a, 基本原則）。

- ① 中国共産党と国家の財政政策、法令と制度に一致し、統一した指導・階層的管理・地域の状況に順応する原則を守らなければならない。
- ② 「企業会計準則」の要件と一致しなければならない。
- ③ 報告企業の業種とその生産経営の特徴に適合しなければならない。国家の関連制度の執行を前提にして、経営管理を改善かつ促進するために、報告企業の具体的な制度や実施方法を決定しなければならない。
- ④ 企業の内部統制制度を強化し、会計の監督の役割を果たさなければならない。

Ⅲ 「企業会計制度」の概要

1. 「企業会計制度」の構成と適用対象

「企業会計制度」は、企業の会計計算を規範化し、会計情報を真実かつ完全に提供するた

めに、「会計法」および中国のその他の関連法律・法規に基づいて制定されており（財政部 2000a, 第1条）、図表1のように、14章160条で構成されている。

図表1 「企業会計制度」の構成

第一章 総則	第1条～第11条
第二章 資産	第12条～第65条
第三章 負債	第66条～第78条
第四章 所有者持分	第79条～第83条
第五章 収入	第84条～第98条
第六章 原価及び費用	第99条～第105条
第七章 利益及び利益処分	第106条～第112条
第八章 非貨幣性取引	第113条～第116条
第九章 外貨取引	第117条～第120条
第十章 会計調整	第121条～第139条
第十一章 偶発事象	第140条～第146条
第十二章 関連者関係とその取引	第147条～第150条
第十三章 財務会計報告	第151条～第159条
第十四章 附則	第160条

「企業会計制度」の適用対象は、外部から資金調達しない経営規模の比較的に小さい企業及び金融保険会社を除いて、中国国内に設立された企業（会社）である（財政部 2001, 第2条）。「企業会計制度」を適用する企業は、会計に関連する法律、行政法規及び「企業会計制度」の規定に従って、「企業会計制度」に違反しないことを前提にして、企業の具体的な状況に合わせ、当該企業に適する会計計算方法を制定する（財政部 2000a, 第4条）。

「企業会計制度」は、会計実務に関する具体的な会計処理を提供しており、以下のようなことについて規定している。

- ① 会計制度の原則規定—一般的に総則と呼ばれているが、会計業務の内容、遵守しなければならない原則などを含んでいる。
- ② 会計業務の計算における具体的な規定—例えば、会計項目及び使用方法に関する規定、記帳方法に関する規定、財務諸表の様式および作成方法
- ③ 財産管理や原価計算に関する規定—例えば、固定資産や流動資金の計算方法に関する規定、原価計算方法など
- ④ 財産清算、会計担当者の交代および会計ファイルの管理に関する規定など

2. 「企業会計制度」の概要

(1) 「総則」

「企業会計制度」の第一章「総則」では、会計計算についてより詳細的に説明している。会計計算は、企業の継続かつ正常な生産経営活動を前提にし、企業で発生する各取引または

事象を対象として、企業の生産経営活動を記録かつ反映するものでなければならない（財政部 2000a, 第5～6条）。会計計算は、会計期間を区分し、期間ごとに決算し、財務会計報告書を作成しなければならない。会計期間は、年度、半期、四半期および月次に分けられており、暦年により決定される。半期、四半期および月度は中間会計期間と呼ばれる（財政部 2000a, 第7条）。

また、会計計算は人民元を記帳本位通貨とする。業務収支が人民元以外の通貨を主とする企業は、人民元以外の1つの通貨を記帳本位通貨として選ぶことができるが、財務会計報告の作成にあたって人民元に換算しなければならない（財政部 2000a, 第8条）。会計記録の文字も中国語を使用しなければならないが、民族自治地方においては、会計記録に現地で通用する1つの民族文字を同時に使用することができ、中国国内の外資企業、外国企業およびその他の外国組織の会計記録には、1つの外国文字を同時に使用することができる（財政部 2000a, 第8条）。

企業は会計計算を行う際に、以下の基本原則を遵守しなければならない（財政部 2000a, 第11条）。

- ① 会計計算は実際に発生した取引または事象に基づき、企業の財政状態、経営成績とキャッシュ・フローを真実に反映しなければならない。
- ② 企業は、取引または事象の法的形式より、当該取引または事象の経済実質に基づいて会計計算を行わなければならない。
- ③ 企業が提供する会計情報は、会計情報の利用者のニーズを満たすために、企業の財政状態、経営成績とキャッシュ・フローを反映しなければならない。
- ④ 企業の会計計算方法は、前後の各期と一貫しなければならず、みだりに変更してはならない。変更が必要である場合には、変更の内容と理由、変更の累積影響額、または累積影響額を合理的に確定できない理由などを財務諸表の注記に説明しなければならない。
- ⑤ 企業の会計計算は定められた会計処理方法に従って行われ、会計指標の基準は、一致しており、相互に比較できるものでなければならない。
- ⑥ 企業の会計計算は、適時に行われなければならない、早くても遅れてもならない。
- ⑦ 企業の会計計算および作成した財務会計報告書は、明瞭であり、理解可能で、利用しやすいものでなければならない。
- ⑧ 企業の会計計算は、発生主義に基づかなければならない。当期に実現した収益および発生したかまたは負担すべき費用は、代金を受領した（支払った）か否かにかかわらず、当期の収益と費用として計上しなければならない。当期に帰属しない収益と費用は、代金を受領した（支払った）としても、当期の収益や費用として計上してはならない。
- ⑨ 企業は、会計計算を行う際に、収益とその原価・費用を対応させなければならない、同じ会計期間に帰属する各収益とそれに関連する原価・費用は、当該会計期間におい

て認識されなければならない。

- ⑩ 企業の各資産は、取得時に取得原価に基づいて測定されなければならない。その後、各資産の価値が減少するならば、企業は、本制度の規定に従って、相応の評価損失引当金を計上しなければならない。法律、行政法規と国家統一の会計制度が別途規定する場合を除き、企業は資産の帳簿価額を自ら調整してはならない。
- ⑪ 企業の会計計算は、合理的に収益的支出と資本的支出を区別しなければならない。支出の効果が本年度（または一営業循環期間）のみに及ぼすならば、当該支出は収益的支出として計上されなければならない。支出の効果が複数の会計年度（または複数の営業循環期間）に及ぼすならば、当該支出は、資本的支出として計上されなければならない。
- ⑫ 企業は、会計計算を行う際に、保守主義の原則を遵守しなければならず、資産または収益の過大表示、負債または費用の過少計上をしてはならないが、簿外引当金も計上してはならない。
- ⑬ 企業が行う会計計算は、重要性の原則を遵守しなければならない。会計計算の過程において、取引または事象に対して重要性のレベルを区別し、重要性のレベルにより異なる計算方法を採用する必要がある。資産・負債・損益に大きな影響を与え、かつ財務会計報告の利用者の意思決定に影響を与える重要な会計事項に対して、規定された会計方法と手続に基づいて会計処理を行い、財務会計報告において十分かつ正確に開示しなければならない。副次的な会計事項に対して、会計情報の真实性に影響を与えなく、財務会計報告の利用者の正確な意思決定を誤らせない場合には、適当に簡略的な会計処理が認められる。

また、「企業会計制度」は、第2章から第6章まで、会計要素である資産、負債、所有者持分、収益、費用と利益について詳細的に説明している。

(2) 資産

資産とは、過去の取引、事象によって生じ、企業が所有または支配する資源であり、経済的便益をもたらす効果があると予測されるものであり、流動性に応じて、流動資産、長期投資、固定資産、無形資産とその他資産に区分しなければならない（財政部 2000a, 第12～13条）。

① 流動資産

流動資産とは、1年以内あるいは1年を超える一営業循環期間内に、現金化でき、または費消される資産であり、主として現金、銀行預金、短期投資⁽²⁾、未収債権・前払金、前払費用、棚卸資産などが含まれる（財政部 2000a, 第14条）。

企業は現金および銀行預金の日記帳を設置し、発生順に従って記帳しなければならない。銀行預金は、銀行とその他の金融機構の名称および預金の種類に従って明細計算をしなければならない。外貨現金と外貨預金を有する企業は、人民元と外貨を区別し明細計算をしなければならない。現金の帳簿残高は必ず手許現金の額と一致しな

ればならない（財政部 2000a, 第14～15条）。

短期投資とは、随時に現金化でき、かつ保有期間が1年を超えないと予定される投資であり、株式、債券、基金などが含まれる。短期投資は、取得時に投資原価により測定し、短期投資の現金配当または利息は、実際の取得時に投資の帳簿価額と相殺する⁽³⁾。企業は、期末に短期投資の原価と市場価格のいずれか低い方で評価し、市場価格が原価を下回る場合には、その差額を短期投資評価損失引当金として計上しなければならない。短期投資の処分について、短期投資の帳簿価額と実際に取得した金額との差額は投資損益として計上される（財政部 2000a, 第16条）。

未収債権および前払金は、企業の日常の生産経営活動過程において発生する債権であり、受取手形、売掛金と前払金などが含まれる。未収債権および前払金は、実際に発生した金額により記帳し、取引先名等に従って明細帳を設け、明細計算をしなければならない。利息付未収債権は、期末に元本（または額面価額）と確定した利率に基づいて計算された金額より、帳簿価額を増加させ、かつ利息収益として認識し、当期損益に計上する。期限到来後も回収できない受取手形は、帳簿価額の残高を売掛金に振り替え、利息は計上しない（財政部 2000a, 第17～18条）。

前払費用とは、企業がすでに支出したが、当期および次期以降の会計期間にわたって負担すべきもので、負担期間が1年以内の費用であり、低額消耗品償却、前払保険料などが含まれる。前払費用は、その受益期間に応じて1年以内に均等償却を行い、原価と費用に計上されなければならない。前払費用が企業に便益をもたらさない場合には、未償却残高の全額が当期の原価と費用に一括計上され、以後の会計期間において償却してはならない（財政部 2000a, 第19条）。

棚卸資産とは、企業の日常の生産経営過程において、販売するために保有するもの、または生産過程にあるもの、あるいは生産または役務の提供過程において費消される材料もしくは物資であり、各原材料、商品、仕掛品、半製品、製品などが含まれる。棚卸資産は取得時に取得原価に基づいて計上しなければならないが、予定原価（売価）に基づき棚卸資産を計算する企業は、棚卸資産の予定原価と実際原価との差異を別個に計算しなければならない⁽⁴⁾。棚卸資産は、定期的に実地棚卸を行い、毎年少なくとも一回は実地棚卸を行わなければならない。企業は、期末に、棚卸資産を原価と正味実現可能価格のいずれか低い方で評価し、正味実現可能価額が原価を下回る差額を棚卸資産評価損失引当金として計上しなければならない（財政部 2000a, 第20条）。

② 長期投資

長期投資とは、短期投資以外の投資であり、保有期間が1年を超えると予定される各種の持分投資、現金化できないまたは随時に現金化する予定のない債券、長期債券投資とその他の長期投資が含まれる（財政部 2000a, 第21条）。

長期持分投資は、取得時に初期投資原価により記帳しなければならないが、異なる状況

に依じて、原価法または持分法を採用し計算しなければならない⁽⁵⁾。原価法の適用場合においては、追加投資、獲得すべき現金配当または利益を投資に振り替える場合または投資を回収する場合を除いて、長期持分投資の帳簿価額は原則として変更してはならない。持分法を適用する場合には、長期持分投資は最初に初期投資原価で測定し、投資企業の初期投資原価と被投資企業の所有者持分との差額は持分投資差額として処理され、一定期間にわたって均等償却を行い、損益に計上する⁽⁶⁾。また、企業が投資の目的を変更し、短期投資を長期投資に振り替える場合に、短期投資の原価と市場価格のいずれか低い方で振り替え、その価額を長期投資の初期投資原価とする。持分投資を処分する際に、投資の帳簿価額と実際に取得した金額との差額は当期の投資損益とする（財政部 2000a, 第22条）。

これに対して、長期債券投資は、取得時に、取得時の実際の原価を初期投資原価とし、額面価額と約定利率に基づいて、期間に応じて利息収益を計算し、認識する⁽⁷⁾。長期債券投資を処分する際に、実際に取得した金額と長期債券投資の帳簿価額との差額は、当期の投資損益とする。また、企業は、期末に長期投資を帳簿価額と回収可能価額のいずれか低い方で評価し、回収可能価額が帳簿価額を下回る差額を長期投資評価損失引当金として計上しなければならない（財政部 2000a, 第23～24条）。

③ 固定資産

固定資産とは、耐用年数が1年を超える建物、機械、機器、運搬具およびその他の生産経営に関連する設備、器具、工具などを指す。生産経営の主要設備に属しないが、単価が2,000元以上、かつ使用年数が2年を超えるものも固定資産としなければならない。企業は、固定資産の定義に基づき、企業の実際の状況により、企業に適する固定資産目録、分類方法、固定資産の減価償却年数・方法を設定する（財政部 2000a, 第25～26条）。

企業は固定資産の取得時に取得原価により記帳し（財政部 2000a, 第27条）、原則として毎月減価償却費を計上しなければならない（財政部 2000a, 第37条）。企業は、固定資産の性質と消耗の態様に基づいて合理的に固定資産の見積耐用年数及び見積残存価額を確定し、また科学技術の発展、環境およびその他の要因に基づいて減価償却方法を選択する。固定資産の減価償却方法は、定額法、定率法、生産高比例法、級数法、200%定率法などがある。減価償却方法等はいったん確定したら、みだりに変更してはならない。変更が必要な場合には、財務諸表の注記において説明しなければならない（財政部 2000a, 第36条）。

また、企業は、固定資産に対しても定期的に、あるいは少なくとも1年に1回は実地棚卸を行わなければならない（財政部 2000a, 第40条）。さらに期末に、企業は固定資産の帳簿価額と回収可能価額のうちいずれか低い方で評価し、回収可能価額が帳簿価額を下回る差額について、固定資産評価損失引当金を計上しなければならない（財

政部 2000a, 第42条)。

④ 無形固定資産とその他資産

無形資産は、企業が商品の生産または役務の提供、他者への賃貸、あるいは管理目的で実物形態を持たない非貨幣性の長期資産であり、識別可能な無形資産と識別不能な無形資産に分類されている。企業は、無形資産を取得した時に、実際原価により計上しなければならない(財政部 2000a, 第43～44条)。無形資産は、取得した月から予定使用年数にわたって均等償却し、損益に計上される(財政部 2000a, 第46条)。企業が無形資産を売却する場合に、受取金額と当該無形資産の帳簿価額との差額を当期損益に計上する(財政部 2000a, 第48条)。無形資産は帳簿価額と回収可能価額のうちいずれか低い方で評価し、回収可能価額が帳簿価額を下回る差額を無形資産評価損失引当金に計上しなければならない(財政部 2000a, 第49条)。

その他資産とは、上述の資産以外の資産(例えば長期前払費用)を指す。

(3) 負債

負債とは、過去の取引、事象により生じる現在の義務であり、当該義務を履行することにより、経済的便益が流出すると予想されるものである。負債は、流動性により流動負債と長期負債に分類される(財政部 2000a, 第66～67条)。

① 流動負債

流動負債とは、1年以内または1年を超える一営業循環期間内に返済しなければならない債務であり、短期借入金、支払手形、買掛金、前受金、未払給与、未払福利費、未払配当金、未払税金およびその他仮未払金、未払費用および1年以内に支払期限の到来する長期借入金を含む(財政部 2000a, 第68条)。流動負債は、実際の発生額により記帳しなければならない。短期借入金、利息付支払手形、短期未払債務は、借入元本または債券額面金額に基づき、確定された利率により期間に応じて利息を計算し、損益に計上しなければならない(財政部 2000a, 第69条)。

② 長期負債

長期負債とは、返済期限が1年または1年を超える一営業循環期間外の債務であり、長期借入金、未払債権、長期未払金を含む(財政部 2000a, 第71条)。長期負債は、実際の発生額により記帳しなければならない。長期負債は負債元本または負債額面金額に基づき、確定された利率により期間に応じて利息を計算し、本制度の規定により、それぞれ工事原価あるいは当期の財務費用に計上しなければならない(財政部 2000a, 第72条)。また、借入により企業で発生した借入費用⁽⁸⁾は、固定資産の購入建設のための専用借入金により発生した借入費用を除き、発生した期間に応じて費用として認識し、当期の財務費用に計上しなければならない(財政部 2000a, 第77条)。

(4) 所有者持分

所有者持分とは、所有者が企業資産から享受する経済的便益を指し、その金額は資産から

負債を差し引いた残高であり、払込資本（または株式資本金）、資本剰余金、利益剰余金および未処分利益を含む（財政部 2000a, 第79条）。払込資本は、投資者が企業の規定または契約、協議の約定に従って実際に企業に投入した資本を指す（財政部 2000a, 第80条）。資本剰余金には、資本金の割増、非現金資産の受贈益準備金、現金受贈益、持分投資準備金、交付金の受入、外貨資本換算差額とその他の資本準備金が含まれる（財政部 2000a, 第82条）。利益剰余金は、企業の性質により異なっており、一般企業および株式会社の場合には、法定利益剰余金、任意利益剰余金と法定公益金があり、外資企業の場合には、準備基金、企業発展基金と資本償還積立金がある（財政部 2000a, 第83条）。

(5) 収益

収益とは、商品の販売、役務の提供および資産使用权の譲渡などの企業の日常活動から形成される経済的便益の総流入を指し、主要業務収益およびその他の業務収益を含むが、第三者または顧客の代理で受け取る金額を含まない。企業は、収益の性質により、収益認識の原則に基づき、収益を合理的に認識・測定しなければならない（財政部 2000a, 第84条）。

商品販売による収益は、以下の4つの条件をすべて満たす場合に認識されなければならない（財政部 2000a, 第85条）。

- ① 企業が商品の所有権に関わる主要なリスクと便益を買手に移転すること
- ② 企業が、通常、所有権に関連する継続管理権を保持せず、かつ、販売した商品に対する支配を行わないこと
- ③ 取引に関する経済的便益が企業に流入することができること
- ④ 関連する収益と原価を信頼性をもって測定できること

役務の提供による収益について、役務の開始と完了が同一会計年度である場合には、役務が完了する時に、収益が認識される。役務の開始と完了が異なる会計年度である場合には、役務提供の結果を信頼性をもって見積ることができるならば、貸借対照表日に工事進行基準に基づいて役務の提供に関する収益が認識される（財政部 2000a, 第88条）。

資産使用权の譲渡による収益は、利息収益と使用料収益が含まれており、取引と関連する経済的便益が企業に流入することができること、と収益の金額が信頼性をもって測定できることの2つの要件を満たす場合に、認識される（財政部 2000a, 第91条）。

また、工事契約による収益は、工事進行基準と工事完成基準に基づいて認識される。

(6) 原価および費用

費用とは、企業が商品の販売、役務の提供などの日常活動から生じる経済的便益の流出であり、原価とは、企業が製品の生産や役務の提供のために発生する様々な費用である。企業は、合理的に期間費用と原価を区別しなければならない。期間費用は当期の損益として計上され、原価は生産された製品または提供された役務の原価として計上される。企業は当期中に既に販売された製品または提供された役務の原価を当期の費用に振り替えなければならない。商品流通企業は、当期に既に販売された商品の仕入原価を当期の費用に振替えなければ

ならない（財政部 2000a, 第99条）。

企業は、生産経営過程において費消された各材料を実際に費消された数量と帳簿単価に基づいて計算し、原価と費用に計上しなければならない。企業は、従業員に支払う給与を、規定された給与基準、労働時間と生産量記録などの資料に基づいて、原価・費用に計上しなければならない。企業が生産経営過程において発生するその他の費用は、実際に発生した額により、原価・費用に計上されなければならない（財政部 2000a, 第100～102条）。また、企業の期間費用には営業費用、管理費用と財務費用が含まれており、当期の損益に計上され、かつ損益計算書に項目別に表示しなければならない（財政部 2000a, 第104条）。

(7) 利益および利益処分

利益とは、一定の会計期間における企業の経営成果であり、営業利益、利益総額および純利益を含む。営業利益とは、主要業務収益から主要業務税金および付加金を控除し、その他業務利益を加算したものから、営業費用、管理費用と財務費用を控除した後の金額である。利益総額とは、営業利益に投資利益、補充収入、営業外収入を加算し、営業外支出を控除した後の金額である（財政部 2000a, 第106条）。

企業は原則として月毎に利益を計算しなければならないが、月毎に利益計算が難しい企業は、四半期毎または年度ごとに利益を計算することができる（財政部 2000a, 第108条）。企業は、当期に実現した純利益に期首未処分利益を加算し（または期首未処理損失を控除し）、その他の額を振り替えた残高を処分可能利益として会計処理を行う。また、企業は、処分可能利益から法定利益剰余金、法定公益金などを控除した後の金額を投資者への分配可能利益として会計処理を行う（財政部 2000a, 第110～111条）。

企業は、実現した利益と利益処分を区分しなければならないが、利益構成および利益処分の各項目について補助簿を設け、明細計算を行わなければならない（財政部 2000a, 第112条）。

(8) 非貨幣性取引

非貨幣性取引とは、取引の双方が非貨幣性資産をもって交換を行う取引であり（持分と持分との交換を含むが、企業結合における非貨幣性取引を含まない）、貨幣性資産に関わらないか、または少額の貨幣性資産のみに関わるものである。非貨幣性資産とは、貨幣性資産以外の資産を指し、棚卸資産、固定資産、無形資産、持分投資および期限到来まで保有する予定のない債券投資などを含む（財政部 2000a, 第113条）。非貨幣性取引を計算する際に、1つの資産と1つの資産との交換であるか、1つの資産と複数の資産との交換であるか、また、複数の資産と複数の資産との交換であるかにもかわらず、払出資産の帳簿価額に支払うべき関連税金費用を加算した金額により受け入れ資産を計上する（財政部 2000a, 第114条）。

(9) 外貨建取引

外貨建取引とは、代金の受領・支払、取引の決済などを、記帳本位通貨以外の通貨より行う取引である（財政部 2000a, 第117条）。企業が外貨建取引を計算する際に、相応の外貨勘定を設置し、外貨建取引が発生したときに、関連する外貨金額を記帳本位通貨金額に換算

して記帳しなければならない（財政部 2000a, 第117～118条）。また、各種外貨勘定の外貨残高は、期末に期末の為替レートにより記帳本位通貨に換算しなければならない（財政部 2000a, 第120条）。

(10) 会計調整

会計調整とは、国家の法律、行政法規および会計制度の要求に従い、または特定の状況下で、企業が従来採用した会計方針、会計上の見積りおよび会計上の誤謬、後発事象に対して行う調整である（財政部 2000a, 第121条）。

(11) 偶発事象

偶発事象とは、過去の取引または事象により形成される状況であり、その結果が将来の未確定事象の発生または不発生により検証されるものである。偶発負債とは、過去の取引または事象により形成される潜在的な義務であり、その存在が将来の未確定事象の発生または不発生により検証されるものであり、あるいは、過去の取引または事象で形成される現在の義務、当該義務の履行が企業の経済的便益の流出を招く可能性が低い、または当該履行義務を信頼性をもって測定できないものである。偶発資産とは、過去の取引または事象により形成される潜在的な資産であり、その存在が将来の未確定事項の発生または不発生により検証されるものである（財政部 2000a, 第140条）。企業は、偶発負債および偶発資産を認識してはならず、財務諸表の注記で偶発資産、偶発負債の形成原因・発生すると予測される財務的影響（予測できない場合にはその理由を説明する必要がある）・補償獲得の可能性を開示しなければならない（財政部 2000a, 第144～146条）。

(12) 関連当事者関係とその取引

企業の財務および経営の意思決定において、一方が他方を直接的あるいは間接的に支配または共同支配できるか、または他方に重大な影響を与える場合には、これらの者に関連当事者関係が存在する。両者または複数の者が同一の他者に支配される場合には、これらの者の間にも関連者関係が存在する（財政部 2000a, 第147条）。企業と関連当事者との間に取引が発生する場合には、企業は財務諸表の注記に関連当事者関係の性質、取引種類と取引要素を開示しなければならない（財政部 2000a, 第149条）。支配関係が存在する場合には、関連当事者が企業であれば、それらの間取引があるかどうかにかかわらず、財務諸表の注記に当該企業の情報を開示しなければならない（財政部 2000a, 第148条）。

(13) 財務会計報告書

企業は、『企業財務会計報告条例』の規定に従って、財務会計報告書を真実かつ完全に作成し、外部に開示しなければならない、外部へ提出する財務会計報告書は以下のものを含む（財政部 2000a, 第151, 154条）。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ キャッシュ・フロー計算書

- ④ 資産評価損失引当金明細書
- ⑤ 利益処分計算書
- ⑥ 株主持分増減変動表
- ⑦ セグメント報告書
- ⑧ その他の関連附表

企業の財務会計報告書は年度、半期、四半期および月次の財務会計報告書に分けられる（財政部 2000a, 第152条）。財務報告書の提出期限について、月度の中間財務会計報告書は月の終了後6日以内（休日の場合は延期する。以下も同様）、四半期の中間財務会計報告書は四半期終了後15日以内に、半期の中間財務会計報告書は半期終了後60日以内に、年度の財務会計報告は年度終了後4ヶ月以内に提出しなければならない（財政部 2000a, 第157条）。

IV 「企業会計制度」の特徴

1. 会計の認識・測定・報告について詳細な規定を提供していること

「企業会計制度」は、会計情報の質を保証し、企業の日常活動の生産経営活動を忠実に反映するために、会計計算を規範化し、詳細な規定を提供している。「企業会計制度」の「会計項目および財務諸表」は、会計帳票の作成、帳簿の記入、科目の確認、会計システムの実行に役立つために、会計項目コードを統一的に規定するものであり、規定により、企業は任意に会計項目を編集してはならない（財政部 2000b, 一（一））。「企業会計制度」は、会計項目の設定（資産・負債・所有者持分・原価・損益に関する85個会計項目）と会計処理の方法を中心に記述し、財務会計報告書の種類と様式を詳細に規定しているので、会計担当者は、それらの規定を会計計算の根拠として利用し、財務会計報告書を作成する。

2. 中国の実際の経済状況を反映していること

「企業会計制度」は、中国の実際の経済状況を考慮したうえで、制定されたものである。計画経済体制の下で、国家は資源の管理と分配のために会計情報を利用することから、当時の主要な会計目的は資産管理であった。その後、中国の経済体制が計画経済体制から社会主義市場経済体制へ移行し、主要な会計目的は会計情報の利用者の意思決定に有用な会計情報を提供することに変更されたが、国有企業はまだ存在しており、国有企業の資源を管理することは相変わらず重要であるため、国有企業にとって、会計の目的は資産管理であることに変更はない。したがって、「企業会計制度」が資産管理を重視することは一部の規定に反映されている。例えば、財務会計報告書に含まれる資産減損引当金明細表は、「短期投資評価損失引当金」、「貸倒引当金」、「棚卸資産評価損失引当金」、「長期投資評価損失引当金」、「固定資産評価損失引当金」と「委託貸付金」等の項目を設け、それらの資産の評価損失引当金の増減変動を記録しなければならない。

3. 法的強制力を有すること

「企業会計制度」は、中国財政部から公表されたため、行政性法規に属している。したがっ

て、関連する企業は、「企業会計制度」を適用しなければならない。「企業会計制度」に規定される生産経営活動について、企業は、その他の会計方針を選ぶ余地がなく、必ず「企業会計制度」に基づいて、会計処理を行わなければならない。

V 「企業会計制度」の存在意義－結びに代えて

1. 包括した会計制度として位置付けられている

「企業会計制度」が公表される前に、国内企業は、13種の「業種別企業会計制度」を適用し、外資企業は「外国投資企業会計制度」を適用していたため、国内企業と外資企業には別々の会計ルールが存在していた。しかし、「企業会計制度」は、2001年に株式会社に適用し、2002年に外資企業を適用するとともに国有企業との適用も推奨されている。すなわち、「企業会計制度」は、企業形態（株式会社であるかどうか）や企業国籍（中国企業か外資企業か）に関わらず、外部から資金調達せず、経営規模の比較的小さい企業および金融保険企業を除いて、中国国内に設立された企業を対象とするので、従来業種別企業会計制度より適用対象が拡大しているという意味で、包括的な会計制度として位置付けられている。

2. 会計情報の比較可能性を高めることができる

「企業会計制度」の公表により、「業種別企業会計制度」が廃止されることになり、「企業会計制度」は、すべての業種にわたる包括的な会計基準体系になったと言える。従来、報告企業は、「業種別企業会計制度」に基づいて会計処理を行っていたが、業種が異なれば会計処理も異なってくるので、異なる業種の企業間の会計情報を比較することができないおそれがある。また、以上で検討したように企業形態により適用される会計ルールが異なる可能性もあるので、同じ業種の企業間の会計情報の比較可能性を損なう可能性を否定できない。「企業会計制度」の実施により、企業の生産経営活動の本質が重視されるようになり、業種が異なる同種の取引には同じ会計処理方法が行われる。したがって、「企業会計制度」は、会計情報の比較可能性を高めることができ、投資者の意思決定に有用な情報を提供できるという点で、評価できるのである。

「企業会計制度」は2000年に公表され、当時、中国では統一的な会計制度として重要な役割を担っていた。その一方で、1991年に公表された「企業会計準則」は、2006年と2014年に大きな改訂を行い、現在、上場企業に強制適用されている。中国における「企業会計準則」の影響が大きくなるとともに、「企業会計制度」の重要性が以前より低くなっている。

本研究で明らかにされたように、「企業会計制度」の公表の背景は、中国の社会主義市場経済の確立の当初であり、成熟した段階ではない。そのため、「企業会計制度」は、当時の経済環境や企業の生産経営状況に適合しているが、その後、中国の経済が高度に発展しており、「企業会計制度」の改訂があまり行われていないことから、一部の規定（たとえば、収益認識原則）は、今日の企業の生産経営活動を忠実に反映することができない可能性がある。

これに対して、会計情報の利用者の意思決定に有用な情報を提供することを目的とする「企

業会計準則」は、国際財務報告基準（IFRS）の考え方を反映しながら、中国の実際の経済実情を考慮したうえで、基本準則と具体準則の公表・改訂をし続けているが、「企業会計準則」は原則主義に基づいているので、会計担当者の高い専門能力を必要としている。しかし、中国の会計担当者のレベル、特に中小企業において、全体的に高くないので、すべての企業に「企業会計準則」を適用することは困難である。これに対して、「企業会計制度」は、会計計算や財務会計報告書の作成について詳細的な規定を提供しているので、高い専門能力を有しない会計担当者も適用できる点で、上場企業以外の企業において、現在でも重要な役割を果たしていると考える。そのため、企業形態の多様化や企業数の過多という特徴を有する現在の中国経済において、「企業会計制度」の存在意義は現在も否定することができない。

注

- (1) 区別するために、1992年に公表された「企業会計準則」は、「企業会計準則－基本準則」と呼ばれ、その後の個別準則は「企業会計準則－具体準則」と呼ばれる。
- (2) 「企業会計制度」における「投資」の意味は、企業が分配を通じて富を増加させ、またはその他の利益を追求するためにその他の組織に資産を譲渡して別の資産を獲得することである（財政部 2000a, 第14条）。
- (3) ただ、既に「未収配当金」または「未収利息」に計上された配当金と利息は除外される（財政部 2000a, 第16条（二））。
- (4) 払出または既に出庫した棚卸資産について、実際原価に基づいて計算を行う場合には、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別法または後入先出法等を採用して取得原価を確定するが、予定原価に基づいて計算を行う場合には、每期、負担すべき原価差異を振り替えて、予定原価を実際原価に調整しなければならない（財政部 2000a, 第20条）。
- (5) 企業が被投資企業に対して支配力、共同支配力がなく、重大な影響力がない場合には、長期持分投資は原価法を適用するが、企業が被投資企業に対して支配力、共同支配力および重大な影響力を有する場合には、長期持分投資は持分法を適用する（財政部 2000a, 第21条（二））。
- (6) 企業が追加投資などの原因により長期持分投資の計算を原価法から持分法へ変更する場合には、被投資企業に対して、支配力、共同支配力および重大な影響力を与えるようになった時点から、持分投資の帳簿価額を初期投資原価とし、初期投資原価と被投資企業の所有者持分との差額を持分投資差額として、均等償却し、損益に計上する。
- (7) 転換社債を保有する企業は、転換社債を購入し、または株式に転換するまで、一般の債券投資として処理する（財政部 2000a, 第23条（三））。
- (8) 借入費用とは、借入により企業で発生した利息、割引金または割増金の償却と補助費用、および外貨借入によって発生した為替差損益を指しており、借入により発生した補助費用は手数料を含む（財政部 2000a, 第77条）。

引用文献

中华人民共和国财政部（2000a）「中华人民共和国企业会计制度」。

（2000b）「中华人民共和国企业会计制度－会计科目及报表」。

王昱（2018）『現代中国の会計法規範と戦略』同文館。

何偉男（2010）「現行中国会計制度に関する研究」北星学園大学大学院論集（1）、239-256頁。

孫美灵（2017）「比較制度分析理論から見た中国企業会計制度の変遷」『流通科学大学論集－流通・経営編』第30巻第1号、117-131頁。

仁川栄寿・田雨（2006）「中国における企業会計制度の発展」『経営情報学部論叢』第20巻第1・2号、157-173頁。

馬毛島の入会紛争・壺泊浦住民らの闘い

牧 洋一郎*

Iriai conflict of Mageshima & The fight by inhabitants of Amadomariura-village

MAKI Yoichiro

要 旨

長きに亘る馬毛島での入会（壺泊浦の浦持地）訴訟は、本年4月をもって終了となった。本稿では、当該訴訟の最終段階の抹消登記・移転登記問題について考察したい。なお、前訴の確認訴訟では既に入会権の存在が確認されており、一連の裁判は真の所有権者は誰かということを教えた裁判でもある。よって、このことと併せて検討したい。

キーワード：馬毛島、壺泊浦、入会集団、登記問題

<目次>

はじめに

- 1 事案の概要
- 2 鹿児島地裁第一審判決
- 3 控 訴
- 4 上 告
- 5 私 見
 - (1) 処分行為、管理行為及び保存行為の区別の必要性
 - (2) 入会集団の範囲について
 - (3) 最判平成6年5月31日及び最判平成20年7月17日との関係
 - (4) 最高裁決定について
- 6 今後の課題
 - (1) 第三者による侵害行為について
 - (2) 本件入会集団と壺泊小組合の関係
 - (3) 登記問題

結び

* 沖縄大学地域研究所特別研究員

はじめに

種子島の属島・馬毛島では現在、米軍FCLP基地（現在は暫定的に、米軍は東京都硫黄島にて訓練）移転を伴う自衛隊基地整備計画が進んでおり、令和元（2019）年11月、防衛省は開発業者タストン・エアポート株式会社（旧社名：馬毛島開発株式会社、以下「タストン社」という）から島の99%の土地面積を総額160億円で買収することに合意した。そのことと関連して、鉄砲伝来（1543年）の地として名高い種子島本島（人口2万8千人、土地総面積約450平方キロメートル）では日米共同訓練も行われており、熊本地域（種子島・屋久島）は騒然とした状況に置かれている¹。

さて、馬毛島の表玄関ともいえる葉山港周辺である。この葉山港周辺は、対岸の種子島本島の壱泊浦集落（2020年9月末現在の住民数539名、以下「本集落」という）の浦集団が共同所有する入会地であるが、タストン社に不法占有されている現状である。このような状況下で、本集落の住民らは20年の長きに亘って馬毛島の入会権訴訟を闘ってきたが、本年4月16日をもって一連の入会権訴訟は終了したところである。

そこで、当該訴訟の「共有持分移転登記抹消登記手続等請求事件」について、鹿児島地裁への提訴から上告までを考察したい。なお本稿は、本紀要第22号（2018年）掲載の拙論「さらに続く馬毛島入会権訴訟」に続いて、登記問題を報告するものである。

1 事案の概要

平成13（2001）年5月、鹿児島県西之表市の本集落の浦集団が、トビウオの島と謳われる一種子島本島（西之表市）から西へ12キロメートルの海域に浮かぶ一馬毛島（総面積約8.2平方キロメートル）の葉山港周辺に所有する漁業用地（三字四筆）約2万2千平方メートルにつき、本集落住民である登記名義人（共に権利者）4人が、権利者60余名中の3分の2の同意を得て、タストン社に地盤総面積すなわち共有持分（総有持分）の3分の2を売却した。このことに対し、乱開発に反対する本集落住民（権利者）20余名は「入会地の処分については権利者全員の同意を要する」と主張し、平成14（2002）年9月、土地売却を有効と考える本集落住民（権利者）30余名とタストン社を相手に、入会権確認の訴えを鹿児島地裁に提起した²。

長きに亘る馬毛島を巡る入会権確認訴訟では最高裁まで進んだが、原告住民らは平成27（2015）年6月30日をもって勝訴した³。

しかしながら現在、土地面積の約3分の2の登記名義を第三者であるタストン社が有するという登記問題を未だ残したままである。原告住民らは、入会権確認訴訟での勝訴判決を受け、平成28（2016）年8月29日、被告住民とタストン社を相手に、「共有持分移転登記抹消登記手続き」についての訴えを鹿児島地裁に提起するに至った（平成28年（ワ）第515号事件）。つまり、原告住民24名が、①タストン社に対して、共有持分移転登記の抹消登記手続きを、②本集落の住民で登記名義人4名に対して、本件各土地につき、現入会集団の代表者への真正な登記名義の回復を原因とする共有持分移転登記手続きを、③被告住民36名（登記名義人4名を

含む) に対して、代表者への真正な登記名義の回復を原因とする移転登記手続きを承諾することを、それぞれ請求することにした。

一方、被告らは、「入会権自体に基づいて入会地についての抹消登記請求をする場合には、当該入会集団の構成員全員が原告となる必要があるところ…〈中略〉…本件訴えにおいては、本件入会集団の構成員全員が原告となっていないから、当事者適格を欠き、不適法である。」⁴と答弁した。



馬毛島葉山港 (2011年6月 筆者撮影)

2 鹿児島地裁第一審判決

原告らの請求は棄却された(平成30年1月16日)が、その理由は以下の①～④である。

- ① 原告らが当事者適格を有することは認められたが、原告らの抹消登記請求権の有無について、「入会権そのものの管理処分に関する事項であって、構成員各自において行うことはできないものと解される。」⁵
- ② 使用収益権に基づく妨害排除請求に対して、「使用収益権の行使自体が本件各登記の存在により具体的に妨害され又はその恐れがあることを認めるに足りる証拠はない。」⁶
- ③ 壑泊小組合(本集落に居住する種子島漁協組合員で構成され漁協の下部組織的性格を併せ持つ20余名の組織、以下「小組合」という)と入会集団が同一であるか否かについて、「小組合と本件入会集団が同一であることを認めるに足りる証拠はなく、本件入会集団において小組合の代表者が当然に本件入会集団の代表者になる旨の規約若しくは慣習又はこれらの所定の手続若しくは構成員全員一致による決議等が存在することを認めるに足りる証拠もなく、その他本件全証拠によっても、小組合長が本件入会集団代表者の地位にあると認めることはできない。」⁷
- ④ 小組合長への移転登記請求の有無について、「原告N(提訴時の小組合長、人名については記号を付す)が本件入会集団の代表者であると認めることはできないし、本件入会集団において、入会地(本件各土地)の登記名義を代表者個人の名義とする旨や当該土地名義を確保するための登記請求等の権限を代表者個人に付与する旨の規約等が存在すると認めることもできない。」⁸

原告らの請求が棄却されたので、平成30(2018)年1月29日、原告住民らは第一審判決を不服として福岡高裁宮崎支部に控訴するに至った(同年(ネ)第26号事件)。

3 控訴

控訴理由は、「無権利者からの不実の登記を維持すべきとの主張を許容する原審の判断は明

らかに不当であり、そのような主張を認める合理的な理由は何一つ見当たらない⁹というものである。続けて控訴人（原告）らは、「実体と異なる無効な登記は、所有者のために即刻抹消されるべきである¹⁰」、「不実の登記を放置することにより、入会権または入会集団の個別的権利を著しく害することは、現在の日本における不動産登記の重要な役割に鑑みても一目瞭然である¹¹と主張した。要するに、不実の登記が抹消されなければ、不実の登記のために生じる様々な権利関係に関する紛争を未然に防止することができないという主張である。一方、被控訴人（被告）らは「前訴事件（福岡高裁宮崎支部平成26年10月22日判決）は、入会権確認請求事件であり、所有権移転登記の有効性について判断しているわけではない。」¹²と答弁した。

本件控訴審判決（令和元年12月18日）では、タストーン社に対する共有持分移転登記の抹消登記手続きについて、「入会権自体に基づく妨害排除請求としての抹消登記請求については、民法252条ただし書は適用されないと解するのが相当である。」¹³と判示され、そして登記名義人4人に対する現入会集団の代表者への共有持分移転登記手続き及び被控訴人（被告住民）に対する移転登記手続きの承諾について、「小組合と本件入会集団が同一であるとは認められず、小組合の代表者が当然に本件入会集団の代表者となる規約、慣習等を認めるに足る証拠もない。」¹⁴と判示された（ここでの入会権自体とは、入会集団権を指すものと解される）。

結論として令和元（2019）年12月27日、第一審同様、控訴人の請求はいずれも理由がないとして、棄却されたことにより、これを不服として、控訴人らは上告するに至った（同2年（ネオ）第1号上告提起事件、同（ネ受）第1号上告受理申立て事件）。

4 上告

上告人兼申立人（原告・控訴人）らは、構成員各自からの登記手続請求が認められるべきことの根拠として、「一審判決及び原審は、昭和57年7月1日最高裁判決など入会権に基づく登記請求権に関する判例理論についての解釈を誤り、入会権者各自による登記請求権を否定している。…」¹⁵と主張した。また、彼らが57年判決にいう「特段の事情」すなわち例外の余地を認めていることについて、構成員全員は原被告いずれかに参加しており、合一確定の要請を満たしていると解している点は不当であるとはいえない¹⁶。しかし、この昭和57年判決は悪しき判例であり、この判決内容を根拠とすることは、当を得ていない主張ではなかろうか。その理由については、「5 私見（1）処分行為、管理行為及び保存行為の区分の必要性」の箇所で後述する。

また、本件で上告人兼申立人は「原審判決には、入会集団の構成員各自による権利行使が認められていない点において憲法29条1項違反及び最高裁判例違反が存し…」¹⁷と主張しているが、憲法29条では財産権の保障を謳っており、各入会権者が使用収益権（正確には入会個人権）をもって訴えを提起できないことは、同条1項「財産権は、これを侵してはならない」に抵触するものである。また、同32条で「何人も、裁判所において裁判を受ける権利は奪われない」、と「裁判を受ける権利」が明記されているが、各入会権者が持つ入会個人権をもつ

て提訴できないとすることは、あるべきはずの権利が司法によって保護されないことを意味するものである。

上告審決定では、民法312条（憲法解釈の誤り）及び同318条（法令解釈の誤り）に該当しないという理由で、上告人兼申立人の請求は棄却され、また受理されなかった（令和3年4月16日）。なお、決定書には明確な決定理由は附されていない¹⁸。

5 私見

(1) 処分行為、管理行為及び保存行為の区分の必要性

本集落の漁師が単独で行う漁撈行為（潮待ちや漁網干し等）のための葉山港周辺の入会地清掃などは、管理行為（民法252条本文¹⁹のうち1人でも行使できる保存行為（同252条但書）を指すものといえる。また、本件第一審判決及び控訴審判決は、入会権には入会集団権の他に入会個人権があるということを理解していない判決である。なお、本件妨害排除請求では、入会集団構成員全員と個人（持分権者）との間において、権利関係を合一に確定する必要はないものといえる²⁰。すなわち、本件は通常訴訟によるものである。

入会権の管理行為と処分行為は別個の行為であり、権利者全員の同意による処分行為（共有物の変更、民法251条）、権利者の過半数で決めることができる管理行為（同252条本文）そして管理行為の中で各権利者が単独でも請求できる財産の現状を維持する保存行為（同252条但書）が明確に区分されるべきである。現在、葉山港周辺は、業者タストン社による無断の車両機器類の乗り入れや搬入、不法投棄等が見られるが、これは原告らが財産（入会地）の現状維持をできない状況であり、入会権者である漁師が単独で行う漁撈行為（潮待ちや漁網干し等）が妨害されており権利者への侵害行為であり、権利者が単独でも妨害排除を請求せねばならないのである。

本件第一審及び控訴審判決で、入会権自体（入会集団権）に基づく妨害排除請求権として解されているのは、明らかに誤りである。妨害排除請求権は、入会権を有する者が各自単独で、第三者に対して提起することが許されると解すべきである。

本件第一審判決及び控訴審判決では、最判昭和57年7月1日（判時1054号69頁）の妨害排除についての「かかる妨害排除請求権の訴訟上の主張、行使は、入会権そのものの管理処分に関する事項であって…」を援用したものであるが、入会地等共同所有財産に対する妨害排除請求は保存行為に該当するが、それを管理処分に関する事項というのは明らかに誤りである。この最高裁判決について、入会権の大家である中尾英俊博士も「下級審への悪影響」と指摘する通り²¹、あまりにも大雑把すぎる悪しき判例といわざるを得ない。なお本件で、原告らが使用収益権を根拠に妨害排除の請求をしているが、「使用収益権は個人に帰属し、管理処分権は団体に帰属する」という現在では全く通用しない古い学説（我妻榮説や舟橋諄一説等）²²に基づいているものと思われる。原告らの主張が不適切であり、正確には、入会個人権（持分権）に基づいて請求をすべきである。入会権者は各自が使用・収益・管理・処分

の権能を有し、その総和が入会集団権ということである²³。

中尾博士は「管理処分行為」について、ブルドーザーによる工事などに対して、その侵害の禁止請求は入会権者全員でなければ、入会地の侵害がたやすくできることになることを危惧している。また、侵害禁止請求が権利者単独でできることを、「入会権そのものの管理処分行為である」と意味不明の理由で訴えを避けたのは、入会権のみならず共有財産に対する全くの無理解である、と指摘している²⁴。

また、野村泰弘教授の説に従えば、本件各土地の処分は当然に入会集団構成員全員の同意により、そして管理は小組合に委ねられている、と解される。そして、管理の中で、権利者が単独で行使しうるのが保存行為と解するのが、自然であろう。この野村説では、総有物の管理行為と処分行為の相違について、十分に意識することを考察している²⁵。

(2) 入会集団の範囲について

江淵武彦教授の入会集団の範囲についての見解は次の通りである。

「入会集団は、基本的には農業生産を維持するための共同組織であるが、それだけでなく、日常生活上のつながりの場でもある。したがって、溜池からの直接取水という生産の面で関係していない者も、ともに共同生活に参加していれば、当然に当該入会財産における権利者というべきである。このような溜池に限らず、入会財産一般において、一部の入会権者のみが当該財産を利用する形態はまれではない。」²⁶。この江淵説に従えば、本件入会集団については次のような解釈が成り立つ。

転出しないが漁業をやめた人が、入会権喪失の原因とされることはなく、離漁業によって完全に仲間共同体から外れるという明確な慣習がないかぎり、離漁者で本集落にとどまっている者は、現在も入会集団構成員＝広義の小組合構成員とみてよい。離漁業した入会権者が



西之表市道馬毛島1号線
(2019年5月 筆者撮影)

小組合から脱退して漁場などの管理に携わらなくなるのはやむを得ないことであるが、本件各土地の処分に関する話し合い（平成13年5月の持分権者全員の集会参加）等、ある程度のつながりを有する以上、離漁者らは漁業の実働部隊である現小組合に管理を任せているものである。「元小組合員らで漁業に復帰する場合は慣習に従い、無条件または優先的に浦加入（小組合加入）が認められる」が、このことは、入会権者による共同体が小組合の中に潜在しているものと解される。

(3) 最判平成6年5月31日及び最判平成20年7月17日との関係

入会集団が登記名義人に対して集団の代表者等への所有権移転登記等を求める訴訟及び判決は少なくはない。本件登記請求は入会権に基づくものであり、その前提として係争地が共

有入会地であることを求める必要がある（最判平成6年5月31日民集48巻4号1065頁）。要するに、入会権訴訟において抹消登記移転登記の請求を求めるには、その前提としての総有（共同体的規制に制約された共同所有）が確認されなければならないとされるが、前述した通り、本件では既に本件各土地が入会地（集落の有する共同所有地いわゆる総有地）であることが確認されており、この点につき問題を生ずることはない²⁷。

また、馬毛島第一次入会権確認訴訟判決（最判平成20年7月17日民集62巻7号1994頁）では、「訴えの提起に同調しない構成員がいるために構成員全員で訴えを提起することができないときは、上記一部の構成員は、訴えに同調しない構成員も被告に加え、…〈中略〉…入会権を有することの確認を求める訴えを提起することが許され」とされ、権利者が原告か被告かのいずれかに訴訟参加しておれば、確認訴訟の要件は満たされるというものである。本件給付訴訟でも、この要件を前提としても権利者全員が当事者となっており、訴訟要件は満たされているといえる。しかし、本件侵害禁止請求は共有物の保存行為であるから、各自が行行使できる通常訴訟と解される²⁸。

（4）最高裁決定について

本件最高裁決定についてであるが、上告について「その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、…」と判示し、違憲事由に該当しないというが、事実誤認または単なる法令違反と判断するならば、原審へ差し戻すべきである。また、何故、民訴法318条1項により上告審として受理できないのか、その根拠を示すべきであろう。本決定は極めて杜撰な決定といっても過言ではあるまい。

6 今後の課題

（1）第三者による侵害行為について

本件は入会権に基づく物権的請求権としての妨害排除請求権がある。上告人兼申立人（原告・控訴人）らは現在でも、本件入会地がタストーン社に不法占有されており、彼らは本件入会地の通常の管理もままならない状況である。入会権確認訴訟における原告らの勝訴によって、本件入会地問題が全て法的に解決したわけではない。未だ登記上に所有名義人として業者タストーン社が残っており、登記の過信を根拠にタストーン社による不法行為や往来妨害等の継続的侵害行為が行われており、よって共有持分移転登記抹消登記手続等の訴訟を更に提起せねばならなかった。つまり、タストーン社による往来妨害の事実や車両機器類の乗り入れ、上陸時にタ



馬毛島の漕泊浦の共有入会地
（2020年10月 筆者撮影）

ストーン社の職員が付き纏うなどの嫌がらせ等が、上告人兼申立人（原告）らに対してなぜあるのか、これらの妨害を排除しない限り、彼らは入会地の有効な利用ができない現状である。

現在、原告らは字葉山に「ここは壺泊浦の共有入会地です」という立て看板を設置しているが、タストーン社らによる入会権への侵害を防ぐ有効な手段として更に、全域すなわち字壺泊小屋及び字八重石にも設置することが必要であろう。

(2) 本件入会集団と壺泊小組合の関係

平成13（2001）年5月に、本件各土地の処分（タストーン社への売却）問題について話し合いが行われたが、昭和55（1980）年当時の入会集団構成員全員（現小組合員の他に、元小組合員やその子らを含む約60名）に、集会参加が呼びかけられた。本件入会集団は、現小組合員、元小組合員そしてその子らによって構成されており、全員集落に居住する者であるが、集落外に転出する場合は、原則として権利を失うことになる。なお前述した通り、元小組合員らで漁業に復帰する場合は慣習に従い、無条件または優先的に小組合加入が認められる。入会集団のうち小組合は現在でも一漁業法や水協法の制約を受けながら一漁撈を営む実働部隊で、小組合はかつての小組合員（在郷の離漁者）らから管理を委任されているものと解される。更に今後は、壺泊小組合、馬毛島地権者の会²⁹及び漁業法にいう関係地区の異同について、より一層明確化せねばならないであろう。

(3) 登記問題

第二次入会権確認訴訟控訴審（福岡高裁宮崎支部平成26年10月22日）判決で、「本件入会集団が昭和30年代頃に有していた本件共有入会権は、現在も存続しているというべき…」³⁰と判示されているが、ここで昭和30（1955）年代の入会集団とは小組合を指している。この入会集団が今でも存続しており、当該団体の代表者は現小組合長である。入会集団の代表者が小組合長でないならば、入会集団の代表はいったい誰なのか、小組合長以外には見当たらない。入会集団の代表＝小組合長と解するのが自然であろう。不実記載の登記を正し、第三者への対抗要件を集団内に留めるためにも小組合長への登記名義の移転登記は必要である。登記には公信力はないが推定力があり、登記上の名義人は一応権利があるものと推定されるからである。なお、タストーン社を除く相手方兼被上告人に対し、代表者への移転登記手続承諾の請求権があるのは当然である。中尾博士が「入会権は登記とは関係ないといっても、現在入会地盤所有権の登記名義を入会集団にとってふさわしい（地盤の処分変更に応じ得るような）状態に置くことが望まれている。」³¹と指摘する通りである。

結論として、本件訴訟では上告人兼申立人が、タストーン社に対して、共有持分移転の抹消登記を、さらに登記名義人4人に対して、入会集団の代表者すなわち現小組合長への共有持分の移転登記を、タストーン社を除く被上告人兼相手方に対し小組合長への移転登記の承諾を、それぞれ請求することが至当であるといえよう。しかし、本件給付請求訴訟は、悪しき判例（最判昭和57年7月1日）の壁によって阻まれたといっても過言ではあるまい。

今後は、紛争再発防止のためにも、浦の慣習を見直し成文規約化することも必要ではなか

ろうか。その時も土地処分に関する事項については、原告及び被告の全権利者による総意に基づくことが必要である。

結び

原告らの一番の敗訴原因は、司法の入会権についての無理解・認識不足によるものであるが、現在の馬毛島を巡る状況からして、更に再び訴訟を起こすことは無理であろう。被告住民が原告住民と一緒に、タストーン社に対し抹消登記の請求をするとは考えられないことである。原告らは「かかる所有権登記は、実体的権利を伴わない不実の登記であるから、同タストーン社と入会権者らとの間には無効な登記というしかない。しかし、所有権としての公示が残されていることから、相手方タストーン社が第三者に対して所有権者として振る舞い、譲渡等の処分行為を行なう危険は十分想定される。」³²と主張したが、タストーン社への懸念は残ったままとなった。

本件訴訟で、原告住民らの請求は上告審で上告棄却及び上告受理申立て不受理となり、彼らにとっては誠に残念な結果となった。既に入会権確認訴訟では入会権の存在が確認されて



馬毛島葉山港近くに立つタストーン社建物
(2020年10月 筆者撮影)

おり、悔やまれるところではある。結果として、本件土地面積の3分の2はタストーン社、3分の1は本集落住民4名の共有名義となったが、馬毛島を巡る一連の入会権訴訟は、タストーン社が単なる登記名義人であって真の所有権者ではないことを教えてくれた事件でもある。なお、第二次入会権確認訴訟では共有入会権の存在が既に確認されており、確認訴訟での原告勝訴の意義が何にもまして大きいものといえる。

2021年6月10日脱稿

注

- ¹ 牧洋一郎「離島防衛と馬毛島FCLP基地問題」『地域研究』第25号（沖縄大学地域研究所2020年）1-14頁、南日本新聞2019年12月17日記事、同2020年4月12日記事、同2020年8月9日記事、同2021年4月23日記事、等参照。
- ² 平成14年（ワ）第785号事件（平成14年9月2日）。
- ³ 福岡高裁宮崎支部平成26年（ネ）第65号事件平成26年10月22日判決・控訴人の請求認容、最高裁平成27年（オ）第495号事件平成27年6月30日決定・上告人の請求棄却。
- ⁴ 平成30年1月16日・同28年（ワ）第515号事件判決書（判例集等未登載）4頁。

- ⁵ 前掲注4)の判決書8頁。
- ⁶ 前掲注4)の判決書9頁。
- ⁷ 前掲注4)の判決書9-10頁。
- ⁸ 前掲注4)の判決書11頁。
- ⁹ 平成30年3月20日付控訴理由書2頁。
- ¹⁰ 前掲注9)の理由書2頁。
- ¹¹ 前掲注9)の理由書2頁。
- ¹² 平成30年5月18日付控訴答弁書3頁。
- ¹³ 令和元年12月18日・平成30年(ネ)第26号事件判決書(判例集等未登載)6頁。
- ¹⁴ 前掲注13)の判決書7頁。
- ¹⁵ 令和3年7月14日付上告理由書2頁及び同上告受理申立理由書2頁、両理由書8頁。
- ¹⁶ 前掲注15)の両理由書2頁。
- ¹⁷ 前掲注15)の両理由書2頁。
- ¹⁸ 本決定書は、次の通りの記載である。
令和2年(オ)第871号事件、同(受)第1096号事件。
「裁判官全員一致の意見で次のとおり決定。

主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告が許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲というが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理について

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。」

¹⁹ 判例理論の発展といわれる「上関原発共有入会地訴訟最高裁判決」(平成20年4月14日判時2007号58頁)では、「その管理は四代区の成立後は他の旧四代組財産と同じく四代区にゆだねられ、その処分も、遅くとも平成8年ころまでには、他の旧四代組と同じく四代区の役員会の全員一致の決議にゆだねられていたものと解される。」と、管理行為(民法252条)と処分行為(同251条)が分けて判示されている。

²⁰ 最判昭和58年2月8日(判時1092号62頁)の「使用収益権を有するかどうかを確定するにとどまるのであって、…〈中略〉…入会権を有すると主張する者が、各自単独で、入会権者に対して提

起することが許されるものと解すべきである。…〈中略〉…上告人らの右確認の訴えは、上告人らが、各自単独で、提起することが許される通常訴訟というべきである。」参照。なお本件では、売買の無効及び登記請求を認めた下級裁判例、岐阜地裁大垣支部判決（昭和44年11月17日判時606号13頁）及びその控訴審判決である名古屋高裁判決（昭和46年11月30日判時658号42頁）に注目すべきであろう。

- ²¹ 中尾英俊『入会権—その本質と現代的課題』勁草書房2009年329頁参照。
- ²² 我妻榮『物権法』岩波書店1952年294—305頁、舟橋諄一『物権法』有斐閣1960年436—459頁、松坂佐一『民法提要』有斐閣1955年150—155頁、等参照。
- ²³ 江溯武彦「第17章 総括」『コモンズ訴訟と環境保全』（中尾英俊・江溯武彦編）法律文化社2015年303頁参照。
- ²⁴ 「入会権を第三者が入会集団の承諾なしに不当に侵害した場合、例えば立木を伐採し、土地を掘削し、あるいは重機車両の乗り入れ等をした場合、その侵害者が何びとであっても、これらの侵害工事中の中止を求め、その妨害の排除や予防を求める訴えは、各入会権者で提訴することができる。これは共有物の保存行為に該当する（民法252条但書）ので当然のことである。」中尾・前掲注21）338頁。
- ²⁵ 野村教授の指摘は、次の通りである。「本来、日常的な業務といえる管理行為と入会権そのものの消長に関するような処分行為は同列には扱われないものであり、従来の判例の多くが管理処分権としてひとまとめにして論じたことからすれば、判例理論の一つの進展といえるであろう。そしてそれは当該慣習が管理行為についての慣習なのか、それとも処分行為についての慣習なのかを分けて考えることのきっかけとなろう。…」野村泰弘「上関原発共有入会地訴訟最高裁判決について」『島法』第52巻第1号2008年43—44頁。
- ²⁶ 江溯・前掲注23）「第13章 弁護士の不見識による入会訴訟の惹起」224—225頁参照。
- ²⁷ 中尾・前掲注21）329頁参照。
- ²⁸ 中尾・前掲注21）340頁参照。
- ²⁹ 本集落における浦集団は、元来、「定住性のある住民で漁業を営むこと」を構成員の資格要件とし、昭和末期まで小組合が中心となって浦持地を管理してきた。しかしその後、住民の漁業離れが進行し小組合から離脱する中で、通常の管理及び利用は従来通り小組合が行っているが、土地処分については最近では地権者の会でこの問題を取り扱っている。現小組合だけでは浦持地の処分ができないことを意味するが、地権者の会（構成員全員）の組織化は、これに対応した現象である。詳しくは、牧洋一郎「第14章 最高裁でやり直しを命ぜられた裁判」『コモンズ訴訟と環境保全』（中尾英俊・江溯武彦編）法律文化社2015年236頁、同「開発と地域住民」『地域総合研究』第37巻第2号（鹿児島国際大学附置地域総合研究所2010年）63—64頁、等参照。
- ³⁰ 前掲注3）の福岡高裁宮崎支部判決10頁。
- ³¹ 中尾英俊『入会権の判例総合解説』信山社2007年174頁参照。
- ³² 注15）の両理由書2頁。

琉球列島の島々における建築儀礼上の海の動物たち

盛 口 満*

Sea animals at construction rituals in islands of Ryukyu Archipelago

MORIGUCHI Mitsuru

要 旨

与論島をはじめ琉球列島の島々の伝統的な建築儀礼では、クジラ、ワニ、サバと言った海の動物たちの名称を唱えることがある。こうした事例の聞き取り調査・文献調査を踏まえ、琉球列島の島々の文化には、その島の資源および立地の条件から、他島との交流、および他島の資源利用に関した多様なかわりがあることを指摘する。

キーワード：与論島、建築儀礼、島々の交流

Keywords：Yoron-jima, construction ritual, interchange between island

1. はじめに

トヨタ財団2016年度研究助成プログラム「消失の危機にある琉球の生物文化の記録保存から“生物文化遺産”創出の道を開く」(当山昌直代表、西部文化遺産プロジェクトチーム)が2018年11月25日に与論島でシンポジウムを開催した際、チームメンバーの安溪遊地先生らと、与論民俗村を訪れ、『与論方言辞典』の著者である菊千代さん(1926年生まれ)のお話を伺う機会があった。その際、与論の建築儀礼の際に唱えられる唱えごとに、安溪先生が強い興味を持たれたのが印象に残り、与論島およびそのほかの島における建築儀礼の唱えごとについて文献調査を行うとともに、調査結果をもとに島々の交流や、他島の資源利用などについての考察を行うこととした。

* 沖縄大学人文学部こども文化学科

2. 与論島における建築儀礼—菊千代さんの話から

菊千代さんから伺ったお話を、以下に記す。

「与論では、もうそうしたしきたり行われていないけれど、新しい家や、古い家の立て直しでも一本でも新しい柱を使うときは山の神送りと悪魔祓いをしました。一人は家の外から左回りで3回廻ります。中にも一人います。外にいる人が、夜ですから、“ヘイヘイ、ごめんください”と声をかけて、“シンジュマンジュケンジュ、隅にでも間のあるところでも、どうぞ住まわせてください”と。すると家の中の者が“グージャワンサマ……クジラ様が潜りかえっているの、隅も間もないです”と答えます。そうして神酒を吹きかけて、すると外の者がまた、“隅がありませんか”と声をかけて、すると中の者が“クジラ様が潜りかえっているから”と応えて、3回廻って。そういうことをしましたが。ワンサマというのは、この言葉だけでは使いません。だから意味はとれない。グージャワンサマとっています。このお祝いのときしか使わない言葉です。3回まわってから、畔道みたいなところを通って行って、今度は馬喰の真似をして、“ウシ買いにきました、ブタ買いにきました”と声をかけます。すると家の人は“馬喰が来た”と家に迎え入れるわけ。それから酒のみが始まったと聞きます。

山原の奥とは、戦後まで材木とブタを交換しました。戦後までありました。子ウシとかブタの子とかをクリ舟で山原まで運んで。与論は奥さまさまでしたよ。与論は山がなくて材木は宝ですから。木切れももったいない。なかなか薪には使わない。昔はマーラン船というのがあって、これで運んできたり、クリ舟で行き来する人もいたし。8月の山原への旅は、“葉っぱを食べる旅”とっていました。夏は天気が急変するので、山原まで行ったらなかなか戻れないこともあったんです。そうすると奥も豊ではないから、食べるものなくなってしまう。それで“ナーパルタビ（葉っぱを食べる旅）”とっていました。

昔はほとんど物々交換です。山原にもソテツはあるけれど、むこうにはハブがいるから。ソテツの実は重要で、山原に持って行ったり、あっちからも買いに来たり。こっちにはソテツ山があって、花粉を交配させて、実ったらカマス袋にソテツを入れて積んでおくと、沖縄から買いに来るから。戦後はアメリカの軍服と替えたり。緑色の。あとアメリカのテント地。これは重宝でした。母が手にして喜んだこと、まだ目に浮かぶ。テントは雨合羽の代わりに切って縫って糸を通してね。そんなふうにして生き延びた。山原からはソテツや生のサツマイモを買いに来ました。

私は一度だけ山原に行きました。那覇に行く人の船に乗せてもらって。一番天気の良い日だけど、あんなにひどいと思わなかった。沖に出たらゆれがこんなにあって、髪も乱れて。だから髪をにぎりしめて。乱れた髪を見せてはいけないと。一時間ぐらいの旅でしたが。着いたら男たちは那覇へ。私は一人浜に下されて。ちょっと登ったら公民館あって、女の年寄り集まって歌ったり踊ったり。“これからの時代、若い人は街に出て働いて、年寄りはこうして遊ぶんだよ”と。その光景まだ脳裏に見えて。それからずっと歩いて喜如嘉まで行き

ました。どのくらいかかったかわからないけど。ずっと歩きどおし。そのころはよく歩きましたよ。

昔山原からクリ舟で来た人は一日で行き来していました。順風のうちに帰れるようにと走り回って。だから山原犬と悪口言う人もいて。ソテツないかと声をかけてきて、ないというと走っていってしまう。座りもしないさ。子ウシを乗せていくこともあったよ」

菊千代さんのお話にあるように、与論島では新築祝いの唱えごとに、「グージャワンサマ」という言葉が登場する。このうちグージャはクジラのことと語られている。一方、菊さんとのやり取りの中、安溪先生は菊さんに「ワンサマ」は「ワニやサバ（サメ）のことではないか？」と問うたものの、「そうではない」というのが菊さんの答えだった（先の聞き取りにあるように、ワンサマ自体には意味がないというのが菊さんの説明だった）。では、ワンサマとはなんのことであるだろうか。はたまたなぜ、新築の祝いにクジラがでてくるのだろうか。山の無い与論では建材は、海を越えた隣島にあたる沖縄島の山原から求めたが、このことは何か関係しているだろうか。

私自身は直接お話をうかがえなかったが、安溪先生は別の日に、菊さんからもう一つ興味深い話を聞いたということも語ってくれた。それは次のような話である。

「ある日、菊さんのお父さんが友人と二人、流木を見つけて切って薪にしようとした。その日の夜、三度も“わーっ”と大声をあけて起きてしまった。寝ていると体を押さえられて動けない上に、“なんでわしのすみかをめっちゃくちゃにしたか”という声が聞こえた。翌朝、友人に会うと、彼も同じ目にあっていたという。そこで、これは大変ということになって、酒と米を祭って“どうぞ山原の森にお帰り下さい”と唱えた」

このような話を紹介した後、安溪先生は「つまり、島は孤立しているように見えて、その島だけでまわっているわけではない」という意味のことを言われた。与論島は山原とのつながりの中で、暮らしだけでなく、霊的なものもめぐっている……と。新築祝いの唱えごとも、こうした島のつながりを探る手立てになるのではないかというのが、安溪先生が、唱えごとに興味を示した理由である（なお、この安溪先生の提示を受けて文献を探したところ、与論島と山原との霊的なものの交流の例として、『与論島民話集』の中に、与論島のガラツパ<カツパ>が住処を失った後、山原の奥に行くという昔ばなしがあることがわかった）。

3. 建築儀礼に登場する「クジラ・ワニ・サバ」に関する文献調査

建築儀礼の唱えごとに登場する海の動物について、探索の糸口を与えてくれたのは、『キジムナー考』（赤嶺 2018）である。この本には、キジムナーと木の精の関わり、ひいては木の精と建築儀礼、そしてキジムナー伝承のない八重山における建築儀礼にみる木の精の存在といった内容が書かれている。

同書の中に、昭和12年刊『島尻郡誌』に掲載されている、屋根葺き終了後に「口に含んだ

重湯を家の四隅などに吹きかけて、唱えごとを唱える儀礼」として、以下のような唱えごとが紹介されている。

此の殿内の
四つのしんばい（四つの隅柱）
八つの金ばい（八つの金柱）
（中略）
遊びちたなげ遊ばち（遊ばせてたなげ遊ばせて）
躍らちたなげ躍らち（躍らせてたなげ躍らせて）
西の海のくぢらわにさば（西の海の鯨ワニサバが）
すうどふちゆる（潮を吹く）
泡どふちゆる（泡を吹く）
（後略）

そして「この種の儀礼が分布しているのは沖縄本島地域と奄美地域で、宮古と八重山地域には見られないという特徴があるが（下野 1983）」と書かれている。なお、この文章につづく文章も以下に引用する。

「唱え事の“鯨ワイサバ”に注目すると、ワイはワニ（鱧）、サバは鮫の意とされるが、なぜこれらの動物が落成祝いに登場するのが問題である。実は（中略）与論島では大工による唱詞の中に“木の精、鯨鱈が怒るから早く出なさい”と木の精を激しく威嚇する言葉があったというから、目的は木の精の祓いであることがわかる。奄美大島には“海ノ恐ロシ者や鯨鱈鯖…陸ノ恐ロシ者ヤ…アヤクマダラク {ハブ}”という表現があるというのも参考になる（金久 1978）」

同書には、上江洲均が報告している沖縄市知花の事例も引かれている。

「夕方子どもたちが、家の周囲を南東から北東へと時計の針とは逆な方向に七回まわる。そして“チャーマーユイ、メーメーカマビラ（ご飯下さい）と唱える。大人が入口に待っていて、子ども体に塩をまく。そして次のことをとなえる。

チャーマー、クマの殿内や、四チのシンバイ、八チのカナバイ、上ウチトドメテ、下ウテ固メテ、ウドイタナゲー躍ラチ、遊ビタナゲーアシバチ、北の海のクジラワイサバ、福や内、鬼や外
（後略）」

つまり、建築儀礼に関わる海の動物が登場する唱えごととは与論島に限らず見られるわけである。このため、市町村誌などにあたり、建築儀礼について、このような唱えごとが、ほかに報告がなされているかどうかを調べてみることにした。

まず、あらためて与論島に関する報告についても、調べてみることにする。

最初に『与論島の生活と伝承』（山田 1984）より引用する。

「新築の殿造り、または屋根の葺き替えを完了した竣工祝いの時は、ヤアチクイパレエ（家造り祓い）、またはヤマヌ神パレエ（山の神祓い）といわれる祭が大工の棟梁によって行われる。（中略）

二人の大工が、湯呑茶碗にミシャボ（ミキともいう）を盛り、それを持って一人は家屋の外から、他の一人は屋内において、祓い行事を行う。最初に外にいる者が、ウムティグチ（表口、玄関）に立ち、「ヘエイ」と呼びかける。内にいる者がこれに応答して「ヘエイ」という。（中略）

続いて外にいる者が、

此ヌトウヌチヌ（殿内の）、ヤアウチヌ（家内の）、シンジュ、マンジュ、ケンジュ。

と唱える。内側にいる者はそれを受けて、

マンネエ、ケンネエ、グウチャア、ワニサミ、死ンパタ返り。

と唱える。唱えるごとに二人はおのおの、外にいる者は、ミキを口に含みてそれを屋根や壁に吹きかけ、内にいる者は屋内の四方の隅へミキを吹きかける。（中略）このような祓いは、悪魔除けと、草木の精霊とを、追い払うためのものである。（中略）グウチャアは、鯨の意の語で、グヂラの形にても著される。ワニサミは鰐鯨のこと。」

『奄美与論島の社会組織』（加藤 1999）には、このパレエについて、以下のように記述されている。

「当地では、家屋が完成するとヤヌヨイ（家の祝い）と呼ばれる儀礼が執行され、このときにパレー（祓い）が行われる。このパレーは、家建築に使用した木材につく“山の神”を祓うために行うとされる。与論島では家建築（ヤーダテ、ヤチク）に用いる木材は島外から持ち込まれるという。このことを人々は、木材が“旅からくる”あるいは“旅の山から下ってくる”などと表現する。山の神はこうして木材が“旅からくる”ときに、材木と一緒についてくる”のである（中略）パレーは、このような木材につく山の神を“吹き出す”ために行われるのである」

すなわち、外来の神の除去と、家の屋敷神との交代を促す儀礼であると書かれている。また、家の内と外でやりとりされる唱えごとは、本書では以下のように紹介されている。

「へい ゆーちぬ やーちの しんじゅ まんじゅ けんじゅ」
「まんねい きんねい ぐーじゃ わんさま しんぱたげーり」

「パレーで二人の叫ぶ言葉の意味はよくわからないという。参加者に聞くと、“ぐーじゃ”は鯨のことであり、儀礼は、鯨が家の四隅を飛び跳ねる様をあらわすものだという。“鯨が潮を吹き出すように、山の神を追い払い福を招く”のである。また“本土では家を建てる時、柱と礎石との間に鯨の肉をおくが、与論ではそれができないので”このようなパレーを行うのであると語る話者もいた」

『与論町誌』にも新築祝いの儀礼に関する記述がある。

「此の殿内（地）の隅のシンジュマンジュケンジュ」
「マンネーケンケー 鯨鰐鯖シンパタゲーリ」

「この言葉の意味は、外の者が“この家の隅に住むすき間はないか”と問いかけたのに対し“隅々まで、鯨や鰐や鯖がひっくりかえったりして騒ぎまわっているの、すき間はない”という意味だという。家の中に悪魔を入れない問答で、ここで悪魔というのは貧乏神ということである」

このような説明がなされている。

なお、与論島以外の「クジラ・ワニ・サバ」が登場する唱えごとは、最初、調べてみてもなかなか具体例を見つけることができなかったが、関連する事例として『山原の土俗』（島袋・佐喜真 1970）の中に、大宜味における新築のオモイに以下のような歌詞が紹介されているのに気づいた。神人が太鼓と一緒に打ちながら、初めはヒーヒヤイヤイと繰り返し叫びつつ、家の周囲を七回ほどめぐり、それがすんだ後、家の周囲を回りながら歌うオモイであると書かれている。

「木の精^シん
うしのぐる
かねー精ん うしはれる」

これは、材木の精打ち払われよ、使った金道具の精も払われよという意味であるらしい。新築の祝いには、たとえクジラが登場しない場合でも、木の精を祓うという唱えは広くみられるようだ。

一方、さらに文献にあたるうち、クジラ・ワニ・サバの登場する唱えごとも見出すことが

できた。そのうちのひとつ、『平安座自治会新築記念 故きを温ねて』に屋根葺きとどめの式に、粥ではなく茶碗の水を座敷にまきながら、次のような唱えごとをすることが紹介されている。

「(前略) ウーネー、クーネー、マーウー、チャーウー 北の海の鯨わいさば 潮 (シュー)
ど吹つる 泡どふつる 徳や内 鬼や外」

また、『伊是名村史』には、「葺き終わった家から悪魔を払い、福德を招き入れる儀礼」として、粥を家の内と外の人がまわりながら吹きかけ、唱えごとの一例（部落や個人によっても違いがある）は以下のものであると書かれている。

「此ぬ殿内ぬ四ぬ隅柱 八ぬ千柱
植えて留めて 遊びたなげ一遊ばち
踊りたなげ一 踊らち
南ぬ海ぬ鯨べーさ 泡や吹かぬ 潮ど吹ちやる
徳や内 鬼や外 プー」

久高島の家の完成祝いにおいては、粥を用意し、唱えごとをおこなうことが『神々の原郷久高島 下巻』（比嘉 1993）に出てくる。この時の唱えごとには、クジラやワニ・サバは登場しないが、「北の海は 潮を吹き 泡を吹き 床の神は 満ち潮と一緒に入って来て下さい」というように、平安座や伊是名の唱えごとと共通する歌詞が一部見られる。

なお、この新築儀礼におけるクジラ・ワニ・サバの出現問題については、すでに『ヤマト・琉球民族の比較研究』（下野 1989）で詳しく論じられている。以下、いくつか引用を行う。

「南日本の屋粥儀礼の内容は、トカラ列島および奄美諸島の場合がもっともよく本来の姿を伝えているようだ。この地域では、男子二人が家の外と内から、粥を家の四隅の柱の根元に吹きつけながら唱え事をし、家を三回廻る。その要点を記すと、

- (1) 時 期 茅（笹）屋根の葺き上がり
- (2) 人 男子二人
- (3) 廻り方 家の内外を同時に三回廻る
- (4) 粥 粥、または飯と水、重湯
- (5) 場 所 四隅の柱の根元に吹きかける
- (6) 唱え事 鯨の語が入る
- (7) 趣 旨 茅虫や白蟻の予防、防災と魔祓い
このようになる。」

「屋粥儀礼における鯨出現地域である屋久島～沖縄本島はいずれも黒潮洗う島嶼であり、鯨を連想しやすい地帯である。その唱え事は地域により、若干異なるけれども、新家屋は鯨の遊び所、ワンサバ（蟻）の住処という所が多い。屋久島で、「この家には貴人が候うが魔は候わん。……ここは鯨の遊び所」というのは、鯨は魔に対するおどしとして使われている。奄美大島で「この殿地の四つの隅の……アジャマラキーリヤ（魔ものは消えよ）」というのも、これが魔祓いの呪法であることを示す。したがって、これに続くクジラ、ワンサバの語はいずれもおどしの語である。ここでの魔ものはすでに見てきたように、直接には茅や材木に付着してきた山野の精霊である。中心をなすものは草木の精霊である。したがって、唱え事はヤマト・琉球共通の古層に立脚するアニミズムを背景にした悪魔祓いを目的とするものである。しかし、現実には、鼠、白蟻、茅虫はもちろん、目に見えないすべての魔性のものの災いが及ばぬようにという防災儀礼として理解されているのである。

南九州で隅っこのことをスングジラという。これは決して隅の鯨ではなく、スングジラという一語である。とはいっても、このクジラはどういう出自の語なのか。クジラは抉るがあり、掘立柱を立てる穴を抉ることなどの連想が浮かび、隅柱とのなんらかの関係を示しているようである。これはひそかな推量であるが、屋粥儀礼はヤマト文化圏から琉球文化圏へと南下したのであるから、屋久島→トカラ→奄美→沖縄本島への南下過程で、南九州のスングジラの一語がヒントを与えて、海洋民のこの地域の人たちは直ちに鯨を思いついて、登場させたのではないか。この逆は考えられないようだ」

著者である下野はこのような分析を行っている。

4. 琉球列島の島々に伝わる建築儀礼からの考察

建築儀礼の唱えごとの中におけるクジラをはじめとする海の動物たちが、どのような由来を伴うのかは推論の域を出ない部分がある。しかし建築儀礼の唱えごとは、建材に使われる材木、茅の精霊に対する祓いという意味合いが強く、山・森のものに対して、海のものに対峙させることで、祓いを成就させたという意味あいは、やはり考えることだろう。このことと関連して、与論島では海水や海自体に神聖さや浄化の力を認めていた場合があることが、『黒潮のフォークロア』（日高 1985）の中で紹介されている。この本の著者は1880年に与論島に生まれた栄マツさんの子息から、マツさんの言動に関して、次のような話を聞き取っている。マツさんは4、5日に一度、潮汲みに行ったが、砂浜に降りるときは、草履を脱いで素足になった。それは「浜を汚れた草履で歩くものではない」と思っていたからで、「海は汚してはいけないところ、海は紙の住まうところ。神さまの海と人間の世界の接線である渚は、神聖なところ、海から幸いをもたらされる聖なるところ。渚はだから、いつも清めておかなければならぬとむかしの人たちは思っていた」からだという。

ここで、安溪先生が語られた、菊さんのお父さんが体験したという、流木をめぐる話につ

いて取り上げてみることにしたい。流木には、何らかの霊的な存在がついていることがあるため、流木を拾うことや、流木を材として利用することを忌避する例は、与論島以外からも報告がなされている。例えば『沖縄民俗辞典』で「ユイムン」を引くと、「海から流れてくるもののこと。寄り物の意。主に木材を指す。そこには海のヤナムン（溺死者などの悪霊）がついているとされるため、屋敷に入れると家が穢れ、病気や家庭的な不幸が起るとされ、禁忌となっている。したがって、流木で家を建てることなどは堅く禁じられている。(以下略)」とある。沖永良部島では流木が神の化身であった伝説が伝わっているほか、「往時は、一般に寄物にはシバナ（潮花）の神が憑りついて、これを祭らないと、ひどく祟るとの信仰があった」と言われていたとも報告されている（柏 1954）。なお、流木に関する伝承等についてはまだ十分、文献にあたれておらず、聞き取りもおこなえていないので、この点についてより明らかにすることは、今後の課題としたい。ちなみに流木を忌避することと、おそらく表裏一体の現象として、流木を聖なるものとして扱った例として、大和には寄木神社がある（渡邊 2019）。

『沖縄民俗辞典』の記述に基づけば、少なくとも琉球列島の島々においては、流木を忌避する例がより一般的であるように思われる中で、興味深いのは、流木を忌避することなく、建材として利用していた島の例があることだ。これは『海の宗教』（桜田 1970）に紹介されているトカラ列島の例で、著者が昭和9年に小宝島で調査を行った際、島民が流木（多いのは遭難船の丸太や板）を蓄えておき、建築用に備えていたとある。また、同じく桜田による小宝島の報告（桜田 1951）には、「現在ある大きな家は皆昔の寄木で造ったものばかりである」「昔はよく丸太が漂着して、一軒の家を造る位のものがあることは珍しくなかったが、現在では交通完備（材木船丈夫になり）となった為に、流れてくるのは多く腐材である」と書かれている。

菊さんの話にもあったように、与論島では建材を島外から持ち込んでおり、例えば、『与論島民俗文化誌資料』（町田 1980）には、「本島は建築材がなく、大正末期ごろまでは殆ど沖縄材を使っていた」という記述がみられる。これに対し、小宝島のように建材を求めての他島との交流が難しい島の場合、霊的な存在があるかどうかを忖度する余裕もなく、流木を貴重な資源として利用していたということではないだろうか。この点、似たような立地にある他の島に同様の例があるか、気になるところである。

また、逆に言えば、与論島では、建材が海を越えて沖縄島から持ち込まれたため、材にとりついている木の精を祓うことについては、島内の材で建築が賄われていた島よりも、より注意が払われていた可能性も、先に引用した『奄美与論島の社会組織』の記述からはうかがえる。

島における建築儀礼を見ていく中で見えてきたのは、その島の立地（高島か低島か、近隣に別の立地の島があるか）に依拠する各種資源の自給の可否と、その資源に関する他島からの資源の調達に関する多様性である。

例えば、資源利用に関する島々の交流について、ここまでに取り上げた例とはまた異なった資源利用として、伊是名島における魚毒漁の例がある。琉球列島ではかつて、多様な植物を利用した魚毒漁がおこなわれてきた。魚毒漁は、イノーや潮だまり、河川でおこなわれる漁であるが、魚毒を行うのに有効な水域の有無に加え、魚毒漁に使用する植物の有無などにより、島々の魚毒漁はそれぞれに異なっていた（盛口 2019）。沖縄島に隣接する伊是名島の場合、山林資源に乏しく、建材は与論島同様に沖縄島に依存していたという。その伊是名島では、建材として移入したモッコクの樹皮を魚毒漁に利用したことが報告されている（『伊是名村誌』）。

こうした琉球列島の島同士における資源の交流については、すでに安溪先生によって八重山の黒島と西表島の交流の例などが報告されている（安溪 1988）。この報告によれば、1930年頃まで、田を作らない黒島から肥料用の灰が西表島にもたらされ、稲束と物々交換がおこなわれていたという。一方、『近世八重山の民衆生活史』の中で、著者の得能は、島々のネットワークに関して、島—海—（別の）島という範囲で「村」があったのではという指摘をなしている。すなわち、自島で不足する資源を他島との交流から得るだけでなく、他島の一部を自島の「村（領域）」に組み入れたうえでの資源利用がおこなわれていたのではないかということだ。黒島の多良間真牛が、黒島から西表島にわたる途中に舟が遭難し、無人島での生活を余儀なくされたのち、サメの背に乗って黒島に戻ることができたという有名な伝承があるが、この伝承も黒島が西表島の一地域に、日常的に行き来した土地（すなわち、海を越えた「黒島村」の一部と考えるところ）があったから、生まれ得たものであろうというのが、得能の主張である（真牛が西表に渡った理由としては、田植えという説と、材木取りという説があるとも書かれている）。

島は海によって他の島々や大陸と隔てられているものの、その海によって他の島々や大陸とつながっていてもいる。琉球列島の島々は、それぞれに固有の歴史・文化をもっているが、島の立地による資源の違いに根差す、他島との交流や他島の資源利用もまた、その島固有の歴史・文化に深く関わりがあることについては、今後、さらに様々な面から検証していく必要があろう。

引用文献

- 赤嶺政信 2018 『キジムナー考』 榕樹書林
- 安溪遊地 1988 「高い島と低い島の交流—大正期八重山の稲束と灰の物々交換—」 『民族学研究』 53 (1) : 1-30
- 伊是名村史編集委員会編 1991 『伊是名村史 下巻 島の民俗と生活』 伊是名村
- 桜田勝徳 1951 「宝島の寄物」 『民間伝承』 15 (11) : 494-495
- 桜田勝徳 1970 『海の宗教』 淡交者
- 島袋源七・佐喜真興英 1970 『山原の土俗』 沖縄郷土文化研究会

- 下野敏見 1989 『ヤマト・琉球民族の比較研究』 法政大学出版局
- 柏常秋 1954 『沖永良部島民俗誌』 稜霄文庫刊行會
- 得能壽美 2007 『近世八重山の民衆生活史』 榕樹木書林
- 平安座自治会 1985 『平安座自治会新築記念 故きを温ねて』 平安座自治会
- 比嘉康雄 1993 『神々の原郷久高島 下巻』 第一書房
- 日高旺 1985 『黒潮のフォークロア』 未來社
- 町田原長 1979 『与論島民話集』 町田原長
- 町田原長 1980 『与論島民俗文化誌資料』 私立民俗文化資料館
- 盛口満 2019 『琉球列島の里山誌』 東京大学出版会
- 山田實 1984 『与論島の生活と伝承』 桜楓社
- 与論町誌編集委員会編 1988 『与論町誌』 与論町教育委員会
- 渡邊三四一 2019 「祀られた漂着物・奉納された漂着物一人が他県中越地方の事例から」 『どんぶらこ』 64：7-7
- 渡邊欣雄ほか編 2008 『沖縄民俗辞典』 吉川弘文館

栄養を正しく摂取する生活様式について（その一）¹ — 予防医学と現代医学の接点をめぐって —

劉 剛*

About the lifestyle of proper nutrition (No. 1) — On the point of contact between preventive medicine and modern medicine —

LIU Gang

要 旨

昭和60（1985）年の沖縄県は、男女ともに平均寿命が全国一位を誇っていた。しかしその後は低下を続け、厚生労働省が平成29（2017）年12月13日に公表した「平成27年都道府県別生命表」によると、沖縄の男性の平均寿命は全国で36位という非常に厳しい結果となり、「長寿の島」とは言えなくなった。平均寿命が低下した要因としては、「脂質摂取量」「カロリー過多」「運動不足」などが考えられるが、実際これらは社会的・文化的問題だともいえる。

そこで今回、琉球温熱療法院院長の屋比久勝子先生との対談を通して、カロリーと栄養は違うということであらためて認識し、健康予防や未病対策への取組みに、新たな視点で栄養学を学んだ。

国は未だにカロリーを重要視し、病院も学校もカロリー計算を基に料理の献立をつくっている。では、そのカロリーの中身は何なのか、と問いたいのである。沖縄県では摂取カロリーは減っているが、脂肪で摂っているカロリーは多い。その歪みが、肥満や生活習慣病という形で現れているのではないだろうか。

屋比久先生との対談を通し、古典栄養学ではなく、分子生物学から導き出した新たな栄養学を通して、カロリーと栄養の違いを認識し、再び長寿日本一を誇れる沖縄県が取り戻せることを、強く願うところである。

キーワード：健康と長寿 予防と治療 カロリーと栄養 生活スタイル

屋比久先生との対談

劉：どうもお久しぶりです。お元気でしょうか？

* 沖縄大学人文学部教授

屋比久：お久しぶりです。最近お体はいかがでしょう？

劉：予防医学の視点から、先生が実施、推奨されている温熱療法・新栄養療法について、勉強しながら改めて理解を深めているところなのですが、この機会に先生からさらなる英知を教えていただければ幸いです。早速ですが現代社会では、様々な病の「根本」は、精神面の「貧困」が一つの要因であると考えられるのですが、それを克服するためには予防医療の力がどうしても必要だと思っています¹。先進国日本の一地域である沖縄ですが、貧困問題は確かに存在しています。県民所得は低く、食事はファストフードやスーパーマーケットの総菜などに依存することが多く、若者の健康管理の問題は、かなり深刻になっていると思われま。それは例えば偏食であったり、或いは不当なダイエットであったり、カロリーと栄養を正しく理解していないことに問題があります。さらにこれは不登校やニート、フリーターなどの問題と決して無関係ではなく、認識上の「貧困」という現象は、現代社会の健康問題のもう一つの重要な側面だといえると思っています。そこで今回は二つの視点からお話をうかがわせていただけないかと思っています。一つは、栄養を正しく摂取するという、もう一つは、貧困家庭において如何に栄養問題を解決するか、についてお願いします。

屋比久：栄養とカロリーの混同問題は、体や精神面が貧困に陥る根源的な原因の一つでもあると考えています。病気や精神面に問題があると、高額の治療費、そして勉強や仕事などに集中できないといった問題が発生します。貧困問題は、確かに沖縄の社会問題として取り上げられていますが、それは様々な形となって表出してきます。

劉：琉球温熱療法院はどのような状況でしょうか？

屋比久：やはりコロナ禍で、色々な影響が出ています。でも、患者さまに何らかの形で役に立ちたいと思い色々取り組んでいます。

劉：近年、さまざまな栄養と病気についての情報やアドバイスが、色々なメディアを通して伝えられていますが、その中には結構不適切な情報が少なくないのが事実です。そしてこの不適切な情報を基に、例えば病院で栄養指導等を行うと、かえって患者の病状を重篤にしてしまうこともあります。それは非常に良くないことなのですが、残念ながら私自身もそのような体験をしました。その後、屋比久先生の琉球温熱療法院で、温熱療法をはじめさまざまな栄養と健康の総合的な指導を受けてから、体調はかなり改善しており、これらの知識や理念をもっとたくさんの方に伝えたいと思っています。

一つお願いがあります。北京に住む私の友人のことなのですが、糖尿病を患いその影響

で、次々に足の指を切断せざるを得ない状況になっています。彼に対してぜひ日常生活の栄養指導を少しでも頂きたいのですが…。

屋比久：糖尿病とは読んで字の如く、糖が尿に出る病気ですが、血糖値が異常に高いことが特徴で、糖が尿にでることが決定的な糖尿病だとはいえません。腎臓機能に異常があれば、血糖値は高くなくても、糖が尿に出る場合があります。「腎性糖尿」と呼ばれるのがこれで、いわゆる「真性糖尿」とは別の病気であるといえます。糖尿病の簡単な診断は、試験紙で検査をしますが、そこで反応があったからといって、「真性糖尿」であるとは限りません。結局最終的な診断は、血液検査によって下されます。実際は、血糖値の時間的推移を見て、正常型、糖尿病型、境界型の三つに区別されますが、境界型の60%はその後糖尿病型に移行したという統計があります。アキレス腱反射に減弱が見られる人に、その傾向があります。

劉：糖尿病になるのはどうしてなのですか？

屋比久：糖尿病は、遺伝的素因に後天的要因が加わって発症するというのが定説です。高血糖の状態は、血中ブドウ糖の処理を受け持つインシュリンの不足からきます。インシュリンが十分にある健常者の場合、血糖はスムーズにグリコーゲンや脂肪酸に変化していきます。糖尿病はよく成人病の一つに数えられますが、これには十分な根拠があります。中年になって体重が増えると、多くの臓器は縮み始め、これは膵臓も例外ではありません。それでインシュリン分泌量が減少してきます。体重が増え体が大きくなったのに、インシュリン分泌量が減れば、必然血糖値は上昇するのです。中年過ぎの成人病としての糖尿病は、この様な後天的要因で発症します。

劉：糖尿病が重症化するとどのような危険がありますか？

屋比久：糖尿病は、高血圧、白内障、網膜症、壊疽、潰瘍などに繋がるばかりでなく、体液を酸性化するので、健康レベルの低下が免れません。これは患者を、疲れやすい状態に陥れます。そこで一般的に医師は、血糖値低下の奥の手として、食事のカロリー制限を命じます。するとこれが患者には、空腹による気力低下を招くことになり、悪循環が形成されます。

劉：その悪循環を断ち切る方法は無いのでしょうか？

屋比久：カールソン・ウエイド著「若返りビタミン」にはビタミンEの効果・効能が幾つも

紹介されています。特に重症糖尿病のケースが幾つか紹介されていますが、内科医ネルソン=ジョージの場合を抜粋すると、ネルソンは自分が糖尿病になったことを知って、インシュリンの注射を開始しました。それを継続したにも関わらず、20年後に脳梗塞を発し左半身の麻痺を起こしました。このときの血糖値は360に達していたといわれています。やがて、麻痺のない側の右足に循環障害が起き、痛みと炎症とに襲われ、ついに潰瘍を発しました。ネルソンは治療のために入院しましたが経過は悪く、遂に右足の一部を切断しました。手術の傷が回復に向かった時点で今度は左足の鬱血と潰瘍が始まりました。踵の潰瘍は大きく、起き上がることも困難で、結局ネルソンは数本の指と踵を切断せざるを得ませんでした。この段階でネルソンはVE (α) に注目し、毎日400mg単位の服用によって、疼痛は一週間で消え、安定剤なしで眠れるようになったそうです。半年後には足の潰瘍は治り、再発の恐れはなくなりました。以前には200を超えていた血圧は150まで下がり、360もあった血糖値は110まで下がったそうです。しかも20年以上も続けたインシュリン注射を止めてしまったそうです。カールソン=ウエイド氏の著書には、主にビタミンEの効果・効能が紹介されていますが、元々、糖尿病患者は、フィブリノーゲン、プロトロンビンという物質を分泌し、それらの分泌物が、血液の粘度を上げ、抹消の微小血管までの血流障害を起こし、諸々の症状があらわれてくるのです。ビタミンEには、この血液の粘度を下げる働きがあるのです。糖尿病患者はインシュリンの欠乏が原因です。インシュリンの材料はタンパク質がアミノ酸に分解されて、そのアミノ酸分子が51個結合したタンパクホルモンです。材料なくして人体は何も産生できません。

劉：VE (α) といえば、なんでしょう？

屋比久：ビタミンEのことを指すのですが、ビタミンEには、アルファ (α) ベータ (β) ガンマ (γ) デルタ (δ) イプシロン (ϵ) ツエータ、エータ、テータなど8種類があり、細胞膜を通過するのはビタミンE (α) のみとされています。アルファが最も多いのが小麦胚芽油です。市販の殆どが、ベータやガンマで、トウモロコシや大豆に含有していますが、分子構造が異なるために、吸収率の面でアルファに比べて劣っています。ビタミンEの化学名は、「トコフェロール」と呼ばれ、「出産の力を与える」という意味で、欧米では、ホルモンバランスの崩れた方や、不妊症の治療にも用いられています。ビタミンEのことに触れますと、数ページに及びますので、ここでは割愛させていただきます²。

屋比久：イタリアのある医師の報告によれば、インシュリン注射を常用している糖尿病患者に300mg前後のVE (α) を投与した結果、50%はインシュリンが不要になり、30%はインシュリン量を減らすことができたそうです。残りの20%は好転を見なかったが、これは膵臓に不可逆的な病変があった場合と考えられます。統計によると重症糖尿病患者の平均

寿命は、一般人より10年短くなるといわれています。

劉：膵臓に不可逆的な病変があったとはどのような状態なのでしょう？

屋比久：人体で最も多いホルモンはインシュリンです。このホルモンを作る場所は、膵臓のランゲルハンス島に斑点のように散らばっているβ細胞です。ランゲルハンス島にはα細胞もありますが、これはインシュリンに拮抗して血糖値を高める働きグルカゴンホルモンを分泌します。当面の問題はβ細胞にあります。高血糖が続くとこの細胞は死滅してしまいます。この不可逆段階までくればVE(α)を与えても、どうにもならなくなるのです。何れにせよ、糖尿病患者の血液を調べてみると、VE(α)の濃度は正常者に比べて低く、過酸化脂質の含有量は健康者に比べて高い。糖尿病を放っておいた30歳代の人の内臓は、65歳相当の老化を示すといわれますが、これは大量の過酸化脂質による障害だということです。過酸化脂質に対するVE(α)の作用によって、血中の過酸化脂質の低下を期待することができます。

劉：インシュリンと血糖降下剤について教えてください。

屋比久：インシュリン注射は、糖尿病に対する最後の手段で、最初はまず血糖降下剤が与えられます。これについては肝臓障害という副作用が知られています。これを服用しつつ食事のカロリーを大幅に制限する方法は、賢明ではないと私は思っています。15年前、ある方が糖尿病に犯され当院に来院されました。その方は以前大学病院に入院したとき、湯たんぼの為に両足に火傷を負ったのだと、その傷を見せてくれました。まだ潰瘍の段階に入っていなくても、足部に血行障害があり、神経の機能が麻痺していたために温度感覚が無く、大事に至ったのでした。インシュリン投与をしながらの事でした。残念なことに、後にこの方は網膜症を発生し、眼底出血の為に失明してしまいました。網膜症は網膜に分布する小動脈のところどころに、瘤のできる病気です。これは、動脈壁の細胞膜のリポイド層に自動酸化がおき、その部分が膨れたものです。進行すれば細胞膜がパンクするのは当然です。パンクすれば血液は溢れ、いわゆる眼底出血となり、出血が激しければ失明に至ります。こうなった場合、これを吸収させることが先決となるので、眼底に食塩水を注射して周囲の組織を刺激するのが常道ですが、ここまできたら回復は容易ではありません。

劉：糖尿病というのは本当に怖い病気ですね。

屋比久：ベストとバンティングによってインシュリンが発見されるまで、糖尿病は現在よりさらに恐ろしい病気でした。特に若年性の患者は見る見る痩せて、青年期を迎えることも

できずに、死を待つばかりであったといいます。痩せる原因は、インシュリンの欠乏によって、脂肪の合成が出来なくなる為です。糖尿で最も恐れられているのは昏睡死ですが、糖尿病患者の死因をみると、昏睡での死者は、インシュリン発見以前には70%もあったものが、現在では1%に下がっています。感染症も5%に下がっています。

劉：なるほど、インシュリンの発見というのは本当に大きな出来事だったんですね。

屋比久：アメリカでの糖尿病患者の死因をみると、52%が心臓血管障害、9%が腎臓血管障害（糸球体硬化症）、12%が脳血管障害です。また、発症後の生存数をみるとインシュリン発見前は4.9年であったのが、現在では18.7年に伸びています。このような改善の原因としては、インシュリン以外にも代謝（温熱）や栄養療法を取り入れた人も多く、その効果も見逃せません。また、様々な糖尿病のための薬剤が開発されたことも大きいと思います。

劉：確かに薬剤も日々進歩していますからね。

屋比久：糖尿病は本当に怖い病気です。血管障害が、細い血管にまで及ぶ関係上、「合併症」の範囲が極めて広がります。その合併症には、今まで述べたものの他、筋萎縮症、膀胱鬱血、下痢、起立性低血圧などがあります。これに対して有力な手段としてVE (α)は見逃せません。なお、糖尿病対策として注目を浴びているのが、クロムとナイアシンとの結合した物質です。これは「耐糖因子」(GTF=Glucose Tolerance Factor)と呼ばれています。インシュリンホルモンはアミノ酸分子が51個からなり、補酵素として、諸々のビタミンやミネラルが関わっています。材料無しでは、インシュリン合成ができないのです。

劉：よく解りました、ありがとうございます。では次に学生たちの関心の高いダイエットのお話を聞かせてください。

屋比久：世の中には様々なダイエット法が宣伝されています。科学的に見て、少しは根拠があるものから、微塵も裏付けがないものまで星の数程もあります。それらの何れもが、商品として通用しているのだから、人の世は不思議なものです。

劉：本当に巷にはさまざまなダイエット法が言われていますね。

屋比久：人間は生きていく上で、どうしても必要なエネルギーというものがあります。心臓と肺を動かし、体温を維持し、基本的な代謝を円滑に動かす為の熱量で、これは基礎代謝と呼ばれますが、成人男性では1日およそ2,000kcal、この範囲の熱量ならば、どれ程食

べても全て燃やされてエネルギーとなり消費されるので、体重は増えません。問題は、基礎代謝量以上のエネルギーを摂取した場合です。飽食の時代となった今日、私達の身体は、基礎代謝量以上のエネルギーを溜め込む様になっています。それが顕著に現れるのが、お腹の周りの脂肪です。これを何とかしようとして、ダイエットが花盛りなのですが、まず脂肪貯蔵のメカニズムからダイエットを考えて頂きたいのです。まず、同じ余剰カロリーでも、それをドカッと一挙に沢山食べるのと、チビチビと少しずつ食べるのでは、どちらが太り易い食べ方かだと思いますか？

劉：よく判りません、どちらなのでしょう？

屋比久：例えば、1,000kcalの余剰を一挙に食べるのと、チビチビ食べるのとでは、体脂肪の付き方は違います。人間は普段「入力」と「出力」が比例関係であることに慣れていますが、というより、脳は比例関係以外の関係を理解するのが苦手なのです。この場合、摂取カロリーはインプット、体重増加はアウトプットと考えて、インプットとアウトプットとの関係は単純な比例関係になります。200gの苺のショートケーキを食べたとします。直後に体重はどれ位増加するかというと、元々の体重にケーキの重量200gがそのまま「身に付く」事はありません。ケーキの組成成分の半分は水分です。残りは小麦粉の主成分である炭水化物、小麦粉に含まれるタンパク質、クリームの主成分である脂肪から成っています。そのうち水分は身に付きません。もちろん水分を摂取した直後は、その分だけ体重は増えますが、速やかに身体の水分との間のバランスが取り持たれ、余分な量は尿や汗や呼気となって排出されていきます。水はエネルギー源ではないので、ダイエットの敵とはなりません。

劉：では、残りの成分はどうなるのでしょうか？

屋比久：これらが身につくか否かは、個人の代謝エネルギーの兼ね合いで決まります。炭水化物とタンパク質は1gにつき4kcal、脂肪は1gにつき9kcalのエネルギーを内包しています。つまり脂肪は炭水化物やタンパク質の倍以上のエネルギーを持っているのです。ケーキ一切れに含まれる総カロリーは約500kcalです。もし、その日朝から何も食べていなければ、ケーキを食べたとしても1gたりとも「身に付く」ことはありません。ケーキの500kcalは、全て基礎代謝に必要なエネルギーとして消費され、燃えカスは水と二酸化炭素となって、呼気や汗として排出されます。つまり、基礎代謝の範囲内の熱量なら、どれ程食べても太ることはありません。しかし、三度の食事をしっかりと食べているのに、甘いものが欲しくなってショートケーキを食べてしまうと、余剰カロリーはしっかりと身に付き、体重は増加します。

劉：誘惑に負けて余剰カロリーを摂取してしまったら、どうすれば良いのでしょうか？

屋比久：余剰カロリーを身に付けない方法の一つは運動をすることで、摂取したカロリーを無理やり燃やしてしまうことになるのですが、相当の運動量が必要なので、かなりの困難を伴います。200gのショートケーキ1個分（500kcal）を燃焼しつくすには、水泳なら平泳ぎでみっちり1時間、ジョギングなら10km走らないと消費されません。普通の人はショートケーキ1個食べる為に1時間の水泳や、10kmのジョギングをする気力や時間はありません。運動によるダイエット法の多くが功を奏さない理由がここにあるのです。

劉：きつい運動を続けるのは、確かに誰にでもできることではありませんね。

屋比久：お腹の周りについている体脂肪は、余剰カロリーの成れの果ての姿です。これはつまり脂肪細胞で、一つ一つが生きた細胞です。脂肪細胞は一枚の薄い膜で取り囲まれていて、その内部に目一杯脂肪を溜め込む、という生命活動を営んでいます。つまり脂肪細胞は余剰カロリーを毛細血管から受け取って、それを貯蔵しているのです。その時、何を受け取るのかといえば、血液中のブドウ糖いわゆる血糖なのです。基本的には、全ての栄養素はエネルギー源として燃やされるとき、最終的にはブドウ糖になります。ブドウ糖は血液中に溶け込んで体内をグルグル回り、各組織の細胞にいわゆる「ポンプ」のように引きこまれていきます。細胞に取り込まれたブドウ糖は燃やされて、酸素と結びついて、エネルギーを放出する。このエネルギーが細胞の代謝の原動力となり、体温の源となります。お腹が空くとエネルギーの消費が進み、血糖値が低下し空腹感を覚えます。それに応じて、お腹一杯食べた結果必要以上のブドウ糖が血中に存在すると、脂肪細胞はブドウ糖を取り込みます。これを変換して脂肪に変え、細胞内に蓄えるのです。ですからオーバーカロリーとなるフルコース料理などを食する時は、できるだけゆっくり時間をかけて食べるのが賢い食べ方であるといえます。急いで食べると、それに応じて消化管は、消化液や内分泌液を大量に出す羽目になります。ゆっくり食べることで、それらの消化液や内分泌液はゆっくり出るので、無駄が省けます。

劉：よく判りました。話は変わるのですが、ここに私が先日受けた血液検査の結果データがありますが、気をつけるべきことはありますか？

屋比久：データを拝見致す限り、大きな問題は無いのですが、A/Gの数値が1.43と低めですね。アルブミン、グロブリン（これらは免疫の材料）は、免疫のタンパク質で、卵に多く含有しています。γ-GTPの理想値は30くらいなのですが、13と低下していますね。γ-GTPは肝臓や膵臓、十二指腸で分泌される消化液を意味していますので、劉先生は消化力が低下して

いる状態にあります。消化酵素のエビオス（酵母）は、ずっと続けて頂けたらと思います。アミラーゼは80が理想値ですが、111と高値になっていますね。これは炭水化物を分解する酵素を意味しますので、糖質は少し控え目にしてください。中性脂肪は88と低めです。エネルギーの元になりますので130まで上げられるようにタンパク質、チーズなどをお勧めします。気になるのはUIBC（血液中のタンパク質と鉄の結合）が極端に不足しておられます。赤血球の赤い血の色は、タンパク質に鉄、B₁₂、銅の化合物です。劉先生のご疲労の原因は、血中の鉄、B₁₂の不足が大きく関わっています。鉄は動物タンパク質やプルーンに豊富です。B₁₂は胃で吸収するのですが、胃を摘出されていますので、B₁₂の吸収がよくありません。直ぐに腸（絨毛）で吸収できる。メチル化されたB₁₂がありますので、食後に飲み続けてください。きっと、体調が改善されると思います。

劉：ありがとうございます。次は私たちを取り巻く環境の問題から、健康に関わることを教えてください。

屋比久：西ドイツには広大な森林が多く、その木々はたくましく高く伸び緑は深く、黒い森（シュワルツワルト）と呼ばれているそうです。ところが、このドイツの誇る黒い森に、異変が起きつつあるといいます。黒いばかりに見えた緑が、赤茶けた色に変わってきたというのです。その原因が酸性雨です。石油や石炭などの化石燃料は、硫黄分を含んでいます。その含有量には多少の差がありますが、この硫黄が燃えると酸化して亜硫酸ガス（有毒な気体）に変わり、大気中に混じってしまいます。さらにこれが水分と一緒になれば、硫酸になります。それが雲に混ざり雨滴に混ざれば、硫酸雨と呼ばれるようになります。これが、「酸性雨」と呼ばれるものの一つです。

劉：他にも酸性雨となるものはありますか？

屋比久：一般に燃料が燃えるときには、温度が相当に高くなるものです。そのために空気中の窒素が酸化して酸化窒素となります。これもまた空気中に拡散するわけですが、これがさらに水に溶ければ硝酸となります。そしてさらにそれが雨滴に混ざれば硝酸雨となるのです。硝酸雨もまた酸性雨の一つであり、結局のところ工場や自動車や航空機などが、酸性雨を作っていることになるといえます。ただ日本は国土が狭く人口密度が高いために、公害問題に比較的敏感で、工場等の脱硫酸装置の開発が早かったため、酸性雨の被害はあまりひどくありません。

劉：酸性雨は、人々の健康にどのような影響を与えるのですか？

屋比久：硫酸雨について健康上の問題を上げると、植物は土壌から色々な物質を吸収して同化を営んでいますが、そうして合成するタンパク質には、硫黄やセレンといったミネラルが含まれています。詳しく言えば、タンパク質を作るアミノ酸のうちに、硫黄やセレンを含むものがあります。硫黄を含むアミノ酸を「含硫アミノ酸」といい、その硫黄はセレンと拮抗します。また含硫アミノ酸分子の硫黄の位置に、セレンが入ったものを「セレノアミノ酸」といいます。人間が植物を食べると、それに含まれるセレノアミノ酸は、心臓病や癌を防ぐ働きをしてくれます。ところが土壌中に硫黄分が多いと、硫黄はセレンと拮抗するので、セレノアミノ酸になるべきアミノ酸が残らず含硫アミノ酸になってしまうのです。つまり硫酸の雨で土壌の硫黄が増え過ぎると、私達のセレン摂取量が減ることになり、心臓病や癌が増えることに成りかねないのです。

劉：私たちを取り巻く環境が、心臓病や癌を引き起こすことにつながる可能性があるのですね。

屋比久：東南アジアの熱帯雨林は、建材用として伐採され、その70%が商社によるものだといえます。森林は人類を含む陸上動物の故郷です。それが酸性雨や木材提供のためや開発のために破壊されたら、人間は自らの首を絞めるようなものです。大気中の酸素の供給源として、森が重要な意味を持っていることを、私達は再確認する必要があります。もし森林がなくなると雨水は深いところまで染み込んで、そこにあった岩塩を溶かした地下水が地表に出てきて、植物が育たなくなるといわれています。要するに、森林は地上の生態系の中心的役割を担うものですから、それを経済的に優先して伐採し続けると、生活環境の破壊という犠牲が伴うということがいつかは証明されるでしょう。

劉：予防医学の観点から、酸性雨についてよく理解できました。また今度は貧困問題と栄養の相関性についても伺いたいと思っています。ありがとうございました。

注

¹ 2017年12月9日、第551回沖縄大学土曜教養講座『予防医学の要とは…現代の医療体制への挑戦』では屋比久先生をはじめ、秋野公造先生(医学博士、国会議員)、一石英一郎先生(医学博士)を迎え、たくさんの来場者が会場内外にも溢れ、住民の予防医学への関心を反映して大盛況だった。情報は『琉球新報』2017年12月掲載。

² ビタミンのことについて、本対談録のその(三)にて、もっと詳しく記載する予定である。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。
刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、以下のメールアドレスにメールにて提出とする。

E-mail : chicken@okinawa-u.ac.jp

紀要投稿をメール受信後、こちらから1週間以内に返信します。返信が無い場合はご連絡下さい。

5. 原稿の締め切り

原則毎年、5月～6月末日及び11月～12月末日を募集期間とする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 問い合わせ先

〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語

原則的に日本語または英語とします。

2. 表題と著者名

和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。

3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ

(1) 要旨

原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。

(2) 要約

和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。

英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。

(3) キーワード

各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。

(4) 原稿の種類と長さ（和文）

原稿1枚を40字×40行＝1,600字で換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。

- ・「論文」：10～18枚（16,000字～28,000字）＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋英文要約（600語以内）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5～13枚（8,000字～20,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：5～8枚（8,000字～12,000字）＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：3～5枚（4,000字～8,000字）＋要旨（150字）

(5) 原稿の種類と長さ（英文）

- ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
- ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）

4. 書式

原稿の書式は以下の原則に従って下さい。

(1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。

- ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
- ・余白：上下左右すべて20mm
- ・行数×文字数：40×40（1,600字）
- ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）

(2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。

- (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
- (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。． 。（ ）＝ などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ 1. (1) のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 _____ 氏名： _____ Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

（注）原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールで提出する。

問い合わせ先：〒902-0075 那覇市字国場405 沖縄大学地域研究所

Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

『地域研究』 No.27

編集委員長
発行日
発行

島村 聡 (沖縄大学・地域研究所所長)
2021年10月
沖縄大学地域研究所
〒902-0075 沖縄県那覇市字国場405
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本

株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No. *27*

